CISTEC journal

2009.11
No.124
参照用

●輸出管理NEWS
◇解説「規制のリバランス・合理化について」
◇リスト改正Q&A／外為法改正Q&A
◇超訳！外為法・新25条

［特集］輸出管理実務運用＜教育編＞
◇教育現場における『よくある事例』
◇輸出管理教育のポイント
◇企業の教育事例
大日本スクリーン製造株式会社／株式会社東芝／三菱商事株式会社
◇輸出管理教育担当者130名に聞く＜アンケート集計結果＞

●テクノロジー・アイ　軍事転用可能な技術「遠心分離機」

●規制品解説「アルミニウム」

●寺子屋塾　「文書管理とは」

CISTEC 財団法人 安全保障貿易情報センター
Center for Information on Security Trade Control

目　次

2009 NOV No.124

1．輸出管理NEWS
〈1〉外為法改正 …… 1
1．解説　「規制のリバランス・合理化について」　CISTEC　調査研究部
2．リスト改正Q&A／外為法改正Q&A
3．超訳！　外為法・新25条
〈2〉寄稿 …… 13
「JETRASとNACCSのシステム統合による利便性の向上―電子申請の利用拡大に向けて―」　経済産業省

2．特集　輸出管理実務運用＜教育編＞
―いかに効率的&効果的に全社員の「気づき」を促すか―
〈1〉輸出管理教育の概要とそのポイント …… 24
1．輸出管理業務における教育 …… 24
2．社内教育の不徹底による違反事例 …… 25
3．輸出管理教育を行う根拠 …… 26
4．教育現場における『よくある事例』 …… 27
5．輸出管理教育のポイント …… 31
〈2〉企業の教育事例 …… 33
1．大日本スクリーン製造株式会社 …… 33
2．株式会社東芝 …… 41
3．三菱商事株式会社 …… 45
〈3〉輸出管理教育担当者130名に聞く＜アンケート集計結果＞ …… 51

3．Expert's Point of View　川上　京介氏 …… 58
4．米国Focus　最新動向【米国輸出管理規制】―2009年8月から9月末までのニュース― …… 64
5．視点　「BIS Update2009に参加して」 …… 75
6．海外アウトリーチ報告　ベトナム　H21.8.27開催 …… 77
台湾　H21.9.10開催

7．テクノロジー・アイ　軍事転用可能な技術「遠心分離機」 …… 81
8．規制品解説　「アルミニウム」 …… 84
9．書評　『ハンドキャリー手続きマニュアル』 …… 89
『Implementing Resolution 1540: the Role of Regional Organizations』 …… 90
10．寺子屋塾　〈文書管理とは？〉 …… 91
11．こぼれ話出張記　「ニューヨーク国連本部ビルを訪れて」 …… 99

12．輸出管理 Q&A …… 100
13．学会便り　日本安全保障貿易学会　第5回総会報告 …… 102
日本安全保障貿易学会　第9回研究大会終了
14．委員会便り　委員会活動 …… 106
15．セミナー・ニュース　◇国内法令関連　実務演習コース〈該非判定〉 …… 109
秋期：輸出管理基礎コース
外為法改正説明会
◇海外法制度関連　国連安保理・米国輸出管理動向 …… 111
16．CISTEC UPDATE　平成21年度研修会スケジュール／研修会案内／書籍案内 …… 112
輸出管理研修 講師派遣のご案内 …… 120
賛助会員便り／輸出管理相談実績 …… 121
17．編集後記 …… 125

外為法改正

〈1〉解説
「規制のリバランス・合理化について」

CISTEC　調査研究部

平成21年２月に答申された産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の「安全保障貿易管理に係る制度改正について」は、外為法改正の方向性が示されているとともに、法改正を伴わない「規制のリバランス・合理化」として次の２点が挙げられている。

（１）**企業の海外展開に伴う手続の簡素化等の規制合理化**
：海外子会社と本邦親会社間の輸出・技術取引について手続の合理化・簡素化等
（２）**貨物等リストの記述のあり方の見直し**
：規制リストの品目の整理の方法に関して、国際的な動向をも踏まえて検討

（１）に関してさらに具体的な緩和の方向性として次のように述べられている。

■日本の親会社が海外子会社における輸出管理により一層の影響力を行使する等を前提として、例えば以下のように一定の範囲で輸出管理手続きの合理化・簡素化を行うことがどこまで可能であるか更なる検討を行っていくことが適当。
＜技術取引＞
・親会社によって適切に監督される海外子会社とのイントラネットによる情報の共有等、当該子会社内の使用にとどまる技術情報の共有について、現行包括制度に基づく親会社内における管理コストが低減するよう、社内審査の合理化について望ましい管理のあり方の明確化を検討。
＜貨物＞
・親会社によって適切に監督される海外子会社に対する輸出について、特定包括許可制度の要件の見直しを検討
・親会社により適切に管理される優良子会社に対する特別な包括許可制度のあり方についても、併せて可能性を検討

■また、親会社・子会社間の取引にかかわらず、安全保障の観点で合理化可能なものについては、産業界のニーズも踏まえ、一部申請に係る添付書類の簡素化等を行うことを検討することが適当。

１．特定子会社包括制度

こうした答申を受けて、経済産業省は９月27日に「特定子会社包括許可制度の創設」に関するパブリックコメントを実施した。以下、このパブリックコメントで示された（案）に沿って概要を説明する。

なお、昨年10月CISTECとしても「特定優良企業子会社包括制度（仮称）」の創設他についての要望を経済産業省に提出した経緯がある。

＜概要＞

日本資本100％の海外子会社に対して、当該子会社の過半数の株式を持つ日本の親会社が当該子会社に対して輸出された貨物の管理等について指導・監

査をしている場合に当該子会社を最終需要者とする輸出又は技術を利用する者とする役務取引についての包括許可制度で、特定子会社包括輸出許可と特定子会社包括役務取引許可の２種類がある。

子会社はメーカーの子会社のＡ種特定子会社と商社の子会社を想定したＢ種特定子会社があるが、Ｂ種特定子会社についてはＡ種特定子会社を最終需要者とする貨物の輸入者等である必要がある。

なお、法律等で現地資本が含まれる子会社であっても、100％日本資本の子会社と同等と認められる子会社・孫会社も対象になる。

また、特定子会社包括許可を有している親会社の同意を得れば、資本関係がなくてもＡ種又はＢ種子会社向けの包括許可の申請はできる。デバイス等のメーカーなどが申請者になるだろう。

（「p.８の特定子会社包括許可の概要」（経済産業省作成）を参照）

＜対象範囲と有効期限＞

対象となる貨物・技術は「包括許可取扱要領」の中で包括許可の範囲として示されている別表Ａと別表Ｂの一般包括許可／特定包括許可マトリックスの「特定」と表記されている仕向地又は提供地と貨物又は技術（設計・製造技術は除く。）の組み合わせのすべてである。（特定包括許可の範囲は、「特定」と表記されている範囲内から申請した部分だけが許可されるのに比べると、格段に広範囲である。）したがって、一般包括許可と併せて活用すると、輸出者等のメリットは十分あるものと思われる。

有効期限は、３年を超えない範囲内で経済産業大臣が定める日である。

（なお、特定包括許可、特別返品等包括許可についても、有効期限が３年を超えない範囲に改正され、包括許可の有効期間はすべて３年間ということになる。）

＜評価＞

ただし、難点がないわけではない。親会社、子会社ともに監査要件が課せられていることである。「特定」と標記されている貨物・技術は機微なものであるから仕方のない面はあるが、しかしこの特定子会社包括許可を取得又は更新にあたって海外子会社まで出向いて実地の監査を行うとなると、他の包括許可に比べて申請者のコスト負担が大きいのである。

特定子会社も誓約書の内容の履行状況の監査を毎年１回実施するとともに、親会社の指導・監査を受けなければならないため、管理コストがかかる。

とすれば、従来の特定包括許可を取得するか、個別許可での対応を選択する企業が大部分ではないかと考えられるが、ともあれ、新しい制度の出発と展開を見守りたい。

２．特定子会社包括制度以外

特定子会社包括許可制度以外の規制のリバランス・合理化も紹介する。

１）「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について」

輸出令別表第１の３の項（１）、（２）に該当する貨物とこれら貨物の設計、製造又は使用技術を提供する場合「当該貨物（又は当該技術）を使用するプラントの全体図及び最終製品の製造フロー図（当該貨物の使用箇所を明示したもの）」を添付書類として提出する必要があるが、11月１日からは「ただし、過去に許可を取得して輸出した貨物と同一の需要者向けに同一の設置場所で同一の用途に輸出することが確認できる場合には省略することができる。」と一部の添付書類が省略できる場合が明示された。

具体的緩和の方向性で示された下記部分を踏まえた改正である。

> ■また、親会社・子会社間の取引にかかわらず、安全保障の観点で合理化可能なものについては、産業界のニーズも踏まえ、一部申請に係る添付書類の簡素化等を行うことを検討することが適当。

２）「輸出貿易管理令別表第１の２の項（12）１に掲げる貨物の輸出許可等に係る事前同意について」（お知らせ）

設置した場所から再移転した際に再起動のための認証（パスワードの入力等）が必要となる移設検知装置が搭載された状態の輸出令別１の２の項（12）１に該当する「核兵器の開発又は製造に用いられる数値制御を行うことができる工作機械」の輸出許可申請にあたって、「需要者等の誓約書」として「輸

出先の国内における再移転であって所有権の移転を伴わない再移転の場合に限り、貨物の輸出者の事前同意を得る手続を行う対象としない」旨の誓約書を提出することができるようになる。これは、輸出先での移設が勝手にできず、日本の輸出者又は製造者のコントロールが可能であるため、緩和措置がなされるものである。

この前提としては、当該工作機械の製造者から次の内容の確認書を入手し、許可申請時に経済産業省に提出していることが必要になる。

①移設検知装置が、別工場への移設、同一工場敷地内の別建屋への移設、同一建屋内の別フロアへの移設など、当初貨物が設置されているフロア外への移設を確実に検知して再起動できなくなることを当該工作機械の製造者が保証したものであること。

②再起動のための認証（パスワードの入力等）は当該工作機械の製造者が管理し、輸出者の了承なく他の者には教えないこと。

③②に該当する認証（パスワードの入力等）の要求があったとき、当該工作機械の製造者は、直ちに、輸出者の事前同意を得ること。

さらに大量破壊兵器通達の誓約書に基づく事前同意を求められたときに、輸出者は需要者が誓約条項に違反していないか否かを確認する旨誓約していることも必要である。

（＊外為令別表の２の項（２）の工作機械の使用プログラムの提供であって、移設検知装置とセットで当該プログラムが提供される場合においても役務取引許可申請時に同様な誓約をしていれば、事前同意を得る手続を行う対象としない誓約書を提出できる。）

３）輸入貨物の返却に関する輸出手続について

昨年度のCISTEC制度・手続分科会では「『輸入貨物の返却に係る特例化』による規制緩和について」の要望書を経済産業省に提出した。

「我が国企業は多くの外国製貨物を輸入しているが、不良、異品等の理由に起因して輸出元に返却しなければならないことがある。この場合において、企業が直面している問題は、我が国の法令に馴染みのない海外に所在するメーカー等に該非の判定を依頼する、又は判定に資する情報を迅速に得て自ら判定することの困難さである。」

分科会では会員企業に対するアンケートによる実態調査（88%の企業からビジネス活動の足枷となっていると考えている。）を基に「輸出元への返却」であることを規制除外要件とし、かつ、輸出令別表第１の項番の特定を不要とする特例の創設を提案した。

具体的には、輸出令第４条第１項第二号に次のような規定のトを新設する。

「ト　本邦に輸入された後に輸出される貨物であって、経済産業大臣が告示で定めるもの」

この告示でさらに具体的な規定が定められる。

「一　本邦に輸入された貨物であって、不具合、異品又は借用品のうち返送されるもの

二　本邦に輸入された貨物であって、不具合、借用品の調査、分析、評価その他これらに類する行為がなされた後返送されるもの」

この要望に関して、経済産業省も前向きの方向で検討をしており、今後の進展が期待できるところである。

４）貨物等リストの記述のあり方の見直し

本件は、答申に記載されたものであるが、昨年度のCISTEC総合分科会では「輸出規制番号の国際化に関する要望」を経済産業省に提出し、この記述のあり方として輸出令別表第１及び外為令別表の各規制番号をグローバルスタンダードな番号体系にすべきと、答申の内容を具体的な動きに結びつけようと意図した要望をした。

今年度は、レジーム、EU等と我が国の政省令との対比表を作成するシステムの検討しているほかに、経済産業省も規制番号をグローバルスタンダードに改正したときの制度的検討を進めているところである。

大きな改正になるだけに、克服しなければならない課題も多い上、時間もかかるものであるが、今後の展開に注目していただきたい。

外為法改正

〈2〉リスト改正Q＆A／外為法改正Q＆A

平成21年度安全保障貿易管理説明会＜外為関連法令改正＞及び＜外為法改正＞において行われた質疑応答を一部掲載しています。

【1】リスト改正Q＆A

Q1. 運用通達の9項に、電子組立品、モジュール若しくは集積回路の件については、「他の貨物の部分品又は電子組立品である場合においても、貨物等省令第8条第9号に基づいて判定するものとする」と規定されています。説明では、8項貨物については適用しないとなっていますが、その根拠はどこに書いてあるのでしょうか。

A1．これは9の項に該当する貨物を対象とした解釈ですので、他の項の貨物についてそのまま適用されるものではありません。

Q2. 当社は半導体集積回路の外販店を担当しています。運用通達の9項では従来の「暗号装置」から、「電子組立品、モジュール若しくは集積回路」と変わっています。それに伴って解釈も「他の貨物の部分品又は電子組立品である場合においても、貨物等省令第8条第九号に基づいて判定するものとする」というふうに改正されています。例えば暗号機能を持つ集積回路を、通信機の部分品として考えないといけないような場合、今回の解釈変更によって、通信機の部分品としての判定と、暗号集積回路としての判定の両方をしないといけないということでしょうか。

A2．従来、同じ暗号機能を持ったICチップであっても、それ自体が暗号装置だという場合と、暗号チップが組み込まれた貨物それ自体を暗号装置として解釈する場合があるなど、解釈の幅が広かったため、より合意文書に沿った表現とし、解釈を整理したというのが今回の改正の趣旨です。ある貨物に暗号チップが組み込まれているが、装置全体としては暗号機能を持っているとは言えないような場合は、「暗号機能を有する集積回路」としてのみ判定をするということになりますので、重複した判定が必要となるものではありません。

Q3. 貨物等省令第8条第9号のヲ「特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもの」（除外規定の追加）について質問します。この解釈について『インフラや公共サービスのためのものに限定される』と説明がありましたが、そのように限定されてしまうと、日本だけ除外の範囲が狭くなるということにならないのでしょうか。

A3．ご指摘の解釈は、あくまでワッセナー・アレンジメントにおける議論、合意内容の趣旨を踏まえたものであり、各参加国は同じような趣旨に基づいて規制しているものと考えています。

Q4. 貨物等省令第8条第9号のヌとヲの部分の追加・変更がありました。現在、一般的に市販されている携帯電話のほとんどがインターネットアクセス機能を持っていて、SSL通信が可能

です。この規定によって、そうした一般的に市販されている携帯電話は、すべてこの改正によって該当に変わる、という解釈でよいのでしょうか。

Ａ４．改正の前の貨物等省令第８条第９号のヌの規定によって非該当とされ、改正後の同規定のいずれにも該当しないものについてはそのような解釈となります。

Q5. 輸出令別表第１の14の項の「簡易爆発装置の除去装置等の追加」について、どういったものが対象とされているのでしょうか。とくに対人地雷等が該当するかどうか教えていただきたい。

Ａ５．簡易爆発装置（IED）とは、紛争地域でテロリストなどがトラップとして使用している、あり合わせの材料を用いて作る爆弾のことを指しています。簡易爆発装置は、規格化された工業製品である従来の地雷とは別物であり、地雷を除去するための装置であっても、特に簡易爆発装置を除去するためのものでなければ、14の項には該当しません。

Q6. 貨物等省令第３条で、従来の「500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる」という要件が改正され、複数の項目でペイロードの規定がなくなり、「300キロメートル以上運搬することができる」という規定だけになっています。社内の審査票では、大量破壊兵器のキャッチオールの客観要件において、従来の要件になっていますが、改正する必要はあるのでしょうか。

Ａ６．今回の改正は、リスト規制の対象となるミサイル関連品目についてスペック要件を見直すものです。大量破壊兵器キャッチオール規制において核兵器等と見なされるロケット、無人航空機の範囲は従来どおり、「ペイロードを300キロメートル以上運搬できる」という要件のままであり、社内の管理規定の変更を求めるものではありません。

【２】外為法改正Ｑ＆Ａ

［技術移転規制］

Q1. 外国に出張している社員に電子メールで技術資料を送る行為は、国境を越えているので規制対象となり、許可が必要なのでしょうか。

Ａ１．許可は不要です。出張中の社員に技術資料を送る行為は、同一組織内でのやりとりですので取引とはいえず、規制対象外です（注：現地法人やグループ会社などは同一組織とは見なされません）。ただし、その社員が現地で非居住者に技術提供を行うのであれば、それは「外国で提供することを目的とする取引」にあたりますので、メールの送信前に外為法第25条第１項や外為令第17条第２項の許可が必要です（外為令第17条第２項の許可を取得した場合、現地で非居住者に技術提供を行う前にあらためて外為法第25条第１項の役務取引許可の取得が必要です）。

Q2. USBメモリや電子メールといった「媒体」を介さないような口頭での技術提供（例えば外国の人から電話がかかってきた、外国の企業の方との打ち合わせの場での発言等）では、規制の解釈はどうなるのでしょうか。

Ａ２．媒体を介さなくても、口頭でリスト規制技術を提供すれば、従来どおり外為法第25条第１項の規制対象となります。

Q3. 海外関係会社に出向し、非居住者となっている社員が多数います。彼らが一時帰国をした場合の管理について、どう指導したら良いのでしょうか。非居住者が日本に一時帰国した場合に規制技術を提供するときは、許可を取って提供するので問題ないと思うのですが、例えば、その非居住者が日本滞在期間中に、新たな規制に当たるような技術開発を行い、海外に戻る際、自己使用の場合には許可は不要と考え、誰かに提供する場合には許可が必要になるのでしょうか。

Ａ３．一時的に国内に滞在する非居住者であって

も、国内では外為法の規制を受けますので、国外で第三者に技術を提供しようとすれば、出国前に許可申請をしなければなりません。

Q4. 海外の会社に図面を提供して、製作させて購入する場合があります。最初の図面は許可を得てから提供するのですが、途中で図面変更があった場合、従来から「重大な変更でなければ輸出許可の変更は不要」と聞いています。その要不要の判断基準はあるのでしょうか。あるいは変更が必要な場合、どういった手続きが必要なのでしょうか。

A４．一律に判断することはできません。例えば当初の申請内容から、該当する項番や貨物等省令の条文が変わってしまう、あるいは使用の技術としていたものが設計技術に該当するものに変わった、という程の変更があれば無許可取引になる場合もあります。変更があり、判断に迷われた際は経済産業省 安全保障貿易審査課にご相談ください。

Q5. 業務委託先企業が海外子会社に開示する契約の場合、委託先企業が許可申請をすれば良いと解釈していますが、委託元も許可を取らないといけないのでしょうか。

A５．許可申請が必要となるのは、外為法第25条第１項の対外取引を行う者ですので、委託先企業が海外に技術を提供する主体である場合は、委託先企業のみが許可を取得すれば足ります。

Q6. 日本の商社の海外の現地法人の社員が、本邦にある親会社のサーバーにアクセスし、商取引上必要な情報が規制対象の情報であった場合、それをダウンロードする際に、誰が輸出許可を申請すればいいのでしょうか。

A６．この場合、親会社が保有している技術を海外の子会社に提供することになるので、親会社が役務取引許可の申請することになります。この場合、個々のアクセスについては現地社員の意思による行為であり親会社側に認識がなかったとしても、現地法人の社員が自由にアクセスできる環境にするということ自体が技術提供取引にあたるということになります。

Q7. クラウドコンピューティングを利用した場合の技術資料の保存方法ですが、クラウドサービスですので、サーバー自体がどこにあるか分かりません。国内にあれば問題ないと思うのですが、例えばサーバー自体が米国にある場合、クラウドサービスを利用してデータを保存する際､そのたびに許可が必要になるのでしょうか。

A７．外為法第25条第１項による技術提供の取引については、その手段には何ら限定はありません。サーバーに掲載した段階で、外国においてアクセスが可能になる、あるいは非居住者がアクセスできるようになるということでしたら、サーバーの所在がどこにあるかとは関係なく規制の対象になりますし、逆に、サーバーが米国にあっても、それにアクセスすることが可能な人間が居住者に限られる場合、それは技術の対外提供に当たりませんので、規制対象外ということになります。

Q8. 今日まで居住者であった人が、明日から海外赴任となり非居住者になり、現在使っているパソコンあるいはUSBメモリを引き続き使わせる際、そこに格納されている技術は管理の対象なのですか。

A８．すでに技術の提供が行われた後であれば、原則として、居住者から非居住者へと立場が変わったことにより、特段新しい提供があったとは解釈されません。ただし、その技術を国外で第三者に提供する場合は改めて許可が必要となる場合があります。

Q9. 電子メールがウイルスによって汚染されて該当技術が漏洩した場合、経済産業省に許可を申請する必要があるのでしょうか。また、海外に持ち出しの該当技術が入ったUSBを盗難・紛失した際は経済産業省に許可を申請する必要はあるのでしょうか。

A９．外為法第25条第１項の対象となっている取引については、あくまでも両当事者間のそういった内容の合意があったことが前提となっています。もともと技術を提供する意思がないに

もかかわらず、結果として漏洩した場合についてまで、外為法の違反、刑事訴訟法上の違反が問われるものではありません。

［輸出者等遵守基準］

Q1. 輸出者等遵守基準は、輸出者だけが規定を作るということになるのか、それとも荷主や輸出業務を一切行なっていない企業は作らなくていいのでしょうか。

A１．輸出者等遵守基準は、外為法の規制対象となる輸出等を行う者に対して、外為法の規定を遵守するために資する事項を規定しているところです。したがって、荷主やメーカーの別にかかわらず、経済産業省に許可申請をする主体が対象となります。

Q2. 弊社の場合、直接輸出はしておらず商社経由で間接輸出をしています。パラメータシート等の作成は行っていますが、その場合、今回の真ん中の「リスト品輸出者等の遵守基準」（下図）というところに当たるのでしょうか。

A２．輸出者等遵守基準が適用されるのは、外為法の許可申請の義務が生じている者に限られています。したがって、商社において許可申請が行われる間接輸出の場合は、輸出者等としての許可申請義務がありませんので、遵守基準の対象からも外れることになります。

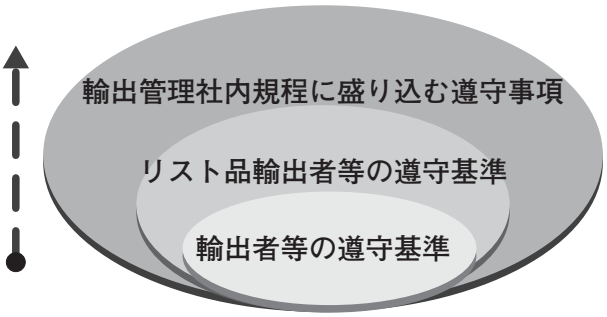

Q3. 今回の遵守基準では、キャッチオール規制品だけを輸出している会社であっても、今後は新たにCPを届け出る必要はあるのでしょうか。

A３．CPの届出自体は法律上の義務ではありません。法律上の義務となっているのは、輸出者等遵守基準の内容を遵守することのみであり、遵守基準が新設されたことによって、CPの届出を新たに強制するものではありません。もちろん、輸出者等であれば、キャッチオール規制品のみを扱っている業者でもCPを提出していただくことは、基本的に望ましいことと考えております。

Q4. 輸出者等遵守基準の中で、「『該非確認責任者』を選任すること」とありますが、この責任者というのは、例えば該非判定をする現場レベルの責任者なのか、経営者レベルなのか、どのように考えるべきなのでしょうか。

A４．輸出管理全体の責任者（＝『統括責任者』）については、組織の代表者であることが必要ですが、該非確認については、特段、その役職、レベル等について指定するということはありません。

Q5. 親会社がCPを取っていて、子会社は親会社のCPに基づいて教育を受けています。今回の輸出者等遵守基準によって、新たに子会社も責任者を決める等、取組まなければならないのでしょうか。もしくは、親会社が子会社の管理体制を兼ねることができるのでしょうか。

A５．原則として輸出者等遵守基準の適用については、法人単位で考えることになります。子会社であっても、親会社のCPの有無とは関係なく、規制対象から外れるというわけではありませんので、例えば、子会社における統括責任者の選定は別途必要となります。

Q6. 社内管理規定の変更についてですが、「文書保存期間を延長」というのは分かるのですが、その下の「遵守基準を踏まえたものであることを規定」（下図）と書いてあるのは、具体的にはどういうことでしょうか。

A６．従来の輸出管理社内規程（CP）とは大臣通達で要請している内容について定めるものでした。今般の輸出者等遵守基準の新設は大臣通達や輸出管理社内規程の通達と直接関係のあるものではありませんが、いずれも輸出管理の望

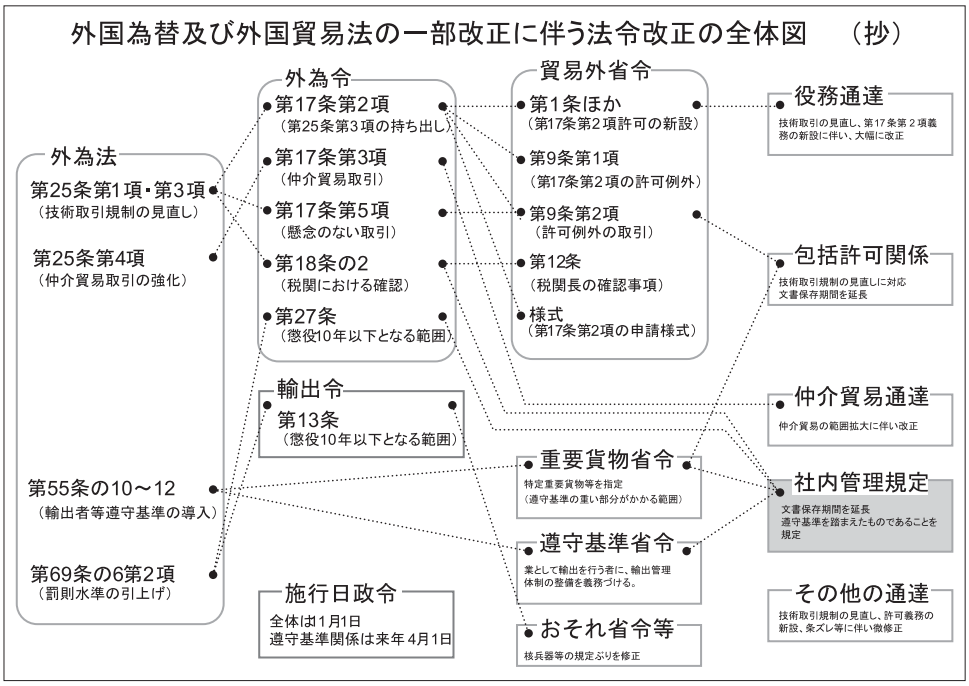

ましいあり方について定めるものであり、CPを定め、それに従った対応を行うことは輸出者等遵守基準の内容をより高い水準で満たしているということになると考えております。そのため、今後、輸出管理社内規程は「大臣通達」に加え、「輸出者等遵守基準」を踏まえたものという位置づけとなります。

Q7. 今後、中国に子会社を立ち上げ、そこでそのパッケージの維持、テスト、サポートなどを委託する場合、包括許可が必要なのでしょうか。

A7．国内から何らかの該当技術を提供するのであれば、何らかの許可が必要となるのは言うまでもありませんが、必ず今回の子会社包括を使わなければいけないというものではありません。

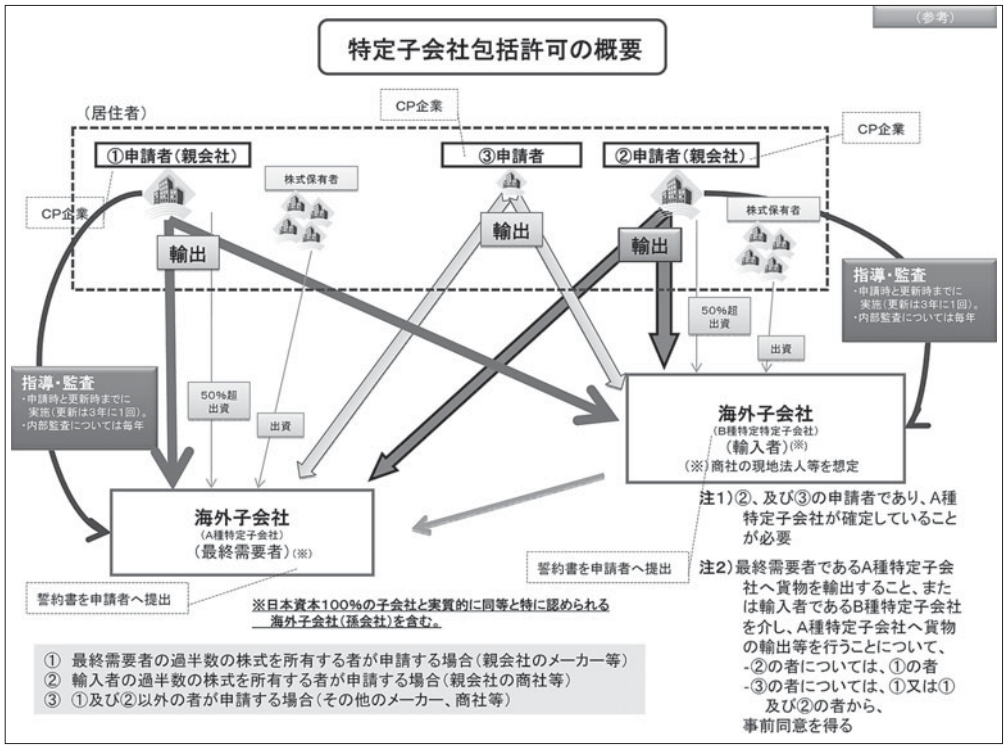

［罰則強化］

Q1. 今回の外為法改正での、罰則強化における時効の変更はどの法律で示されるのでしょうか。

A１．公訴時効の期間は刑事訴訟法第250条において、罰則の重さに応じて一律に定められています。ただし、法人の時効は罰金刑しか科せられないために従来は３年でしたが、外為法第72条第３項の改正により、自然人と同じく違反の条項に応じて７年、５年になります。

Q2. 行政制裁については何か変更はあるのでしょうか。

A２．制裁期間や対象貨物についての変更はありません。ただし、規制対象である取引等（技術取引や技術持ち出し、仲介取引）の改正により、制裁対象となり禁止される取引等は改正後のものとなります。

Q3.「不正な手段による許可の取得に対する罰則規定の新設」では、用途や需要者を偽造して許可を取得する事案が背景となって定められたと書かれています。例えば、メーカーが、本来は自動車部品のＡという図面を出さないといけなかったものを、誤ってＢという図面を出してきて、それに基づいて輸出者が申請した場合でも、これを不正と言うのでしょうか。それとも、輸出者がＢとわかっているのに意図的にＡを出したとか、そういう故意の場合のみなのでしょうか。結果的に、騙された場合でも、輸出者は罰せられるのでしょうか。

A３．刑法の一般論として、過失犯を処罰する規定がなければ、故意（違法性の認識）がない人間が罰せられることは基本的にありません。今回の不実の許可申請についても、申請者に不正の意図がなければ、原則として適用されることはありません。

Q4. 書類等を作成するためには、当然、個々の社員から情報を提供いただき、許可申請は輸出管理責任者の名前で行います。個々の社員が不正行為や虚偽申告をし、それを見抜けなかった場合、個々の社員が法的に罰せられるのでしょうか。

A４．許可証上の申請者となっていない個々の社員であっても、輸出許可申請に使われる書類だと分かっていて偽造した場合は、その社員が、不正な許可申請を行ったとみなされることがあり得ます。

［書類の保管義務］

Q1. 公訴時効が７年になることによって、輸出関係書類全てに７年の保管が義務づけられるということなのか、それともリスト規制の輸出貨物のみがその対象になるのでしょうか。

A１．書類保存期間の延長は、公訴時効の延長に伴って変更するものです。懲役10年以下の罪の時効期間は７年、懲役７年以下及び５年以下の罪は５年ですので、１の項から４の項に該当する品目の輸出等に関する書類のみ保存期間が７年ということになり、その他は５年でかまいません。

主な罰則水準の引上げについて

違反行為	現行		改正後	
	懲役刑	罰金刑	懲役刑	罰金刑
技術提供取引・輸出（許可義務違反） 仲介貿易取引（許可義務違反）	5年以下	200万円以下（輸出・取引額の5倍以下）	【大量破壊兵器関連】10年以下 【その他】7年以下	1000万円以下（輸出・取引額の5倍以下） 700万円以下（輸出・取引額の5倍以下）
記録媒体等の持出し（許可義務違反）	なし		5年以下	500万円以下（輸出・取引額の5倍以下）
輸出入（承認義務違反）	3年以下	100万円以下（輸出・取引額の3倍以下）	5年以下 7	500万円以下（輸出・取引額の5倍以下）
不正な手段による許可取得	なし		3年以下	100万円以下（輸出・取引額の3倍以下）
輸出者等遵守基準に係る命令違反	なし		6ヶ月以下	50万円以下

Q2. 書類の保管期限ですが、キャッチオール関係の書類の保管期限については５年なのでしょうか、７年なのでしょうか。

A２．キャッチオール規制対象品目は16の項に該当する品目ですので、その申請書類は５年間保存していただくことになります。

Q3. 輸出者等遵守基準に係る行政指導等に関して、外為法第55条の11の規定「指導及び助言」とありますが、CPを整備している企業であっ

ても行われるのでしょうか。指導と助言では重みが違うのでしょうか。

Ａ３．CPを届け出ていても、輸出管理が適正に行われていないのであれば、指導・助言、あるいは勧告・命令を行う可能性はあります。

また、指導と助言については外為法上特段その効果に違いがあるというものではありません。個々の案件に応じて適切に使い分けるというものです。

Ｑ4. 書類保存期間の延長に対応したCPの対応が必要、ということですが、保存期間が５項から16項に関わるものと、１の項から４の項に関わるものの輸出では、期間が違うことがあります。例えば、１から４の項までの輸出を取り扱わないことが業態で確実である場合には、CP上の書類保存期間＝５年間を変更する必要はあるのでしょうか。

Ａ４．１の項から４の項まで扱わないということなら、特段CPを変更いただく必要はありません。

［税関の確認］

Ｑ1. 技術資料の入った特定記録媒体等の海外への持ち出しの際、税関の確認は現行と変わらない、という説明でした。実際に持ち出す場合、税関では許可証等の確認は行なわないという理解でいいでしょうか。あるいは、社内で持ち出した記録を取っておき、許可証については自社で持っていて構わない、という解釈なのでしょうか。

Ａ１．外為法第25条第１項の許可を取っている場合は、外為法第25条第３項の持ち出しについて許可を取得することは不要です。税関での確認は、外為法第25条第３項に定められている特定記録媒体等の持ち出しについて許可を取った場合に限られていますので、既に許可を受けた取引に関する技術の持ち出しは、税関における確認の対象とはなりません。

Ｑ2. 外為法第25条の第３項に関して、記録媒体等を税関長が確認をする場合があるようなのですが、具体的に何を通関する際に用意しておかなければならないのでしょうか。

Ａ２．「税関長の確認」の新設は、輸出者側から許可証の提示があった場合と、外為法違反の疑われる事例について、行政側が懸念情報を把握しているときのみに行うものですので、法令を遵守している通常の企業等においては、何ら対応は必要ありません。

Ｑ3. 税関長の確認についてですが、許可を取得した該当技術の持出しが同じ日に別の社員によって行われる場合、役務包括の分割は今後行われるのでしょうか。

Ａ３．技術の持ち出し許可の対象となるのは、あくまで提供に関する許可を持っていない場合に限られます。役務包括を持っているということは外為法第25条１項の許可が認められていることなので、それに関係する持ち出しについては、外為令第17条２項の許可義務の対象となっていません。したがって、役務包括を持っている以上、対象取引に関する持ち出し行為は、そもそも税関長の確認の対象となっておりません。

文中に掲載している資料は、説明会で配布された資料を引用しています。

なお、実際の輸出管理業務についての手続きや判断及び解釈に関しては、必ず最新の関係法令に拠って各自の責任で行ってください。

外為法改正

〈3〉超訳！ 外為法 新・第25条

CISTEC　調査研究部

22年振りの改正となった外為法ですが、大きな柱のひとつは技術移転規制の強化です。それが新しい第25条に反映されています。しかし、いかんせん、規定が複雑でわかりにくいことは否定できません。貿易外省令などまで追わないと全貌がみえない部分もあります。
経済産業省は各地で説明会を開いていますし、CISTECでも、既に改正外為法の解説書を２冊発行し（詳細はp.118）、少しでもわかりやすい解説に努めているところですが、なお頭に入りにくいと言う方も少なくないかもしれません。特に、第25条の第１項の前段と後段の関係、第１項と第３項の関係など、条文を読んでいるだけでは、ピンとこない方も多いことでしょう。
そこで、よりわかりやすく、技術提供等の局面ごとに分けて、規制内容を再構成してみました。名付けて、「超訳！ 外為法 新・第25条」。上記解説書の補足として少しでもご参考になれば幸いです。
ただし、これを読むだけで済ませるのではなく、条文や解説に当たって、それらをよく理解した上で許可申請の要否を判断するようにして下さい。

＜日本から外国に向けての技術提供＞

第１　日本から外国に向けて、特定技術を提供する者は、誰であっても、許可をとること。

①提供する相手が決まっているときは、第１項の許可をとること。

②提供する相手が決まっていないときは、第３項の許可とること。その場合、相手が決まったときに、第１項の許可もとること。

③自分が使うものであれば、許可不要。

＜日本国内での技術提供＞

第２　日本国内で、非居住者に特定技術を提供する居住者は、許可をとること（第１項後段）

＜外国での技術提供＞

第３　どこの外国であっても、そこで特定技術を提供する居住者は、原則として許可をとること（第１項前段・後段）。

・ただし、その特定技術が、外国で入手したもので、外国だけで取引が完結する場合は、許可は不要（貿易外省令）。

・外国での非居住者による提供行為は、もともと適用対象外（外為法第５条）。

＜外国間の技術の仲介取引＞

第４　ただ、以下の要件に当たる場合だけは、許可をとること（貿易外省令）。

①武器技術の場合

②それ以外の技術

・非ホワイト国で入手して、それを他の非ホワイト国に移動・送信する場合で、

・大量破壊兵器に使われることが分かっている場合か、経産省から通知を受けた場合

＜外国間の貨物の仲介貿易＞

第５　外国から他の外国へ向けて居住者から非居住者に、特定貨物の売買・貸借・贈与をする場合は、

・武器の場合は、すべて許可をとること。
・それ以外の貨物では、非ホワイト国から非ホワイト国へ向けて移動する場合で、大量破壊兵器に使われることが分かっている場合か、経産省から通知を受けた場合に、許可をとること（外為令）。

＜その他参考＞

第６　以下、ご参考。

①第25条第２項と、第３項第二号は、今は適用対象がないから関係ない。

②第25条第６項は、国連安保理の経済制裁などのときに使われる規定。

③税関で確認をとるのは、第25条第３項許可で記録媒体を輸出するときだけで、非該当証明を求められることはないからご安心を。

④「技術の提供」というのは、紙文書、USBメモリなどの電子媒体、電話、FAX、電子メール、口頭による場合を含む。ただし、キャッチオール規制の場合は、口頭は除かれる。

＜外為法改正関連の記事バックナンバー＞

●CISTECジャーナル122号

輸出管理NEWS〈１〉外為法改正

１．解説「外国為替及び外国貿易法改正の概要」

２．分析「パブリックコメントにかけられた政令案のポイント」

３．資料「外国為替令等の一部を改正する政令案新旧対照条文」

●CISTECジャーナル120号

輸出管理NEWS

１．外為法改正案が閣議決定！―22年振りの改正に―

２．産構審 安全保障貿易管理小委員会「安全保障貿易管理に係る制度改正について」

３．不正競争防止法改正案が閣議決定―営業秘密の流出防止策を強化―

JETRASとNACCSのシステム統合による利便性向上　―電子申請の利用拡大に向けて―

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部貿易管理課　情報システム調整官　**杉原井　康男**

1．はじめに

平成12年（2000年）４月に稼働した貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS: Japan Electronic open network TRAde control System）は、今年で十年目の節目を迎えている。この間、税関の通関情報処理システム（NACCS: Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System）との接続（平成14年11月）、通関実績照会（平成18年３月）等の機能追加を行ってきた。一方、外為法に基づく輸出入手続の年間申請件数に対するオンライン利用率は約８％と低迷しており、利用拡大が大きな課題となっている。

また、業務・システム最適化の観点から５年ほど前から新システム開発の構想が浮上していたが、アジア・ゲートウェイ戦略会議の「貿易手続改革プログラム」及び「規制改革推進のための３か年計画（改訂）」の議論の中で、NACCSと各府省の貿易手続関連システム（JETRASを含む）を順次統合していくことが決定された。また、平成20年５月には輸出入・港湾関連情報処理センター（以下、NACCSセンター）の民営化及び業務拡大（外為法に基づく輸出入申請等の電子情報処理を含む）を柱とした「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」の改正法案が成立し、法制度面でのJETRASとNACCSのシステム統合の環境が整った。これを受けて、JETRASの次期システムの開発が本格化し、現在、平成22年２月21日のサービス開始に向けて、仕上げの段階に入っている。

本稿では、JETRASの次期システムとなる「NACCS貿易管理サブシステム」について、利用者の利便性がどのように向上するのか、貿易管理手続のオンライン化の経緯、システムの仕組み、電子申請の法制度、利用上の留意点等をできるだけ平易に解説し、幅広い読者（潜在的な利用者）に、外為法に基づく輸出入許可・承認等手続のオンライン化への理解を深めていただくことを念頭においている。

2．利用者の利便性向上のポイント

JETRASからNACCS貿易管理サブシステムに移行することにより、利用者にとって利便性がどのように向上するのかという点は、最も関心が高い点だと思われる。これまで、JETRASの利用者から電子申請の受付時間の延長、申請者用ソフトであるJETRASライトのインストールの簡易化等の改善要望が寄せられてきたが、JETRASのシステム構造上の制約、限られた予算の中では十分に対応できていなかった。JETRASに比べて、NACCS貿易管理サブシステムの利便性がどのように向上するかについて、図１に主な改善点をまとめた。受付時間延長等のこれまで利用者から寄せられていたJETRASの使い勝手の悪かった点は、全面的に解消している。

NACCS貿易管理サブシステムは、JETRAS同様に、図２に示すような外為法に基づく輸出許可・承認、輸入割当・承認・事前確認等のほぼ全ての貿易管理手続の電子申請に対応しており、貿易規制貨物等の通関申告の際に必要となる、経済産業大臣が交付する許可・承認証等（以下、ライセンス）を電子ライセンスとして交付することができる（書面交付も可能）。

電子ライセンスの効力は、法制度上、許可・承認証等の書面ライセンスと全く同等であるが、利便性の点では電子ライセンスの方が遙かに使い勝手が良いといえる。書面ライセンスでは、通関申告時に税関に原本を提示する必要があるため、紙という物理

次期システムの改善点（利用環境、サポート体制）

1. ユーザフレンドリーな利用環境

・通関業者、海運業者、航空会社等約2500社の利用実績があるNACCSパッケージソフトはインストールが簡単。
また、機能追加等は設定により自動アップデート。
・業務で使っているパソコン（Windows XP又はVista、メモリー512MB以上等）からインターネットを使用して、手軽に電子申請ができる。
・電子申請の受付は24時間365日（定期保守等を除く）のサービスを検討中（但し、平日17時以後に到達完了した申請の審査官による確認は翌営業日から対応）。
・プロキシーサーバ／ファイアーウォールへの特別な設定(8080ポート開通）は不要。
・通信セキュリティは、NACCSセンターが発行するデジタル証明書をパソコンに設定することにより、SSL通信により暗号化し、情報漏洩を防止。

2. 充実したサポート体制

・NACCSパッケージソフトの操作法等の問い合わせは、NACCSセンターのヘルプデスクが24時間365日体制で対応する。
・利用手続き等の相談・問い合わせは、NACCSセンター業務部地域サービス課（川崎）又は事業所（東海、西日本、九州）で受け付ける。

NACCS貿易管理システムの機能・操作性の改善点（輸出入・通関事業者向けの機能拡充）

1. 許可済み案件の電子申請書のダウンロードが可能

・受理・審査・決裁・許可された最終段階の電子申請書（XMLファイル形式）でダウンロードし、保管・再利用が可能。
・業務サーバ等で一元管理すれば、貿易管理部門で共用し、業務効率化にも資する。

2. 電子ライセンスの記載内容をPDFファイルで出力

・電子ライセンス（輸出許可証等）の記載内容はPDFファイルで管理し、書面に近い見やすさで表示・印刷可能。

3. 申請、状況確認、裏書き、税関申告等の関連業務を同一環境で実行

・NACCSパッケージソフトをインストールすれば、メニューから関連業務を選択して、実行可能。ソフトウェアの使い分けは不要。

4. 操作性の改善

・電子署名は不要（本人確認はNACCS利用者IDと貿易管理サブシステムの申請者台帳ファイルとの照合によるアクセス権のチェックに代替される）。
・審査官から補正指示を受けて、指摘された箇所を訂正する補正申請が可能になります。
・申請書の買主名、申請理由等の入力文字数が大幅に増加。
・パソコンの機種を変更する際に、過去の申請データはファイルとしてコピーすれば移行可能。

図1　NACCS貿易管理サブシステムの利便性向上のポイント

	手続名			規制対象	根拠法令	国際合意等	主な利用者
輸出規制	許可（安全保障関連）	貨物	個別 包括	・武器（銃包、火薬類、軍用車両、軍用航空機 等） ・大量破壊兵器関連汎用品（天然ウラン、原子炉 等） ・通常兵器関連汎用品（先端材料、工作機械 等） ・大量破壊兵器等の開発等（キャッチオール規制）	・外為法第48条第1項	・ワッセナーアレンジメント ・原子力供給国会合 ・オーストラリアグループ ・ミサイル関連機材・技術輸出規制	・メーカ ・商社 ・代理店
		役務	個別 包括	・上記貨物の技術（設計、製造、使用）	・外為法第25条第1項		
	承認（安全保障以外）			・国内需給調整物資（血液製剤、配合飼料、うなぎの稚魚 等） ・取引秩序維持物資（漁船） ・国際協定等に係る物資（有害廃棄物、希少野生動植物 等） ・輸出禁止物資（麻薬、知的財産を侵害する貨物 等）	・輸出令第2条第1項	・ワシントン条約 ・キンバリープロセス証明制度 ・モントリオール議定書 ・バーゼル条約 ・ロッテルダム条約　等	・商社 ・メーカ ・鳥獣卸業者
輸入規制	割当・承認			・数量割当（水産物、オゾン層破壊物資）	（割当） ・輸入令第9条第1項 （承認） ・輸入令第4条第1項第1号	・モントリオール議定書	・商社 ・メーカ
	承認	2号		・特定地域の特定貨物（鯨、くろまぐろ、めかじき、さけ、ます 等）	・輸入令第4条第1項第2号	・大西洋まぐろ類保存国際委員会等	・水産物 ・加工会社
		2の2号		・全地域を対象に承認を要する貨物 （原子力関連、機械・武器、火薬類、化学品、医薬品 等）	・輸入令第4条第1項第2号	・ワシントン条約 ・バーゼル条約　等	・メーカ ・商社
	事前確認			・輸入の監視等が必要な物資（冷凍くろまぐろ、ワクチン、血清 等）	・輸入令第4条第1項第3号	・大西洋まぐろ類保存国際委員会 ・みなみまぐろ保存委員会 ・インド洋まぐろ類委員会 ・全米熱帯まぐろ類委員会　等	・商社 ・メーカ ・商社 ・代理店

（注）特別返品等包括輸出許可、特別返品等包括役務取引許可、委託加工貿易に係る輸出承認、輸入事前確認（魚介類・ワシントン条約以外）、関税割当の申請はシステムの対象外。

図2　外為法に基づく貿易管理手続の電子申請の対象手続

的な媒体を一々持ち運ぶことが必要となる。一方、電子ライセンスは貿易管理当局が交付した瞬間に通関データベースに登録され、通関業者が裏書情報を登録すれば、全国の税関に設置されている端末を使って税関職員は電子ライセンスと裏書情報をオンラインで照会できるので、通関申告時に書面ライセンスを提示する必要がなくなる。これまで、PR不足もあって、電子ライセンスの利便性は、申請者に十分に理解されてこなかったように思われるので、ここで少し詳しく説明しておきたい。

貿易業務は高度に分業化しており、企業の中で外国企業と商談をまとめる部門と輸出入許可・承認等の貿易管理手続を行う部門が別組織であったり、開港・空港での貨物の通関業務を別法人である通関業者に委託することが一般的である。また、１通のライセンスで、複数回に分けて通関申告を行ったり、積み出し港の船便の関係等で、通関する税関が異なることもある。このような場合に、電子申請・電子ライセンスは、従来の書面申請・書面ライセンスでは不可能であった利便性を提供することができる。架空の例だが、図３に示すように、経産省の本省窓口（東京）に輸出許可申請を行う場合を考えてみよう。これまでのように、窓口で書面申請を行い、書面ライセンスの交付を受けると、工場に近い下関港から貨物を輸出するような場合には、東京から下関の通関業者に書面ライセンスを物理的に送付しなければ、下関税関で通関手続を行うことが出来ない。更に、同じ書面ライセンスで、許可された残り分の貨物を名古屋港から輸出する場合は、下関税関での通関済み数量等が裏面に記入され、下関税関が認証した書面ライセンスを、名古屋の通関業者に送付しなければ、名古屋港での通関手続を行うことが出来ないことになる。

このように、書面ライセンスは物理的に持ち運ぶことが必要となることから、送付に伴う時間ロスが発生したり、途中で紛失したりといったことが起きてしまう。一方、電子ライセンスは、貿易管理当局がライセンスを交付した瞬間から、全国の税関での

図３　交付と同時に通関申告を可能にする電子ライセンス

通関申告が可能となる他、１件の電子ライセンスによる複数の税関での通関申告についても、税関での通関実績が電子ライセンスに記録されるため、ほぼ同時に複数の異なる税関での通関手続が可能となる。そもそも、外為法に基づく貿易管理手続のライセンスは、貿易管理当局から税関に、申請者、取引明細（買主、貨物番号、取引数量等）、有効期限といった情報を伝達し、水際で貨物等の輸出入管理を行うことを可能にすることが主な役割である。ここ十年の情報技術やインターネットに代表される情報通信技術（以下、IT）の発達・普及には目を見張るものがあるが、あらゆる情報が瞬時にかつ低コストで処理・伝達できるようになった結果、銀行のネットバンキング、航空フライトの予約、書籍等のネット通販、宅急便の配達状況の随時照会、図書館の書籍検索・予約等、様々な分野で利便性の高いサービスが提供されている。これを見れば、貿易管理分野においても、ITを活用した電子申請・電子ライセンスの利便性やその可能性が容易に理解できるのではないだろうか。

NACCS貿易管理サブシステムは、JETRASの貿易管理手続の電子申請、審査業務支援、電子ライセンスの交付、通関業者による裏書処理（JETRASと接続した電子ライセンスの通関データベース）等の機能を継承し、通関情報処理システム（NACCS）とシステム統合することにより、図１に示した24時間365日の申請受付、24時間対応のヘルプディスク等のサービス拡充と相俟って、電子ライセンスの利便性をJETRAS以上に発揮することが期待される。また、申請者用ソフトウェアであるJETRASライトの機能は、約2500社の利用実績があるNACCSパッケージソフトに統合されるので、NACCSパッケージソフトが持つインストールの容易性や追加機能の自動アップデート機能が使える他、審査済みの電子申請情報のダウンロードや電子ライセンス情報の印刷等の様々な機能改善を行っており、利用者がより簡単かつ便利に電子申請が行えるように工夫している。

３．貿易管理手続のオンライン化の経緯

ここで、JETRASとNACCSのシステム統合に至る貿易管理のオンライン化の経緯に触れておきた

表１　JETRASとNACCSのオンライン化及びシステム統合の経緯

昭和52年10月	財務省の認可法人「航空貨物通関情報処理センター」を設立	
昭和53年　8月	・航空貨物通関情報処理システム(Air-NACCS)稼働開始	
平成　3年　7月	新たに海上貨物を対象とすることとし、「通関情報処理センター」に改称	
平成　3年10月	・海上貨物通関情報処理システム(Sea-NACCS)稼働開始	
平成　9年　2月	・厚労省FAINS（輸入食品監視支援システム）とのワンストップサービス開始	
平成　9年　4月	・農水省PQ-NETWORK（輸入植物検査手続電算処理システム）とANIPAS（動物検疫検査手続電算処理システム）とのワンストップサービス開始	
平成11年10月	・Sea-NACCSの更改（港湾手続の追加）	※現行JETRASは運用十年目。
平成12年　4月	・経産省JETRASのサービス開始	
平成14年11月	・経産省JETRASとNACCSを接続したワンストップサービス開始（通関データベースの構築）	
平成15年　3月	・net-NACCS（NACCSのインターネットによる利用）利用開始	
平成15年　7月	・輸入・港湾関連手続シングルウインドウ業務の開始	
平成15年10月	認可法人「通関情報処理センター」を解散し、「独立行政法人通関情報処理センター」を設立	
平成17年　3月	新JETRAS構築に向けた「業務・システム最適化計画」の公表（電子経済産業省推進本部）	電子政府の流れ
平成18年　9月	新JETRASの開発スタート	
平成19年　5月	NACCSと港湾EDI（国交省）との統合、国際的なシステム連携が盛り込まれた「貿易手続改革プログラム」策定	
平成19年11月	関係省庁会議で各省の港湾関連システムのNACCSへ統合化が決定 JETRASも次期NACCSに統合化することを決定（新JETRASの開発中断）	行政改革の流れ
平成19年12月	通関情報処理センターを特殊会社として民営化することを盛り込んだ「独立行政法人整理合理化計画」を閣議決定	
平成20年　3月	JETRASとNACCSの２１年度末までの統合を盛り込んだ「規制改革推進のための3か年計画（改訂）」を閣議決定	
平成20年　5月	改正NACCS特例法の成立	
平成20年　8月	NACCSとJETRASとの統合を盛り込んだ「貿易手続改革プログラム改訂版」策定	
平成20年10月	「独立行政法人通関情報処理センター」を解散し、「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」を設立	
平成20年10月	・Sea-NACCSの更改(NACCSと港湾EDIの統合)	
	・シングルウィンドウ（府省共通ポータル）のサービス開始	
平成20年10月	・NACCS貿易管理サブシステムの開発スタート（新JETRASの開発成果を継承）	
平成21年11月	・NACCS貿易管理サブシステムの開発は概ね計画どおりに進捗中	
（今後の予定）		
平成21年12月～	・次期NACCS総合運転試験開始（平成22年1月中旬まで段階的に実施）	
平成22年2月21日	・空港関係手続をシングルウィンドウ（府省共通ポータル）に追加（予定）	
	・Air-NACCSの更改及びNACCS貿易管理サブシステムのサービス開始（予定）	

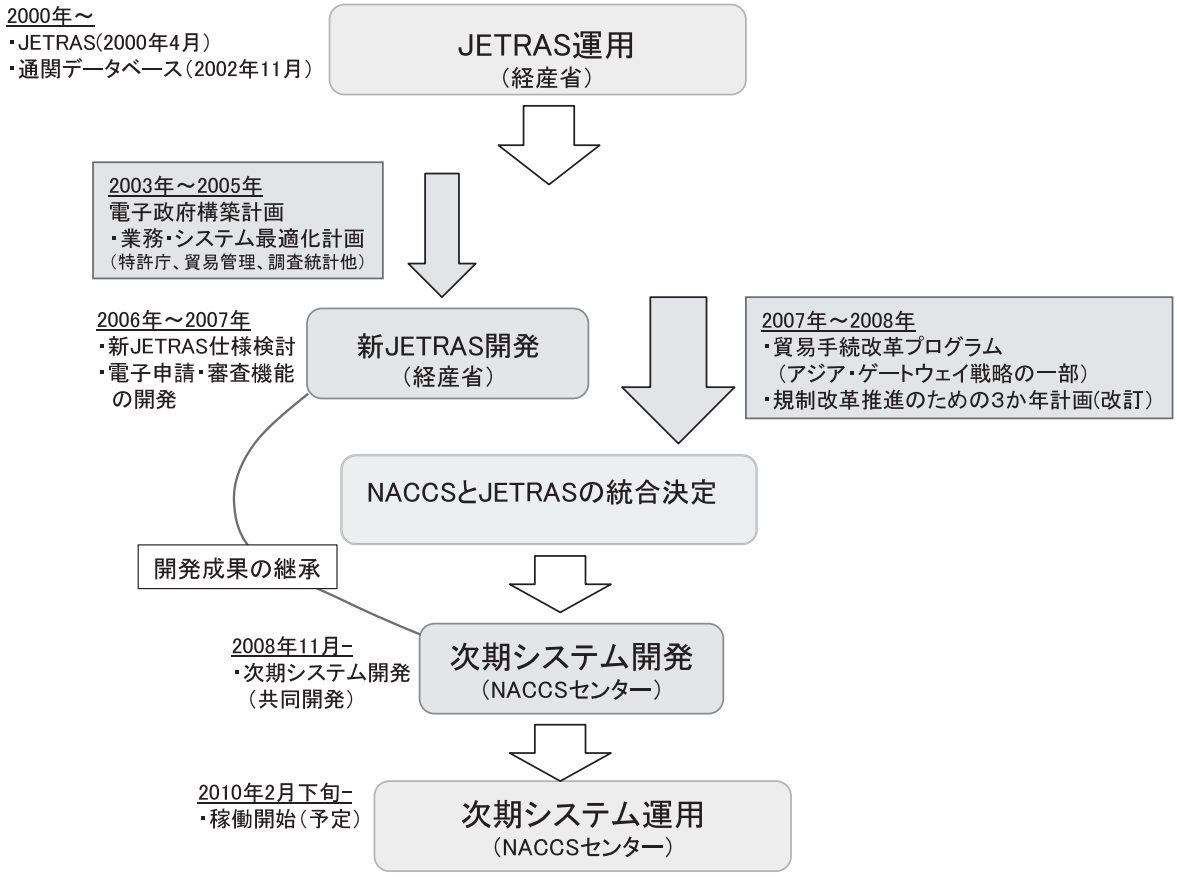

図４　NACCS貿易管理システム開発の背景

い。これまでの経緯については、表１にまとめた。NACCSの歴史は古く、メインフレームと呼ばれた大型コンピュータが全盛であった1978年に航空貨物の通関情報処理システム（Air-NACCS）が稼働を開始している。一方、JETRASは大型コンピュータからサーバによる分散処理の流れが本格化する中で、数台のUNIXサーバを基盤として構築され、平成12年（2000年）４月から稼働している。2000年度の流行語大賞に「IT革命」が選ばれているように、当時は米国政府が進めていた「スーパーハイウェイ構想」に触発されて、日本でもコンピュータ・情報通信技術の急速な発達、爆発的なインターネットの普及を背景に、あらゆる分野でITの利活用が模索されていた。日本政府は2000年９月に「ｅ-Japan構想」を提唱し、全ての行政手続の電子申請を可能とする電子政府の早期実現を盛り込んだ「ｅ-Japan重点計画」が立案された。外為法に基づく貿易管理手続の電子申請を実現したJETRASは、各府省による電子政府の取り組みの中でも、最も早い時期に開発された電子申請システムである。

さて、JETRASの稼働後５年が経過する頃に、新システム開発の機会が二つの方向、すなわち電子政府構築の流れと行政改革の流れから出てきた。図４は、この動きを理解しやすくするために、図式化したものである。まず、電子政府構築の流れでは、平成16年（2004年）６月に公表された「ｅ-Japan重点計画2004」で、「個別府省の業務・システムについて、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とする最適化計画を2005 年度末までのできる限り早期に策定し、簡素で効率的な行政を実現する。」とする『業務・システムの最適化』が盛り込まれた。その対象となる51分野の業務・システムには、JETRASも含まれている。これを受けて、レガシーシステム刷新可能性調査等を実施し、平成17年（2005年）３月に新JETRASの開発方針を含む「貿易管理業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」を公表し、新JETRASの仕様検討に着手したが、この時点では、経産省の個別業務システムとして、開発することが想定されていた。

丁度、新JETRASの開発を開始した時期に、行政改革の流れの中で、JETRASとNACCSをシステム

統合する案が浮上してきた。最終的には、「規制改革のための３か年計画（改訂）」（平成20年３月25日閣議決定）及び『アジア・ゲートウェイ戦略』の「貿易手続改革プログラム」（平成20年８月１日　貿易手続改革フォローアップ会合）の中で、貿易手続関連システムの利便性の向上、システム統合による利用者の利便性向上、貿易関連手続に要するリードタイムの削減等を目的として、平成21年度末までにJETRASをNACCSとを統合することが正式に決定された。この２つの流れが絡み合い、新システム開発に若干の混乱を生じたが、24時間365日の申請受付等の利便性向上を確保しながら、システム保守・運用経費をシステム統合によるスケールメリット効果により、中長期的に節減できる見通しが立ったので、結果的に正しい決定がなされたものといえよう。

４．NACCS貿易管理サブシステムの仕組み

NACCSとのシステム統合により、JETRASはNACCSを構成する一つのサブシステムとなる。貿易管理サブシステムの仕組みを機能面から見ると、図５に示すように、受付管理機能、審査支援機能、通関データベース機能に大きく分けることができる。また、NACCSパッケージソフトを使用することにより、申請者は貿易管理手続の電子申請様式をダウンロードし、申請情報の入力及び電子申請を行って、その後の審査状況照会、ライセンス交付後の通関業者指定を行うことができる。申請者から指定を受けた通関業者は、NACCSパッケージソフトを使用して、通関申告に備えて、電子ライセンスに裏書情報登録を行うことができる。

貿易管理サブシステムの機能毎の役割は、次のとおりである。受付管理機能は、NACCS貿易管理サブシステムにアクセスしようとするNACCS利用者IDが事前に届出された申請者かどうかを申請者台帳ファイルと照合してチェックする。また、NACCSパッケージソフトを使用して申請された、電子申請情報の形式チェックを自動的に行い、問題が無い場合は整理番号の自動採番を行い、受け付ける。

また、審査支援機能は、本省、地方局、通商事務所に勤務する審査担当者が執務用パソコンを使用して、個別審査、決裁処理、ライセンス交付までの一連の審査業務を行うことを支援する。貨物区分ごとの審査担当者の割り振り、決裁ルート設定等は予め

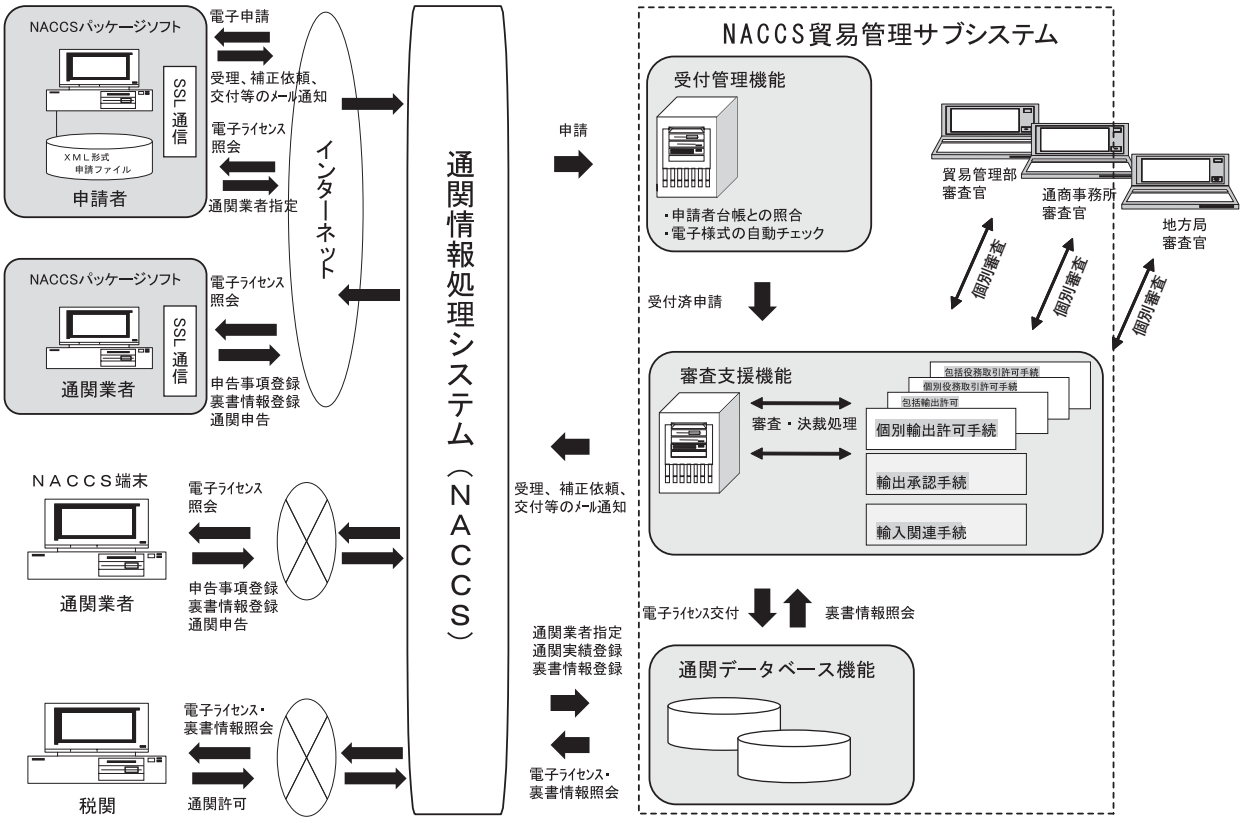

図５　NACCS貿易管理サブシステムの構成

表２　申請案件の状態と利用可能な手続一覧

申請案件の状態	状態の内容	利用可能な手続						
		メール連絡※1	訂正申請※2	更新・変更申請※3	補正申請	添付書類等追加申請	取下申請	再発行申請
申請済	申請書がシステムに到着し整理番号を発行した後、受付チェックを実施している状態	-	×	×	×	×	×	×
受付無効	申請書の受付検証結果がNGとなった状態	●	×	×	×	×	×	×
受理待	申請書の受付チェックの結果がOKとなり、案件が到着した状態	●	×	×	×	○	×	×
補正依頼中	申請書に対して審査者から補正依頼を受けている状態	●	×	×	○	○	○	×
不受理	審査者が申請書を不受理した状態	●	×	×	×	×	×	×
受理済	審査者が申請書を受理した状態	●	×	×	×	○	○※4	×
取下受理	申請書に対して取下申請が行われ、審査者が受理した状態	●	×	×	×	×	×	×
取下済	取下申請が受理された時の取下元申請書の状態	-	×	×	×	×	×	×
審査中	審査担当者が起案により決裁処理を行っている状態	-	×	×	×	○	○※4	×
交付済	ライセンスが交付された状態	●	○	○	×	×	×	○※5

※１：メール連絡のタイミングはその状態に移るタイミングで自動送信。
※２：電子ライセンスの場合のみ可。
※３：包括申請の場合のみ可。
※４：再発行申請の受理済み以後は取下げ不可。
※５：紙交付の場合のみ可。

システムに設定してあるので、定型の業務プロセスはシステムを使って、効率良く処理することができる。また、非定型な業務プロセスである補正依頼、関係課室への合議、添付書類等の内容審査、過去の類似案件との照合等については、必要に応じて業務メニューから選択することができる。受付管理機能と審査支援機能による処理により、個々の申請案件の状態は、受付からライセンス交付へと順次遷移していく。書面申請の場合は、電話で問い合わせないと、審査状況を知ることができないが、電子申請の場合には、表２に示すように、「申請済」、「受理待」、「受理済」、「補正依頼中」、「審査中」、ライセンスの「交付済」等の申請案件の状態を、次の状態に遷移するタイミングで、自動的に申請者に電子メールで進捗状況として通知する仕組みになっている。また、表２に示すように、申請案件の状態により、申請者が利用できる操作が決まっており、利用マニュアルで分かりやすく説明している。

通関データベース機能は、審査担当者によるライセンス交付処理と同時に電子ライセンスが登録され、通関業者による裏書情報登録、税関職員による端末を使った電子ライセンスの照会や通関実績登録等を処理する。

これらの機能は、JETRASの機能をベースに、SOA（Service Oriented Architecture）と呼ばれる手法を使って、システム最適化設計を行った上で実装されている。また、審査担当者から寄せられたJETRASの改善要望を踏まえて、審査業務支援機能の画面設計、機能設計を行っており、審査業務プロセスとの適合性がより高まるように工夫している。

表３は、申請者、審査担当者、システム管理者の各々の視点から見たJETRASとNACCS貿易管理サブシステムの比較である。NACCS貿易管理サブシステムは、単体・結合・総合運転試験を厳重に行い、ソフトウェアの信頼性を高めると共に、24時間365日の電子申請受付や高い稼働率（99.99%）を実現するために、ハードディスクの冗長構成、サーバ等機器の二重化、システム監視の強化、データの自動バックアップ等の運用設計を行っている。また、申請者とNACCSの間を結ぶ通信回線では、電話回線を使ったダイヤルアップを廃止して、インターネットを全面的に利用し、利用実績が豊富なNACCSのセキュリティ機能を使っている。JETRASのセキュリティ機能では、申請者コード、パスワード、独自

表３　JETRASとNACCS貿易管理サブシステムの比較

利用者	NACCS貿易管理サブシステム	JETRAS
申請者（メーカー、輸出入業者、通関事業者等）	電子申請の受付時間は、24時間365日へと大幅に延長。ベンダーとの契約で24時間監視、SLA（Service Level Agreement)による99.99%の稼働率の保証、ハードウェアの高信頼設計等を盛り込み、夜間のシステム障害にも対応可能。	電子申請の受付時間は、月曜～金曜（祝祭日を除く）の午前9時から午後5時に限定。夜間勤務のオペレータを配置できない等のため、受付時間の延長要望に未対応。
	利用手続・操作法等の問い合わせは、NACCSセンターのヘルププデスクが24時間365日体制で対応。	利用手続・操作法等の問い合わせは、外部委託したヘルププデスクが月曜～金曜の午前9時から午後5時まで対応。
	申請者ソフトウェアは、通関業者等2500社の利用実績があるNACCSパッケージを採用。インストールが容易で、自動アップデートにより新機能・機能変更の更新が容易となり、JETRASで苦情の多かった使い勝手の悪さが全面的に解消される。	申請者ソフトウェアは、インストール時にファイルとアプリケーションの関連づけ設定、通信環境の設定、電子証明書の登録設定等の煩雑な設定作業が多く、インストール途中で利用を断念するケースがあった。また、機能変更等でソフトウェアの更新を行う際には、最初からインストール、再設定が必要。
	インターネット接続ができる通常の環境で利用可能。	インターネット接続環境に加えて、ファイアウォール等に特殊な設定を要するため、システム部門がJETRAS導入に難色を示すケースがある。
	操作面では、旧システムで改善要望のあった、電子申請のデータ管理、電子ライセンスの印刷、申請項目の桁数等で使い勝手を大幅に改善。	操作面で、補正後の電子申請データが保管できない、申請項目の入力できる桁数が足りない、パソコンの入れ替えを簡単にできない。
経産省審査担当者	審査業務プロセスとの適合性は、書面様式に近い審査画面、審査担当者による訂正機能、電子的な補正指示の実装、マイページ機能等、審査担当者の利便性を高めるよう工夫しており、電子申請率が向上するほど業務効率化も図れる。	審査業務プロセスとの適合性は、書面審査と画面審査の乖離が大きい等、審査業務に十分に馴染んでいない。
	審査支援システムは、24時間365日稼働しており、時間外勤務による審査処理、緊急案件の即応等、柔軟に審査業務を行える。	審査支援システムは、月曜～金曜の午前9時から午後9時までの稼働であり、業務量に合わせて柔軟な審査処理、緊急案件への対応等で制約がある。
システム管理者	システム保守・運用業務は、NACCSセンターに移管されるので、業務プロセスの見直し、申請者への普及促進等の企画業務に注力できる。	システム保守・運用業務に日常的に忙殺されており、業務プロセスの見直し、申請者の利用ニーズの把握等を行い、システム改善に取り組む余力が乏しい。
	システムの基本構造は、最適化設計を行っており、共通機能をサービスとしてモジュール化する等、今後の改修等の保守費を節減できる。	システムの基本構造は、8つの申請手続き別システムの集合体となっており、冗長な改修作業が発生するため、保守費が割高となっている。

プロトコルによる暗号通信を使用していたが、NACCS貿易管理システムでは、NACCS利用者ID、パスワード、端末単位に発行されるデジタル証明書による標準的なSSL通信を使用することになる。SSL通信は、ネットバンキング、ネット通販等のインターネットを使った様々なサービスで幅広く利用されている信頼性の高い暗号通信方式である。JETRASが開発された2000年当時は、インターネットで安全に通信するための標準的なプロトコルが未だ普及していなかったため、経産省で開発した独自プロトコル（セキュアプロトコル）を採用した。セキュアプロトコルで通信を行うには、申請者側のファイアウォール／プロキシサーバにも、通常は使わない8080ポートを設定することが必要であったため、社内のシステム管理者の了解が得られずに、JETRASの利用を断念した企業もある等、JETRASの普及を妨げる要因の一つとなっていた。NACCSでは標準的なSSL通信を採用しているので、インターネットにアクセスできる執務環境であれば、システム管理者の手を煩わすことなく、NACCSパッケージソフトを利用して、電子申請を行うことができる。

５．制度面から見た電子申請

行政手続の電子申請を実現するには、法制度との整合性を担保することが必要となる。法律に詳しい方は、電子申請は書面申請と同様に法的効力を持つのかといった疑問を持つかもしれない。また、役所の窓口に直接、提出する書面申請の方が、電子申請より何となく安心できると漠然と感じている方も多いのではないか。電子申請は、書面申請と全く同等の法的効力があることを理解していただくために、ここで法令上の電子申請の位置づけと、貿易管理手続の電子申請の法制度について触れておきたい。

各府省への行政手続は各々の関係法令で義務づけられているが、法令上の条文では「申請書」、「届出書」、「許可証」等の書面を意味する用語が使われており、そもそも電子申請を想定していない。そこで、電子申請を可能とする法的根拠を担保するために、平成14年に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（情報通信技術利用法）が制定され、行政機関等（府省庁、地方公共団体、独立行政法人等）への申請・届出及びその処分通知等の手続を、電子情報処理組織（情報システムを意味する

法律用語）を使用して行うための共通事項が通則法として定められた。この法律は、行政手続を規定した法令の条文が「書面」等であっても、電子申請・電子ライセンスが法的な効力を持つ根拠となっている。　また、平成20年５月に成立した「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」（改正NACCS特例法）では、各関係省の輸出入等関連業務（外為法を含む）をNACCSセンターが使用する電子情報処理組織で行うことが盛り込まれており、同年10月に施行されている。改正NACCS特例法には、NACCSセンターの電子情報処理組織の対象となる輸出入等関連業務として、「出入国管理及び難民認定法」（法務省）、「食品衛生法又は検疫法」（厚生労働省）、「植物防疫法、家畜伝染病予防法等」（農林水産省）、「外国為替及び外国貿易法」（経済産業省）、「港則法、港湾法等」（国土交通省）が規定されている。この法律に基づき、既に平成20年10月に国土交通省の港湾EDIシステムがＮＡＣＣＳにシステム統合されているので、JETRASは二番目にNACCSに統合されるシステムとなる。

これで、外為法に基づく貿易管理手続の申請を電子申請で行い、電子ライセンスを交付するための法的根拠が担保されたわけだが、更に関係省令・告示の中で、電子情報処理組織等の具体的な内容が規定されている。外為法に基づく貿易管理手続の電子申請では、関係省令である「輸出貿易管理規則」、「輸入貿易管理規則」、「貿易関係貿易外取引等に関する省令」の該当条文で、情報通信技術利用法が定める「電子情報処理組織」を引いて、「（電子情報処理組織を動かしている）専用電子計算機は経済産業省が使用する電子計算機であること」、「経済産業大臣は申請者の届出を受理したときは、識別番号、暗証番号、申請者コード、特定入出力装置から入力された情報を暗号化するための鍵又は電子証明書のうち、必要なものを通知又は交付すること」が規定されている。また、各省令の告示で、「（申請者が使用する）特定入出力装置は、経済産業大臣が交付する専用ソフトウェアを用いること」と規定している。これらの条文により、JETRASによる電子申請の法制度が規定されているわけである。

さて、平成22年２月21日からJETRASがNACCS貿易管理サブシステムに移行することに伴い、NACCSセンターが使用する専用電子計算機や同センターが提供する専用ソフトウェアを使って、電子申請・電子ライセンスに係わる情報処理を行うことになる。このため、前述した関係省令・告示の該当条文は改正されることになる。具体的には、「専用電子計算機はNACCSセンターが使用する電子計算機であること」、「特定入出力装置は、NACCSセンターが交付する専用ソフトウェアを用いること」等と関係条文が改正される。また、JETRASは経済産業省が独自に保守・運用を行っているシステムであるため、関係省令の該当条文で、「経済産業大臣は申請者の届出を受理したときは、識別番号（申請者コード）、暗証番号、電子証明書を通知又は交付すること」と規定されているが、NACCS貿易管理サブシステムを利用するための識別番号（NACCS利用者ID）、暗証番号、デジタル証明書は、NACCSセンターに利用申し込みを行い、NACCSセンターから受け取ることになるため、当該条文は削除されることになる。ただし、経済産業大臣への申請者届出は、NACCSセンターの利用申し込みで代替できないため、該当条文は維持される。経済産業大臣に届出された申請者情報は、二重登録のチェックや本人確認等の審査を経て、貿易管理サブシステムの申請者台帳ファイルに登録され、申請者の認証、申請者氏名・役職の確認等に使われる。

６．利用上の留意点

電子申請を利用する際には、関係省令に規定された条文に基づく具体的な手続、利用上の留意点等を定めた関連通達に従って、行うことが必要となる。電子申請が可能な貿易管理手続（以下、特定手続等）の電子申請に係る関連通達は、以下の６件の通達があり、NACCS貿易管理サブシステムへの移行に合わせて全面的に改正されることになる。

①特定手続等に係る申請者の届出について

各省令に規定されている経済産業大臣への申請者届出について、届出様式の記入要領、申請者に変更があった場合の変更手続等を定めている。

②電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について

特定手続等ごとに、電子情報処理組織であるNACCS貿易管理サブシステムの機能がどのように対応するか、電子様式の入手、申請情報の入力、

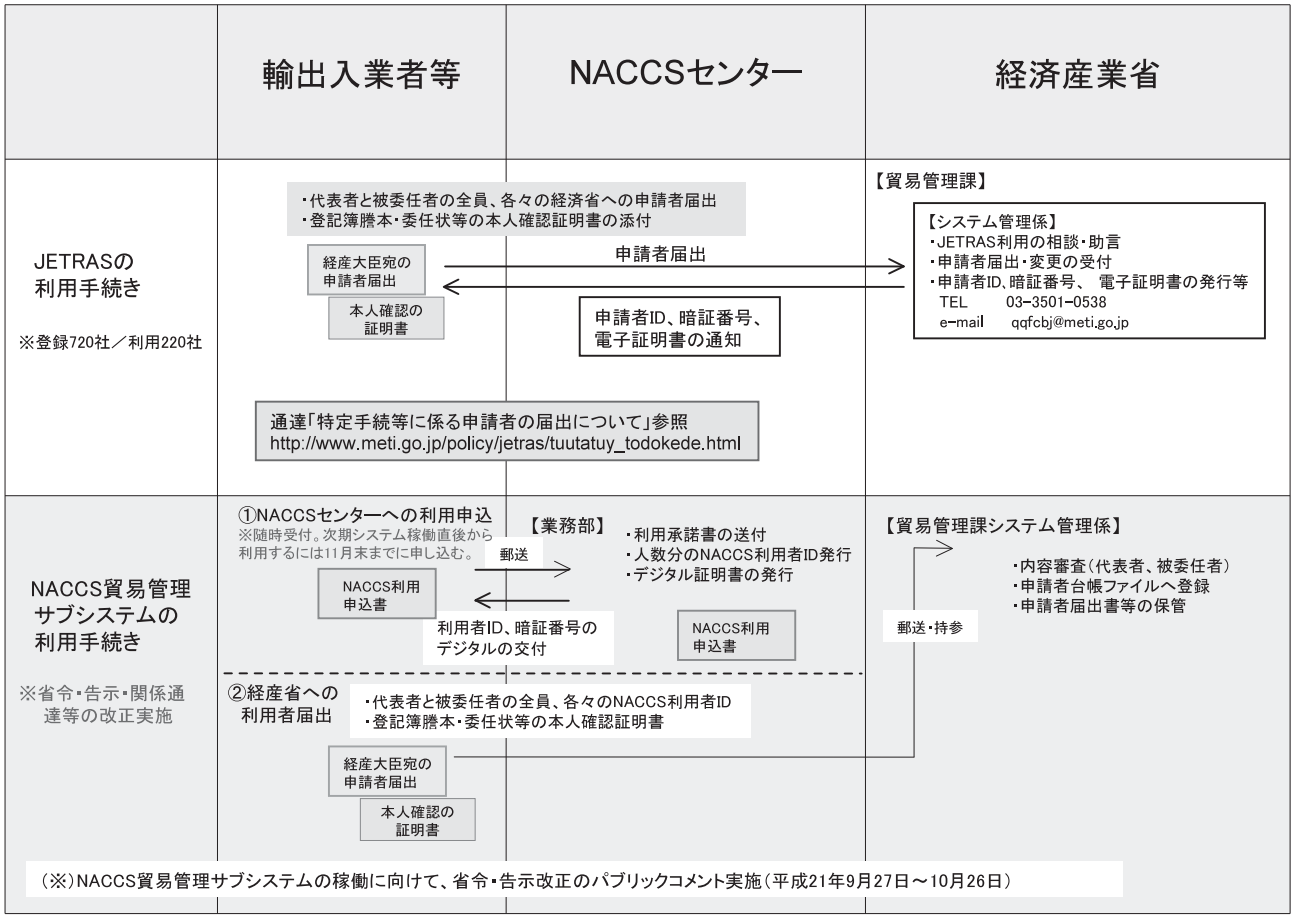

図６　申請者届出等の利用手続

補正依頼への対応、添付書類等の追加申請、取下申請、電子ライセンスの訂正・変更申請、書面ライセンスの再発行申請等の方法を定めている。

③電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の申請項目について

特定手続等の各々の電子様式について、入力項目の属性、文字数、入力上の注意点等を定めている。

④電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について

⑤電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて

⑥電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に使用する「委任用数次パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）

これらの通達のうち①～③は特に重要であり、何か疑問点があったら、真っ先に参照するようにしていただきたい。「特定手続等に係る申請者の届け出について」は、図６に示すように、NACCS貿易管理サブシステムを利用する申請者は関係省令に規定された経済産業大臣への届出が必要となる。JETRASの申請者届出では、経産省への届出を行うだけで済んだが、NACCS貿易管理サブシステムでは、まずNACCSセンターに利用申し込みを行って、NACCS利用者IDを取得し、その後で経産省への申請者届出を行うことになる。この申請者届出を行わないと、NACCS貿易管理サブシステムにアクセスできない仕組みになっている。

また、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」と「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の申請項目について」はペアで参照すべき通達であり、特定手続等の個々の手続ごとに、電子申請の具体的な利用方法を定めている。これらの通達は、NACCS貿易管理サブシステムの仕様と対応しており、法制度とシステムの接点となる重要な役割を持っている。

7．利用拡大に向けて

JETRASとNACCSのシステム統合は、利用拡大に向けての大きな好機になるものと認識している。十年かけて進化したJETRASの機能を継承し、使い勝手を大幅に改善したNACCS貿易管理サブシステムは、申請者、通関業者、審査担当者等の利用者にとって便利で使いやすい道具として定着し、貿易管理分野の公共インフラとして本格的に普及することが期待される。貿易管理部では、「貿易管理業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」に盛り込んだオンライン利用率50%を、次期システムの稼働後３年程度で達成する目標を立てて、普及促進に取り組んでゆく。例えば、申請窓口で書面申請を行うと、審査担当者から「次回からは電子申請でお願いします」とパンフレットを渡すようなPR活動を積極的に行っていく予定である。また、企業・業界団体等からの要請があれば、積極的に説明に伺って、利用者の生の意見を聴かせていただき、今後のシステム改良に活かすなどの有機的な普及促進にも取り組む予定である。なお、今年９月から貿易管理課に「JETRAS利用移行相談窓口」を設置したので、データ移行、新規の利用手続等、質問があれば遠慮無く問い合わせていただきたい。

～本稿は今年９月11日にCISTEC制度・手続分科会で行われた、「電子申請（JETRAS）に関する意見交換会」での説明内容と質疑応答の内容を踏まえて執筆したものです。貴重な意見を頂いた分科会委員の皆様とCISTEC事務局に心より感謝申し上げます。～

―いかに効率的&効果的に全社員の「気づき」を促すか―

〈1〉輸出管理教育の概要とそのポイント

今回の外為法改正では、新たに「輸出者等遵守基準」が定められました。これは、輸出する者や技術提供をする者等が、安全保障輸出管理の上で守るべき基準を、国が定めたものです。すべての輸出者にこの基準の遵守が義務づけられることになりました。これまで以上に社内の輸出管理意識の醸成、すなわち教育が重要になってくるのではと思います。

こうした基準以外にも、技術取引規制の追加や罰則規定の強化等、大きく変わる法令改正ですから、企業や大学等の輸出管理担当者は、関係部署への説明や社内管理体制の変更等、取り組まれていることと思います。その一方で、「自分には関係ない」と思っている他部署の社員にも、「身近なことである」という意識を持ってもらわなければなりません。そこで教育担当者はこれまで以上に輸出管理教育に力を入れていくと思うのですが、それ以前に、教育面で悩みを抱えておられる方が多いことが分かりました。これは後で『よくある事例』や『アンケート結果』の中で詳しく紹介していきますが、輸出管理教育担当なら誰もが抱えている悩みではないでしょうか。

「安全保障輸出管理のマインドを持つ」その第一歩として、教育があるわけですが、以下でその位置付けを振り返りつつ、資料の作り方や企業の実例を紹介しながら、皆様にそのヒントをつかんでいただければと思います。また、本記事がこれから教育を行う方への参考となればと思います。

1 輸出管理業務における教育

輸出管理業務には、規程の策定及び運用、該非判定、許可申請、取引審査、社内監査と横並びに「教育」が位置づけられています。輸出管理社内規程（コンプライアンスプログラム、通称「CP」）における輸出管理教育の目的は、「すべての役員及び従業員に対して安全保障輸出管理の目的や外為法に関する教育を実施すること」とあります。

今回の解説では、なぜ輸出管理教育を行わなければならないのかという根拠から始まり、よくある事例、教育のヒント、さらには社内教育に工夫をしている企業の実例を紹介していこうと思います。

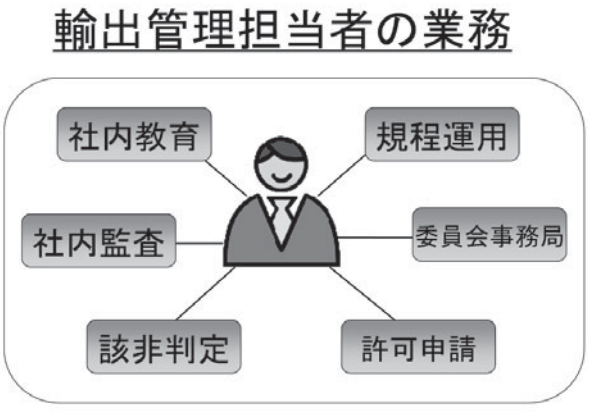

2 社内教育の不徹底による違反事例

事例1 異動前教育の未実施によるもの

[経緯]
社内の輸出管理規程等に基づき輸出許可証が必要であると決裁した貨物の輸出について、それまで国内営業担当であった者が担当となったが、その者に対して輸出業務についての研修等を行っていなかったため、担当者は外為法等の認識が薄く、また、社内の輸出管理手続きについて十分な理解をしておらず、結果的に違法輸出に至った。

[解決策]
★輸出部門への異動者の管理
★各部門長の教育フォロー（担当者レベルでの申し継ぎ等）

事例2 研修会の未受講によるもの

[経緯]
輸出者は、輸出管理規程等を策定し全社員を対象に研修を行っていたが、研修日に出張等で不在の者には再度研修等の機会を作らなかった。社内規程等では出荷の際は書類による指示を行うことになっていたが、研修を受けなかった者はそれを認識しておらず出荷指示の際、従来からのやり方で電話により指示をした。そのため指示した貨物を特定する作業で、通関業者との意志疎通が図れず、結果的には通関業者は貨物を取り違え該当貨物を無許可で輸出した。

[解決策]
★研修会欠席者、未受講者の管理
★各部門長の教育フォロー

（経済産業省資料をもとに作成）

経済産業省では、「違反事例の分析―具体的特集例[1]」の〈その４〉に、社内教育の不徹底や輸出許可等の認識不足が要因となり、結果的に違法輸出等となってしまったケースとして、２つの事例を挙げています。本稿ではその事例の経緯を紹介するとともに、［解決策］を考えてみました。

また、社内教育のあり方について右のような具体的対応策を提示しています（重要ポイントを太字で示しています。）。

根底にある考え方は、「社員個々に輸出管理の重要性及び適切な手続きを理解させることにより違法輸出・違法提供を未然に防ぐことが出来る」としています。

〈社員教育〉
①国内・国外の担当を問わず**全社員に**社内の基本方針、輸出管理の社内手続きに関し**定期的に教育**を行う。
②**教育スケジュール**を定期的・継続的に実施するよう計画する。また**実施記録**を残し、**実施日、教育内容、受講者**が分かるように管理し、受講漏れ等を防ぐ。
③**管理職**においても、社内手続きを理解し適切な処理を行えるよう教育を行う。
④輸出管理担当部署や該非判定部署の者には、定期的に社内・外の講習等により、**最新の規制内容**を理解させ、適切な管理・手続きを行えるよう教育する。
⑤**社内の教育担当者**を育成し、社員に対し教育を行えるだけの知識を取得させる。
⑥**輸出担当部門に異動した者**には、速やかに輸出管理に関する規制内容・社内手続きについて再度教育を行う。
⑦教育内容に、**違反事例のケース等を判例**として盛り込み、陥りやすいミスを防ぐ。

[1] 違反事例の分析―具体的特集例　URL：http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/jishukanri/ihanjirei/main.html

3 輸出管理教育を行う根拠

（1）関連文書等

○輸出関連法規の遵守徹底について（昭和62年 9 月 7 日付）
○不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて（平成 6 年 6 月24日付）
○安全保障貿易管理に係る輸出管理の厳正な実施について（平成18年 3 月 3 日付）
○厳正な輸出管理の実施について（平成19年 3 月 2 日付）
○輸出管理社内規程の届出様式等について（平成21年10月30日付）
○輸出者等遵守基準を定める省令（平成21年10月16日付）
○包括許可取扱要領（平成21年10月30日付）

（2）輸出管理社内規程における内容

輸出管理社内規程の個別事項 5 に「教育」が明記されています。CP届出の際、添付書類として提出する「企業概要・自己管理チェックリスト」において、『教育訓練の実施状況』を毎年、報告しなければなりません。また、CP登録は包括許可の要件の一つです。包括許可の有効期間内に提出する「包括許可チェックリスト」においても、『教育体制』を毎年、報告しなければなりません。

さらに、今回の外為法改正で輸出者等遵守基準が新たに定められました。その中にも「研修の実施」が位置づけられています（表 1 ）。

（3）ガイダンス等

◆経済産業省「安全保障輸出管理ガイダンス」（平成14年）では、 6 番目に「教育」とそのポイントが掲げられています。
「安全保障輸出管理ガイダンス」（平成14年 2 月）

> 6．教育
> 社員に法令等の改廃動向及び改廃内容等の外為法等及びCPなどの運用手続に関する教育を適切に実施することが輸出管理には重要です。
> 《ポイント》
> ・いかなるルールを策定しても実践する各人の意識が極めて重要です。
> ・社員、役員を問わず常に輸出管理に注意を払い、また、輸出関連法令等の改廃動向及び改廃内容を認識させ、効率的かつ確実な輸出管理を行うために教育を行うことが重要です。
> ・新入社員研修、一般の研修やその他社における諸々の機会に輸出管理に関する啓蒙普及を図ることが重要です。

◆経済産業省「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」（平成18年）では、海外子会社も含めた法令遵守の周知徹底が云われています。
「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」（平成18年 3 月 3 日）

> 1　外為法等の遵守及び輸出管理の重要性についての周知徹底
> （1）外為法等の遵守及び輸出管理の重要性について、経営トップ以下が改めて認識を深め、場合によってはその不備が企業の存亡に関わるという点も含めて、社内、子会社・関

輸出管理社内規程（外為法等遵守事項）	輸出者等遵守基準
輸出管理社内規程の届出様式等について　別紙 1	輸出者等遵守基準を定める省令第 1 条二号ト
5．教育 職員に輸出管理関係の教育を実施すること。	ト　統括責任者及び輸出等業務従事者に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うよう努めること。

表 1　輸出管理社内規程と輸出者等遵守基準

連会社、海外子会社に対して周知徹底すること。
2　輸出管理体制の整備及び確実な実施
（6）輸出管理社内規程（コンプライアンス・プログラム）を整備し、自己管理チェックリスト等により、その確実な履行がなされていることを輸出管理統括部署において確認すること。また、状況の変化があった場合には、機動的に輸出管理社内規程を見直すこと。

4　教育現場における『よくある事例』

さて、いよいよ本題に入っていきたいと思います。輸出管理教育担当一人一人は、実際どんな悩みを持っているのでしょうか。以下の事例は、本誌「若手インタビュー」（毎号掲載）や「輸出管理ビギナーズ・アンケート」（2009年２月実施）、「輸出管理教育に関するアンケート」（2009年10月実施）、ヒアリング等をもとに漫画やイラストを用いて作成してみました。『よくある事例』を見て、「うん、あるある」と肯かれる方、あるいは、「これまで気づかなかった！」という方もいると思います。これから教育に携わる人にも参考にしてもらえればと思います。

まとめてみたところ、輸出業務に携わっている方に対しては、専門的な知識が必要とされることもあって、教育しやすいのだけれど、「**全社教育**」となると、なかなか全従業員に対して意識付けを行うのが難しい、というような意見が多かったように思います。

［解説］

リスト改正を含む法改正はほぼ毎年、行われています。その理由を簡単に言いますと、毎年、４つの国際レジーム（WA、MTCR、NSG、AG）が会合を開いて規制強化・緩和に関する話合いを行い、その決定事項（例えば、この品目は規制リストから外す等）を日本の法令にも反映させているためです。韓国やEUのリストは国際レジームをそのまま反映させているため、速やかにリストを書き換えることができるのですが、日本の法令構造は政令－省令－通達、そして規制品目は貨物、技術と分かれているた

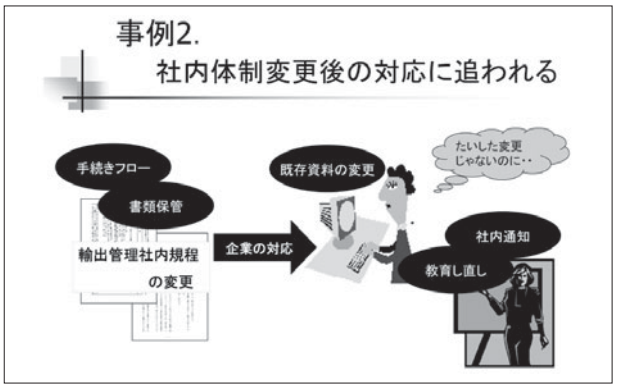

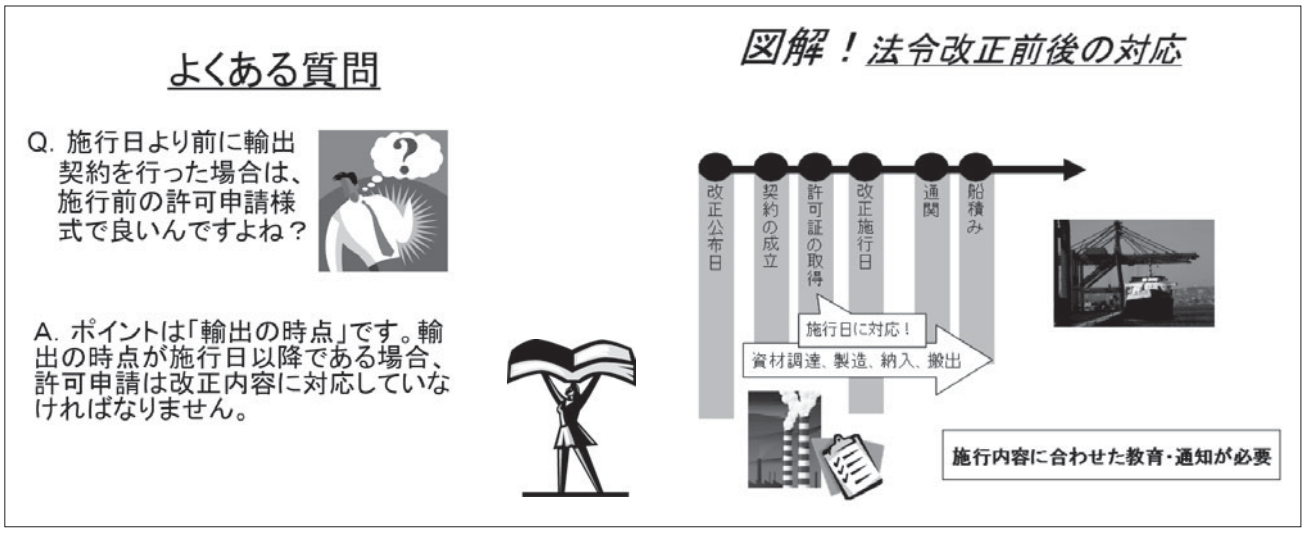

め、リストを反映させるためには調整が必要となり、通常半年から１年遅れで改正が行われています。

輸出管理担当者は、そうしたリスト改正の内容に自社の製品や技術が含まれていた場合、それらを施行日までに反映させなければなりません。そうしないと無許可輸出等の事故につながります。「**自社製品が該当から非該当になったのか**」あるいは「**非該当から該当になったのか**」、その２点に注意して見ています。後者は、契約の時点はリスト改正実施日以前であっても、輸出の時点に許可証を取ることなく規制品を輸出していれば法令違反となるため、注意が必要です。リスト改正で該当品になったからといっても、輸出禁止ではないので、許可申請の準備を進めておく等、前もってリスト改正後の対応を準備しておく必要があるでしょう。さて、改正日前後には上記のような質問が頻繁に寄せられています。法令改正前後の対応は正しく理解しておかなければなりません。

また、今回の外為法改正では、これまでと大きく変わる事項については、全従業員に対して周知しておく必要があります。「目に見える」貨物の輸出だけではなく、例えば電子メールの送信やUSBメモリ等の持ち出しなど、より身近な行為、より広い対象に規制の網がかかるようになりました。また、罰則の強化により、時効の延長や罰金・懲役の罰則水準の引き上げも行われました（詳細は新刊『改正外為法の解説』をご参照ください）。

毎年ではないにせよ、法令改正の施行前は、社内通知の作成や社内の管理体制の変更、判定方法等の既存資料の変更を行います。また施行前後は、教育し直しや体制に不備はないかのチェック等の対応に追われてしまい、定期監査や定期教育等、あらかじめ決まっていたスケジュールが狂うことが多々あります。実際に、担当している人間はそう多くはないため、普段の業務に加えて、法改正によって業務過多になりますが、臨時増員が無い場合、マンパワーが足りず、オーバーワークになってしまうということはよく言われています。

［解説］

これも大きな悩みの一つとなっています。輸出に関係する部署への説明はスムーズにいくけれども、新入社員や輸出に直接関係のない部署への説明では、受講者自身に「輸出していないから関係ない」という風潮があり、教育への理解度が低いといわれています。社内方針に「不正輸出に加担しない、輸出管理法規を遵守する」ということが掲げられているので、教育実施に反発する社員は滅多にいないと思いますが、アンケートでは教育担当者の３割近くが「理解しているかどうか不安」と回答していました。中には、確認テストをしていなかったり、確認

テストを行っているものの内容の理解ができているのか、それとも教育資料から問題の回答を機械的に導きだしたのか、判断できないという意見も挙げられていました。

では「**自分たちにも関係がある**」と意識付けするためにはどうすればいいのでしょうか。ある企業では、一般的な法律の規定および解釈の説明ではなく、会社特有の事例を用いた輸出管理Q＆Aを活用して、受講者に質問を投げかけながら、それに対する「解説」を同時に行う教育を実施しているそうです。また、資料にイラストや図をふんだんに用いたビジュアルな表現を心がけることで、理解の促進と記憶に残ることを目指しているそうです。

一方、全社教育以外の個々の管理手続について教育する場合でも、事務局が作成する教育内容が受講者のニーズに必ずしも合致しないので受講者の理解不足が生じる、という逆の事象も起きているようです。あるいは、該非判定教育の場合、技術についての専門性が受講者のほうが高く、説明が難しいという声もありました。

［解説］

輸出管理にはご存知のとおり専門用語や省略語が多くあります。初めての受講者に「ガイヒハンテイをして下さい」「ジュヨウシャの確認をして下さい」と説明しても伝わらないことが多々あります。昆虫の部位名（＝外皮）と誤解されたり、乗用車（＝ジョウヨウシャ）と聞き間違われたという方がおられました。それは極めてまれな例かもしれませんが、何度も説明し直したりすると教育側、受講者側のお互いの時間のロスとなるでしょう。また、「面倒くさい」、「自分とは関係のない世界」と思われてしまいます。

そこで、ある企業では、説明する際にはなるべく平易な言葉に置き換えているそうです。ただし、正しい言葉で理解させる必要もあるため、配布する教育資料に用語集を添付する等、自発的な理解を促しているようです。また別の企業では、資料自体を法律用語など難解な言葉ではなく、端的な話し言葉に書き換えて説明する等、初心者でも読んでもらえるようにしているようです。“端的に”というのは、初めから難しく長い文章だと読んでさえくれない場合があるからだそうです。

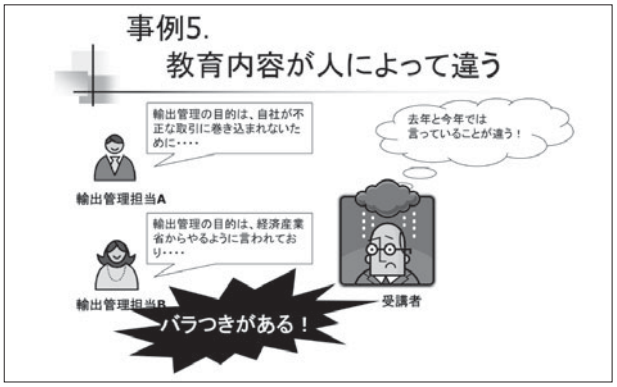

［解説］

アンケートでは、６割の方が３年以上の輸出管理経験年数をお持ちでした。「３年」という数字で思い出したのですが、ある専門家の方へのインタビューの際、「安全保障貿易管理は３年で一巡する」という経験則をお話いただきました。「１年目は追いつくための猛勉強と周りからのアドバイスを得ながら実務を行うこと、２年目は自力で業務推進、３年目はそれまでに見えていたさまざまな問題点について、業務改善、管理強化、或いは普及活動への注力、といった活動サイクルになる」とのことでした（本誌114号参照）。

話は戻りますが、今回のアンケートの４割を占める１年以上３年未満の方であっても、受講者にとっては同じ講師です。図解のように根幹部分である輸

出管理の目的が講師によって違うことはあまり無いとは思いますが、ある程度は業務に精通していること、あるいは教育内容を標準化していなければ、受講者の理解度にも差が出てくることは否定できないでしょう。

『人に教える為には人の何倍も勉強しなければならない』、その前提のもと、企業では理解度のバラつきを回避するために、講師育成を目的に社内で講師トレーニングを行っていたり、輸出管理部門からなるべく外部のセミナーや説明会に参加させ、そこで知り得た情報を社内に展開しているそうです。CISTECの研修会では受講していただいた方に講義内容に関するアンケートのご協力をお願いしており、次回のテーマ設定や講師選定に役立てていますが、企業でも今後の改善につながるよう、アンケートを実施しているそうです。また、個人単位では話し方セミナーに通ったり、ノウハウ本を読む等、努力されている方もいるそうです。

［解説］

全社教育や役員教育は輸出管理の目的や概要、社内の注意事項を伝えることが主です。確かにそれだけでは本当に理解しているのか、遵守してもらえるのか等、不安になるかもしれませんが、だからといって受講者の業務に直接関係ないような専門的な資料を必要以上に配布するべきではありません。「該非判定を行わなければならない」、「社内の手続きはこうなっている」、それを伝えるだけなのに、項目別対比表、法令集、許可申請書といった書類を渡すという行為は、『何の説明もないのに自分たちでやりなさいということだろうか』という思わぬ誤解が生じることがあります。

重要なのは、何か疑問やトラブルが生じた際の適切な相談窓口を受講者に知ってもらうことです。輸出管理専用のデータベースがあるのでしたら、そこから然るべき資料を取り出せることを案内すること、あるいはCISTECや経済産業省のホームページのどこにどんな情報が掲載されているかを教えることです。あれもこれもと資料を渡すのではなく、それぞれの業務に必要な情報にたどり着けるように誘導してあげることが重要です。

また、せっかく配布した資料を捨てられてしまったり、無くされてしまったりしては紙のムダ、時間のムダです。できるだけコンパクトかつ分かりやすくまとめる努力はもちろん、ある企業では捨てられない工夫をしていました。定期教育であれば、一度配布した資料を数年後の教育で持参してもらうようにしているそうです。「無断廃棄禁止」や「管理番号」、「部署・氏名の記入欄」が付いていればさらに自己管理の効果は上がると思います。

よくある事例をまとめてみると…

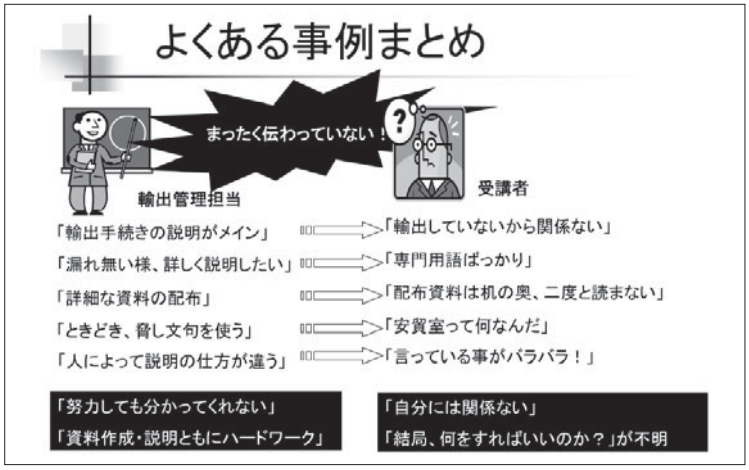

上記のように、あなたの会社の輸出管理教育でも、教育担当者と受講者の間で、何かしらの齟齬といいますか、認識のズレが生じているかもしれません。当たり前のことですが、企業の管理体制や手続きフローから、輸出管理を担当する人数などは、企業によって異なりますので、一概に「これが正しい！」というものはありません。企業の自主管理、自助努力といえばそれまでなのですが、こうした課題を克服するための、何かヒントがほしいところです。

一方で、分かりやすく説明しようとすればするほど、正しい理解が得られない、中身のないものになってしまいます。その点は、説明の仕方に工夫をして準備・実施する必要があると思います。

5 輸出管理教育のポイント

以降は、教育の概要を４つのポイントに絞って解説しています。これから教育に取り組まれる方に大まかに輸出管理教育について理解していただければと思います。

◆ポイント１．業務全般の知識をフル活用

輸出管理部門では、輸出管理社内規程に基づいて、教育を定期的に行っています。とはいっても、教育専門の人間がいる企業はまれで、ほとんどの企業では、取引審査や監査、あるいは該非判定といった他の業務と兼務しながら行っているようです。また、担当者が教育資料を作成する、あるいは実際に説明する際には、教育担当者は他の業務のことについてもある程度の知識を持っていなくてはなりません。それは、単なる法令や会社の方針の説明だけでなく、実際にあった自社の事例を用いた教材を作らなければなりませんし、何より自信を持って説明したり、的確に質問に答える必要があります。「教育だけ」と視野を狭めるのではなく、そうしたアウトプットにつなげるために、やはり業務全般の知識や経験をフル活用するべく日々学んでいってしてほしいものです。

◆ポイント２．無理のない教育計画を立てる

ある企業では、営業担当に対して年５回、新入社員に対して年４回、新たに着任した経営幹部や海外子会社への赴任者向けには随時行うという教育計画を立てています。当たり前のことですが、企業の規模や事業形態、あるいは規制品の数等によって異なりますので、年間にこれだけの回数を実施すればいい、この部門だけに行えばいい、とは一概には言えません。事例に挙げられているような数字を見て、「わが社は他と比べて回数が少ないから増やさなければいけない」とか「多いから減らすことができる」といって、不安を感じたり、安易に考えたりする必要は無いでしょう。

いろいろな企業の教育計画を参考にするといっても、「誰に、いつ、どこで、何を教育するか」という教育計画はオリジナルを作成しなければなりません。教育には「受講者」、「資料」、「場所」、「時間」、そして「講師」のスケジュール管理が必要となります。通常、年間計画を年度初めに立てるのが普通ですが、何かトラブルが起こったり、法令改正があった際には速やかに社内に通知する必要がありますし、先ほど述べましたように、経営幹部や海外赴任者向けの場合には随時、教育を行うこともあります。

計画を立てる際、受講者も本来の業務があるわけですから、「この期間で集中的に終わらせてしまおう」では反感を買うおそれもあります。忙しい期末は避ける等、受講者が参加しやすいような計画を立てましょう。例えば、「何月くらいに行う」というような大雑把な計画を、事前に各部署の管理者に配布しておいて、１、２ヶ月前になったらアナウンスを行う方法もあります。さらに、お互いに時間を拘束することのなく、かつ進捗状況と理解度を把握できる方法としては、ｅラーニングやオンラインテストを利用する手もあります。

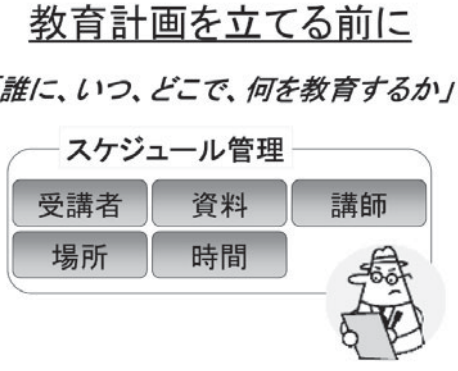

◆ポイント３．メリハリのある教育を

もう少し、「対象は誰か」、「何を教育するか」を考えて行きましょう。これによって回数も教える内容も異なるため、回数は一律でいいわけでありません。例えば、事業部門の輸出管理責任者や通関部門の貿易実務担当には、詳細な内容を教えなければなりませんが、一方で会計担当や国内営業には輸出管理の基礎的な部分だけを理解してもらう等、教育には「メリハリ」（=濃淡）をつける必要があるのです。以下に、どんな教育があるのかをまとめてみました。

〈テーマ別・人数別〉輸出管理教育マトリクス

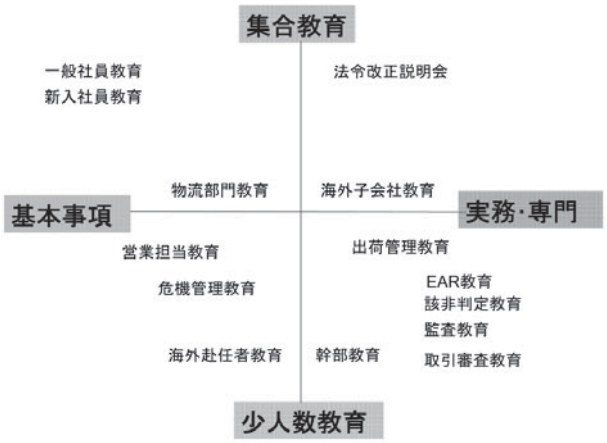

◆ポイント４．費用対効果を考える

最近では、限られた予算を上手く運用して、社内監査と輸出管理教育をセットで行うところもあるようです。「なぜそうしているのですか」と聞くと、これまでは社内監査で指摘事項があった際、現場の管理責任者へ注意を行い、後日、責任者を通じて社内に示達させていたが、監査後すぐに、指摘事項も含めた教育を全体に対して行うことにより、全体の意識向上につながるため、より効果的だったのだそうです。さらには、こうした他の業務と組み合わせて行うメリットとしては、以前は２度の出張で、監査と教育を行っていたのが、１度の出張で済ませることができるため、出張のコストを抑えられるのだそうです。この事例は、コスト面で工夫を図った結果、思わぬ効果が得られた事例でした。

ただし、輸出管理社内規程上、監査とは「社内の輸出管理が適切に行われているか確認することであり、改善すべき事項が発見された場合には、早急に改善することが重要」、とされていますが、拙速は禁物かもしれません。多くの企業では、社内の輸出管理委員会に報告・相談した後に、しかるべき適切な改善事項の通知を出す方法をとっています。今回は『社内監査』についての説明は省きますが、いずれにしても自社に見合った教育・監査を行うことが重要です。

他にも印刷コストを抑えるために、繰り返し使用できるハンドブックを配布したり、社内データベースに教育資料を掲載して各人に印刷させ、持参するようにしたりと工夫されているようです。このように、費用対効果を追求した工夫の余地はまだ他にもありそうです。

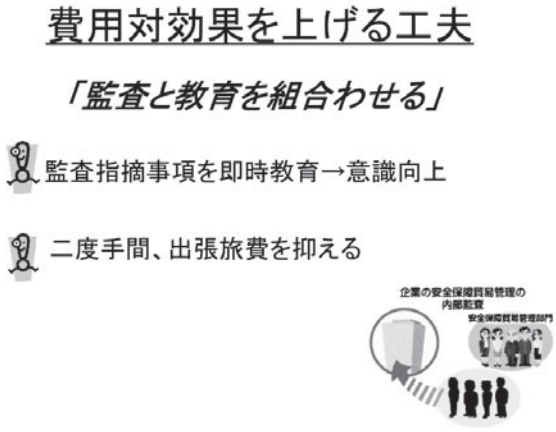

◆まとめ

平成未曾有の不況による収益悪化を受けて、出張費その他が大幅に削減されている状況の中、だからといって、『利益重視、コンプライアンスは二の次』では許されません。先に説明しましたが、「教育」は輸出管理社内規程の中で定められています。また、新しくできた輸出者等遵守基準の中にも一部、「研修の実施」が義務づけられています。

輸出管理教育とはどんなものなのかをつかんでいただくために、以上の４つのポイントに絞ってまとめてみました。

―いかに効率的&効果的に全社員の「気づき」を促すか―

〈2〉企業の教育事例

輸出管理教育を解説していくにあたって、アンケート等で得られた意見や情報を盛り込んでまとめてきましたが、「実際のところ、企業の輸出管理教育はどうなっているのか？」という教育の実態が気になるところだと思います。

今回、取材に応じていただいた3社では、それぞれの企業規模や取引形態に適した「効果的」かつ「効率的」な輸出管理教育が行われていました。

日本の輸出管理は自主管理となっているからこそ、情報の共有が重要だと考えます。もちろん、『木を見て森を見ず』ではいけませんが、教育に取り組む皆様の参考になればと思います。

事例1　大日本スクリーン製造株式会社　安全保障貿易管理室の取組み
―輸出管理ハンドブックを活用、全社員へ意識向上を図る―

事例2　株式会社東芝 輸出管理部の取組み
―社内DB で情報発信、トレーナー育成制度―

事例3　三菱商事株式会社　安全保障貿易管理室の取組み
―営業の視点、総合商社ならではの多様な教育体制―

【事例 1】

大日本スクリーン製造株式会社

安全保障貿易管理室の取組み
―輸出管理ハンドブックを活用、全社員へ意識向上を図る―

「社内オリジナル」の教育コンテンツには、例えば教育担当者が作成したパワーポイントや通知文書、あるいはQ&Aや事例集をまとめた冊子などを、集合教育の場で配布したり、社内データベースに保管して閲覧できるようにしていたりと、色々な形があります。

大日本スクリーン製造株式会社グループ（以下、スクリーングループ）では、「情報セキュリティ」や「インサイダー取引」等、様々な企業コンプライアンスハンドブック・シリーズの一つとして、輸出管理の重要性をわかりやすく解説した教育資料の製作に取り組んでおられました。その構成、内容ともに非常に工夫されており、しかもイラストや漫画を用いて社員の心をつかむことによって、結果的に社員自らの「気づき」を自然に促すことに成功しています。本稿は取材ノートをもとに本誌編集者の視点から紹介させて頂きました。

「安全保障貿易管理　早わかりハンドブック」

＜取材にご協力いただいた方々＞

三井　利洋 氏
安全保障貿易管理室
室長

山内　信治 氏
安全保障貿易管理室
担当課長

1．製作に至った経緯

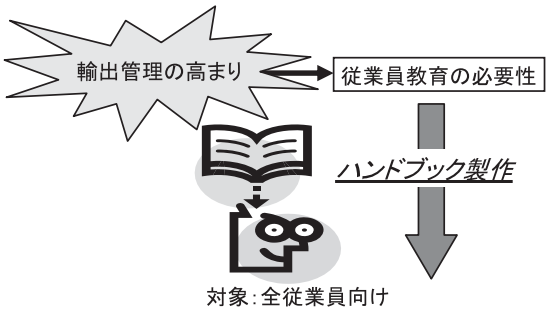

→「分かりやすさ」を第一方針

スクリーングループでは、従業員自らが国内および海外の各種法令や社会規範および会社規定を遵守するべく、企業コンプライアンスの教育に力を入れています。そのコンプライアンス教育の一環として、各部署が従業員向けの「早わかりハンドブック」を製作しています。安全保障貿易管理室が輸出管理ハンドブック製作に着手する以前に、既に「情報セキュリティ」や「インサイダー取引」等のハンドブックが前例としてありました。

仲介貿易取引規制や国内外のグループ会社の管理等の規制強化により、輸出管理の重要性が高まる中、安全保障貿易管理室では、社内の輸出管理意識のさらなる向上を図るべく、教育に力を入れており、その一環として全従業員を対象とする同ハンドブックの製作を手がけたそうです。2007年５月に部署内で案をまとめ、半年後の９月に第１版を完成。その後、2009年４月には通常兵器キャッチオールや仲介貿易取引規制を盛り込んだ第２版を出しています。

さらに、ハンドブック製作にあたっては、スクリーングループの（株）テックコミュニケーションズが行いました。同社は、取扱説明書などのテクニカルドキュメントや販売促進ツールの企画・制作を手がけており、これまでのハンドブック製作を担当し、イラスト製作や分かりやすく伝える技術を得意としていたことから、輸出管理ハンドブックの製作もスムーズに進み、さらにはネックとなっていたコスト面での課題もクリアできたそうです。

なお、このプロジェクトの中心となって取り組まれた安全保障貿易管理室の山内氏は、社内のフリーエージェント制を利用し、２年前に安全保障貿易管理室に配属された方でした。ハンドブック製作にあたっては、輸出管理を一から勉強しながら、取り組まれたそうです。そうした「初めて」輸出管理に携わる人間の目から見ても分かりやすい教育資料を作ること、これこそが一番のOJTだと思いました。

2.「分かりやすさ」の鍵となった6つの工夫

工夫1．まずは手に取ってもらうサイズ・分量に！

- ポケットサイズ　→　手に取りやすい、持ち歩きやすい
- 30ページ以内　→　読みやすい分量
- ファイリング穴　→　システム手帳に収納できる

既存のスクリーングループの社内向けハンドブック・シリーズは、社員がシステム手帳に入れて持ち歩くことが想定されています。

また、安全保障貿易管理室のねらいとして、「まずは従業員に手にとって読んでもらう」ことを掲げているため、読みやすい分量を心掛けられたそうです。

よくある事例は、法令の解説ですので、正確な記述を心掛ければかけるほど、あれもこれもと盛り込む内容は細かくなっていきます。そうすると、比例してページ数も増えていきます。そしていろいろ盛り込んだ結果、ハンドブックではなく、立派な一冊の本になってしまいます。輸出管理担当者は達成感を感じることができるかもしれませんが、そもそもの第一方針である「分かりやすいハンドブック」から外れてしまいます。そこで、ハンドブック製作に取りかかる前に、「30ページ以内」とページ数を限定したそうです。

工夫2．漫画・イラストを用いて親近感を！

- 4コマ漫画、イラスト　→　心に残る
- 自社製品、技術が登場　→　身近に感じられる

◇4コマ漫画で興味をひきつける

ハンドブックを拝見させていただいた際、衝撃を受けたのは、なんと言っても『4コマ漫画』でした。経済産業省のパンフレット、CISTECの教育資料、企業の社内教育資料等、資料収集を行った範囲内で見比べてみましたが、どこにも4コマ漫画を用いた解説書はありませんでした。それには、「輸出管理教育に漫画を用いるのはふさわしくない」「誤解を生じさせる」と様々な理由があると思います。しかしながら、最近の傾向として、漫画を用いたコンプライアンス解説を社内報に掲載したり、パワーポイントを用いた説明では、聞き手がイメージしやすいようクリップアートを用いたりと工夫している企業があります。その流れなのだろうか、と思いましたが、お話をうかがった

ところ、実は少し違っているようです。

ハンドブックを開いて１ページ目にこの４コマ漫画が目に飛び込んできます。そこで、「リアルに感じ取ってもらい、見る人の心をつかむ、気づかせる」ことを想定しているそうです。担当者が、「輸出業務に全く関係ない人にインパクトを与えるためには、どうすればいいか」を考えた結果、こうした教育資料を配布しても、最初の時点で興味を持たせなければ、次のページには決して進まないという結論に至ったそうです。製作過程で、他の項目はスムーズに進んだのですが、最後まで決まらなかったのはこの４コマ漫画の原案だそうで、やり直しも何回か行ったそうです。「最初に見る人の心をつかむ」ということを徹底追求した結果、非常に分かりやすい漫画が完成し、こうした苦労の甲斐があったのだと思います。

また、スクリーングループでは以前、経済産業省の窓口で配布しているパンフレットを、関係各部に配布していたそうです。核兵器、ミサイル、毒ガスの恐ろしい写真や軍事転用の事例が掲載されたパンフレットを配るだけでは、企業としてどういう方針で取り組むのか、各部署が疑問を抱いた際に、直接、経済産業省に問い合わせるのかといった企業としての「次のアクション」が具体的ではありません。輸出業務に関係ない人からしてみれば、「こういう世界もあるんだ」だけで終わってしまうかもしれません。そこで、この４コマ漫画の中にもあるように、「まずはこのハンドブックを手掛かりにいろいろ調べる必要があるね」と読む人自らが次ページに進むよう誘導し、読み終わった最後に、何か疑問があれば、問合せ窓口である安全保障貿易管理室に連絡するような流れを作っているのです。

◇イラストで親近感を持たせる

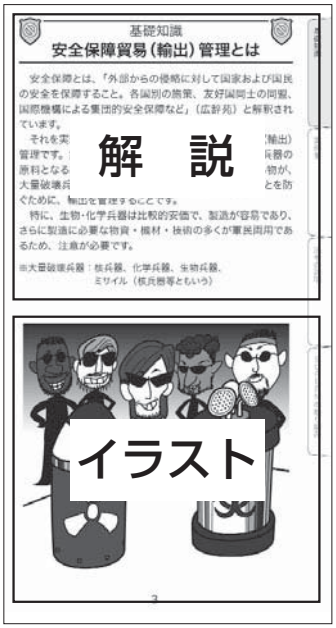

輸出業務に関係のない人に読ませるためには、内容が文字ばかりでは「難しい」「理解できない」となってしまいがちです。しかし、逆にイラストばかりでは抽象的なイメージしか伝えられず、「何が言いたいのか良く分からない」「具体的に何をすればいいのか」ということになってしまいます。

そこで、ページ構成を工夫し、１ページに１テーマ、そして半分は解説、半分はイラストという形にしています。イラストでは、登場人物の中の役員を、スクリーングループの実際の人物に似せていたり、自社製品である「半導体製造装置」や「デジタルリーダー（精密自動測長機）」等が登場していたりと非常にリアルであり、おそらく社員であれば身近なこととして感じ取れるのでは、と思います。

一見すると、怖そうな取引顧客のイラストがありますが、主人公である一社員が、そうした疑わしい取引に巻き込まれないよう会社の盾となって頑張っている姿勢が描かれており、思わず応援したくなる、そんなタッチのイラストが描かれています。

工夫３．専門用語を用いず、平易な言葉で説明

専門用語を用いない
→　イラストと組み合せて理解を促す

内容が非常に分かりやすいのは、やはり漫画やイラストを多用して工夫しているだけでなく、輸出管理を初めて知る人にとって、非常に易しい言葉で書かれていることです。難解な法律用語や具体的な手続き事例をあ

まり用いていません。例えば、包括許可の取得条件や規制品の法的根拠（「貨物等省令○条○項」）、特例の解説は、輸出業務に携わっていない全従業員にまで詳細に理解させる必要はありません。ただし、各部門の輸出業務担当者あるいは技術者等に対しては、上記のような詳細を知っておく必要がありますので、別に専門的な教育が用意されており、そちらで補完しているそうです。

工夫４．内容にメリハリ、事例集を多く取り入れる

- 構成（基礎知識―事例集―法令―スクリーンの取り組み）
  → ダラダラ説明×、メリハリをつける
- 事例集＜誤解＋解説＞のセット
  → ありがちな誤解を正す
  身近な事例で気づきを促す

◇構成に一工夫

例えば、交通事故を起こさないために、効果的かつ効率的に学ぶ方法を考えてみてください。初心に戻って道路交通法を丸暗記することでしょうか。それとも実際にどういった状況で事故が起こっているかを調べることでしょうか。これは輸出管理教育も同じで、確かに法体系の総論や規制の詳細を理解してもらうことは大切ですが、対象とねらいを誤っては、目的は達成できないでしょう。今回のハンドブックの対象は「全従業員」であり、ねらいは「輸出管理の危険性や重要性を認識させること」です。ですので、輸出と意識せずに輸出に絡んでいるような具体的な事例をいくつか挙げて学んでもらうことが法令順守への一番の近道だそうです。

しかしながら、基礎知識もなくすぐに事例集に入ってしまうと、「法律で決められてもいないのになぜ取組まなければならないのか？」という思わぬ誤解が生じてしまうおそれがあります。そこで、輸出管理の法的枠組みや法令の仕組み等、最低限の知識とともに、スクリーングループとしての法令順守への取り組みを説明した後に、事例集、法令の説明、そして最後にスクリーンの取り組みという、全体で４部構成となっています。

基礎知識

→ 実例集

→ 法令の説明

→ スクリーンの取り組み

◇6つの事例集＜誤解＋解説＞のセット

基礎知識に続く事例集では、こちらでも読む人の気づきを促す工夫をしています。基礎知識を読んでいる中で、「輸出」や「貿易」という言葉が多く出てくるため、おそらく「自分は普段海外の顧客とはやりとりしていないので、関係ない」「これ以上、読み進む必要はない」という、これも一つの誤解なのですが、そういったことを感じてしまうと思います。その「自分には関係ない」という最初の誤解を正すべく、次に具体的な誤解の実例が続いています。

以下の6つの事例を用いて解説していますが、どの事例も、輸出者でなくても、身の回りにあるハッとさせられる事例だろうと思います。また、最近の規制強化の流れも受けて、全従業員が関わるメール送信や海外出張等における技術管理に重点を置いて解説しています。

こうした事例集は、経済産業省の適格説明会の資料やCISTECの書籍等に掲載されている事例を参考にされたそうです。また、各事例は＜誤解＋解説＞のセットで構成されています。これは、日常業務で輸出に関わらない社員にありがちな誤解を正すべく、解説をセットで付しています。解説とはいっても、「～～は輸出令第○条、第○項で規制されている」「ハンドキャリーの際の許可手続きの仕方は・・・」というガチガチの解説ではなく、分かりやすい平易な言葉で解説しつつ、輸出に関係しそうだと少しでも疑問に思った場合は、見切り発車をせず、各部門の輸出管理担当者や安全保障貿易管理室へご相談ください、という注意喚起を促しています。

＜事例集＞
◇輸出業務に直接携わっていないから関係ないと思うのは間違い！
誤解1．国内の顧客や代理店への販売でも要注意
誤解2．ハンドキャリーも要注意
誤解3．郵便小包も要注意
誤解4．借用品の返却も要注意
誤解5．インターネットによるソフトウェア提供も要注意
誤解6．海外出向者に対する講習も要注意
◇相談窓口と情報の入手

◇相談窓口や情報入手方法を明記

事例集の最後の項目には、相談窓口と情報の入手方法（社内データベースのサーバー、ファイル名）が明記されています。これにより、ハンドブックを読んだ全従業員自らが、詳しく学べるよう、輸出管理に関する情報へのアクセスはもちろん、社内の輸出管理体制はどうなっているかを確認できるようになっています。

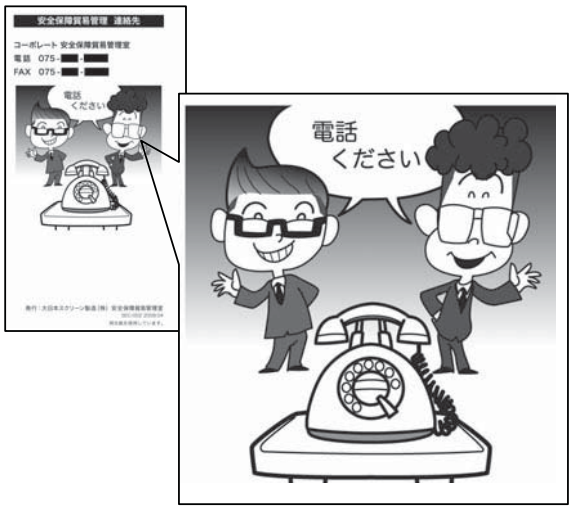

工夫５．第３者から見て、理解できる内容にする

ハンドブック完成の目途が立った際、最後に大事な作業があったそうです。それは、「第３者から見て、理解できるか」ということです。まず、安全保障貿易管理室内で、盛り込むべき内容やイラストのイメージを議論し、文章を作成します。制作会社とのコミュニケーションでは、制作会社がスクリーングループ内にあるため、自社製品や技術、コンプライアンスに通じており、４コマ漫画やイラストのイメージを伝えたところ、非常にスムーズに進みました。ここで、“あとは印刷して配るだけ”ではなく、その前に、第３者から見てもすんなり理解できるかを確認するため、法務部門の担当者に見てもらい、議論を行ったそうです。安全保障貿易管理室に配属後、輸出管理を一から勉強しながら、このプロジェクトの中心となって取り組まれた山内氏は、「資料を収集し、盛り込むべき内容を吟味している中で、自分たちの書いた内容を客観的に見られなくなってしまうことがあります。」とおっしゃっておられました。そこで、第３者の目から見て、理解しづらい箇所を指摘してもらって、修正し、再度、評価してもらう。

中でも、キャッチオールの解説部分「リスト規制に加えてキャッチオール規制がある」という説明は、理解しづらいところがあるということで、議論を重ねられたそうです。ただ、分かりにくいからと言って、詳細に解説することは、逆に当初のねらいである「わかりやすさ」から外れてしまうため、その辺りは注意したそうです。実際、どの部分まで盛り込み、どの部分からは切り捨てるかというのは、非常にバランスをとるのが難しいと思われますが、常に、「対象は誰か」を明確に意識して取り組まれていたため、ブレるようなことはなかったようです。

工夫６．使い道はいろいろ

◇新入社員・中途入社教育に活用

ハンドブックは、単に全従業員に配布してそれで終わり、ではなく、安全保障貿易管理室や事業部門の輸出管理担当者自らが動き、最大限に活用しているそうです。例えば、新入社員や中途入社社員の教育では、教育資料はこのハンドブックを用いています。大概の社員教育では、パワーポイント資料を配布し、講師がプレゼンを行う、というのが通常だと思います。しかしながら、専門教育は別としても、おそらくほとんどの従業員は読み返すことはないというのが現実です。そこで、同じ教育資料ならば、ずっと手元に残るような資料（＝ハンドブック）を用いたほうが効率的であるという点に着目し、スクリーングループではこのハンドブックを教材として教育を実施しています。また、余白が所々にあるため、受講者が必要事項をメモしたり、書き込んだりできるようになっています。

◇社内の安全保障輸出管理検定試験に活用

ハンドブックを用いて講習を実施した後は、検定試験を行っているそうです。共通問題はハンドブックから出題されるため、受講者はハンドブックの中身を何度も読み返すことになります。もし、一定点数を満たさない場合には、不合格となり、再試験を受けることになります。また、各社内カンパニーの業務内容に即した確認テストも同時に行われますが、こちらは各業務システムの詳細なオペレーションを理解していることが前提となるため、ハンドブックよりもさらに深い知識が必要となるそうです。

◇法令改正にも迅速に対応できる

法令に改正があった場合、教育担当者は一から資料を作り直さなければならず、それを関係各部の従業員に

通知しなければならず、結果的にオーバーワークとなる、ということをよく聞きます。スクリーングループにおいては、法例改正時には安全保障貿易管理室や各部門の輸出管理担当者から、変更内容と対応を知らせることになっています。しかし、全従業員に説明する際、共通のハンドブックを用いて説明しているため、資料を一から作り直す必要は無く、変更箇所だけを知らせるだけで済み、あとはフォローアップ教育を行うこととしています。

今回の外為法改正に伴い、ハンドブック内の「違反発生時の対処と罰則」や「居住者と非居住者」の説明等、変更点が数箇所ありました。しかしながら改訂版の発行は予算の制約もあり、行わないそうですが、「どこがどのように変わったのか」という変更箇所の通知を社内データベースに掲載したり、実際の教育現場でフォローしていくそうです。

また、ハンドブックの中でも、法令の説明のところで、「法令は変わる」ということがあらかじめ説明されているため、スムーズに理解してもらえるそうです。

◇組織への帰属意識、法令順守への意識を養う

これは、全従業員に広く配布されている資料であり、シリーズもののハンドブックの一つです。これが、社員一人ひとりに法令順守への意識だけでなく、組織への帰属意識を持たせる効果が働いているのではないかなと思います。また、重要な社内資料ですから、「失くさないようきちんと管理する」ことにもつながっているのではないでしょうか。

3.「早わかりハンドブック」の教育効果

上記のようなさまざまな工夫が盛り込まれたハンドブックですが、周囲の反応はどうだったのか、うかがってみました。

全従業員に配布し、教育を実施したところ、これまであまり輸出に直接携わっていなかった部門から問合せが来るようになったそうです。例えば、特許担当からは海外で特許申請を行う際に、輸出管理との関係性に関する相談が来たり、技術部門の人からは海外出張の際に書類を提出する必要はあるか、といった相談が来るようになった、とのことでした。

また、相談窓口や情報掲載先を明記したことにより、問合せ件数と比例して、スクリーングループ内で「安全保障貿易管理とは何か？」を理解してもらうことはもちろん、「安全保障貿易管理室は何をやっているところか？」を認知されるようになってきている、とのことでした。つまり、こうした取組みを通じて、輸出管理の浸透とともに、担当部署のPRにもつながるという副次的効果があったのです。

安全保障貿易管理室の皆様
写真右から峯松氏、椙谷氏、三井室長、
山内氏、CJ編集者の山下

―取材にご協力いただき、ありがとうございました。―
大日本スクリーン製造株式会社本社事業所（京都府）にて取材

【事例 2】

株式会社東芝

輸出管理部の取組み
―社内DBで情報発信、トレーナー育成制度―

[インタビュー]
株式会社東芝　輸出管理部
企画・教育　監査担当　主務　**杉村　寿子**　氏

総合電器メーカーの輸出管理教育について㈱東芝の杉村氏にお話を伺った。オリジナルの『輸出管理ホームページ』を見せていただき、その豊富な情報量に驚くとともに、教育資料作成や講師トレーニング等、多岐にわたって取り組んでおられた。

―長年の輸出管理のキャリアをお持ちだと聞いております。

はい。確かに長い部類に入るのでは、と思います(笑)。1987年の本社輸出管理部の発足当時、私はアシスタントとして輸出管理に携わっておりましたが、約150名が働いており、社内体制の構築やCP届出、教育の実施等、慌しかったのを覚えています。実際に輸出管理の実務を担当するようになってからは、13年くらいでしょうか。毎年８月には「輸出管理の日」という輸出管理の重要性を再認識する記念日が設けられており、そこでは輸出管理歴14年を超えた方の表彰やCISTEC認定試験合格者を紹介する行事があります。私も長年の輸出管理歴を表彰していただきました。

―現在はどういった体制で輸出管理を行っているのですか。

社内カンパニーの輸出管理組織と本社の輸出管理部からなる２層構造をとっていますので、全体で兼務者も含めると約260人近くいることになります。ちなみに本社輸出管理部は執行役常務（部長）、次長、秘書の他に、企画・教育・監査担当５名、審査担当４名、米国法担当２名の14名で構成されています。

該非判定はまず各カンパニーの技術に精通した技術者が行い、その結果を該非判定責任者が承認し、さらに各カンパニーの輸出管理組織が最新の法令で判定されているか等の最終チェックを行います。

取引審査は、リスト規制品目の取引、キャッチオール規制品目で要件に該当する取引及び取引が禁止されている制限顧客との取引などリスクの高いケースは本社の輸出管理部で承認していますが、要件に該当しないキャッチオール規制品目の取引の審査は、各カンパニーの輸出管理組織に承認権限を移管しています。いわゆる濃淡管理を行っています。

―では本題に入りますが、どのような教育を行っているのですか。

弊社の教育は『定型教育』、『専門教育』及び『海外赴任前教育』の３つに分かれています。まず『定型教育』では、すべての役員および従業員に対しては「一般教育」およびそれを補完するｅラーニングを、さらに海外営業部門の従業員や規制貨物・技術の開発等に従事する従業員および管理者に対しては「実務教育」を行っています。

次に『専門教育』では、新たに輸出管理業務に従事する社員に対して外為法、米国法それぞれ１日での集中教育や、より専門性を追求する少数精鋭の対話式教育、また外部の有識者をお招きし、その時々の国際情勢など講演いただく輸出管理セミナー等を行っています。

『海外赴任前教育』では、赴任先で必要とされる輸出管理の概要に加え、責任者に対しては赴任先の輸出管理法令等の教育も行っています。

―何か教育で工夫されていることはありますか。

会社自慢といいますか（笑）、力を入れている取組みの一つが『輸出管理ホームページ』です。おそらく、他社でも同じようなデータベース管理をしているところもあると思います。弊社の特徴は、輸出管理プログラムと全ての通知・連絡票番号体系が連動していることでしょうか。例えば、今般の外為法改正でCPの変更があった際にはCPと連動して手続きも変わります。CPの目次と通知を関連づけているため、どの通知に確認したい内容が記載されているのか一目瞭然ですし、更新漏れがないよう、我々にとっても非常に管理しやすい形になっています。

輸出管理ホームページ

―豊富な情報が掲載されていることはもちろん、非常に整理されて見やすいですね。

ありがとうございます。例えば、これまでの定型教育、専門教育などで使用してきたテキストの電子版資料が全て掲載されています。「一度作成したら終わり」ではなくて、法令改正や手続きの変更等があればそのアップデートも行っています。社員一人ひとりのパソコンで最新情報を反映した教育資料が閲覧できるだけではなく、各カンパニーや国内グループ会社の輸出管理担当者は、ここに掲載されている教育資料や輸出管理用語集を引用しながら、社内講義用の資料を作成しています。担当者の教育資料作成の負荷も少しは軽くなるはずですし、全社統一の資料を掲載することで講師の教育内容にバラつきが生じることを回避する、そうしたねらいがあります。

―講師の教育内容にバラつきが生じる、とはどういうことですか。

実務教育では、本社輸出管理部の担当だけではなく、各カンパニーの輸出管理担当者が講師となります。担当者自らが各カンパニーに特化した製品や取引形態を考えて熱心に教育をしてくださるのは非常にありがたいのですが、だからといって教育内容が人によって違うことは避けなければなりません。そのため事務局は『講師向けのトレーナー講習会』を設けて、毎年５月に実施しています。そこでは、教育の中身についてはもちろん、上手く説明するコツや話し方といったテクニカル部分も教えています。ただし、この講習会はある程度の経験を積んだ方が受講することになっています。

―それでもバラつきが生じる場合はどうすればいいのでしょうか。

社内教育用の安全保障輸出管理DVD（「東芝グループにおける輸出管理」）を講義で使用するようにしています。DVDは海外のグループ会社における教育も視野に入れて、東芝及び国内グループ会社用（日・英）、海外グループ会社用（英・日）及び中国のグループ会社用（中・日）の３種類を製作しました。中国語版は現地の中国オフィスに出向いて撮影し、エキストラにも中国人を起用しています。そうしないと日本の輸出管理を押し付けるイメージを抱かせてしまい、理解が進まないからです。

つまり万が一、講師の説明が不十分だとしてもDVD放映によって「教育内容のバラつきを回避する」、そういうねらいがあります。

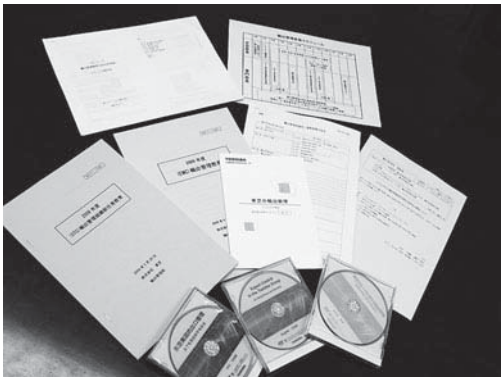

様々な教育資料の一部

―ホームページに戻りますが、分かりやすく伝える工夫などしていたら教えてください。

情報にメリハリをつけるために、『輸出管理ワンポイントコーナー』を掲載しています。これはガチガチの法令用語を用いずに平易な言葉とイラストで各項目を解説しているわけですが、難しい言葉は使わずに、必要なことだけをできるだけ簡単に理解してもらえればと思っております。また、社員が少しでも疑問を抱いた時に「ピンポイントで答える」というねらいもあります。たとえば「海外出張時の携行品はどうしたら？」という疑問には、「ハンドキャリーは輸出？」というワンポイントを見てもらえればいいのです。

なお現在は、今回の外為法改正に関するワンポイントコーナーの追加に取組んでいます。

―通知やお知らせがほぼ毎日出ていますね。情報量だけでなくスピードもあるようです。

そうですね。ここのホームページを見れば社内規程だけではなく、輸出管理に関するあらゆる最新の情報がカバーできると思います。CP・規程変更の通知や教育資料掲載のお知らせ、ｅラーニング実施の案内はもちろん、CISTEC研修会や認定試験の案内、輸出管理関連ニュース、外国ユーザーリストや米国法に基く取引禁止顧客の追加情報もあります。ニュース性の高いものとしては、外為法違反容疑に係る告発を受けた企業との取引などについて、注意喚起のための通知も発信しています。

―ｅラーニングについて教えてください。

すべての役員および従業員に対し、一般教育を補完する教育として、３～４年毎にｅラーニングを行っています。コンテンツ作成およびアップデートは我々が行っています。内容はそれほど難しくないですが、ただ単に眺めるだけでは教育効果がないので、最後に「理解度テスト」を実施しています。合格しないとｅラーニングが完了とならないため、合格するまで何度もチャレンジすることになります。基本的なねらいは「ここで間違ったのか！」と気づいてもらうことですので、理解度テストでそれを担保しています。

分かりやすく伝える技術についてお話いただく

ワンポイントコーナーの目次

ワンポイントコーナーの事例

―最後に、何かメッセージをお願いします。

私自身、講師を務めて10年以上になりますが、最初は非常に苦労しました。講師をするために入社したわけではないですし、しかも相手は同じ従業員ですから。教育資料を作成したり、ホームページを更新することとはまた別の次元で悩みました。今では毎月１～２回、新入社員、中途採用の社員、それから海外赴任前の社員に対して教育を行っています。もちろん、人前で話をすることは今でもとても緊張しますし、事前の準備はたとえ同じ内容であっても、必ず毎回確認をします。とにかく、こればかりは回数をこなして訓練するしかないのかな、と思っています。

また、この業務に携わってから今に至るまで本当に恵まれているなと感じるのは、ちょっとした疑問を抱いた時に、的確な方向に導いてくれる人が近くにいたことでしょうか。

輸出管理の様々な分野でのプロが周りにいますので、常に最新の輸出管理情報が入手できることも、教育をする上では大変助かっております。

今後も社内および国内・海外グループ会社に対し、有用な教材を提供できればと思っております。

―お忙しい中、ありがとうございました―

（株）東芝本社にて取材

取材にご協力いただいた新留氏、杉村氏

【事例 3】

三菱商事株式会社

安全保障貿易管理室の取組み
―営業の視点、総合商社ならではの多様な教育体制―

[インタビュー]
三菱商事株式会社　コンプライアンス総括部
安全保障貿易管理室　**中野　明美**　氏

総合商社の輸出管理教育について三菱商事（株）の中野氏にお話を伺った。5 年前に現在の部署に異動されてからはこれまでの営業経験を生かして、より現場に近い視点から教育を行うことを心がけておられた。

―営業経験が長いと聞いております。

はい。私は入社以来、一貫して営業畑を歩んでおりました。5 年前、現在の室長から異動のお誘いを受けましたが、正直、悩みましたね。営業はものすごく忙しい反面、非常に楽しかったので…。また、輸出管理が重要なのは分かるのですが、「あれも、これも」と次々に営業でやるべきことが増えてきて「営業は忙しいのに」というこちら側の事情がも重なってか、スタッフ部門に対してあまり良い印象を持ってはいませんでしたね。

―では現在、どのような心構えで輸出管理に取り組まれていますか。

そうですね。振り返ってみると、異動してからは営業の経験が現在の私の強みになっているのかな、と思っています。と言いますのは、営業時代に契約から受渡まで一連の取引を行っておりましたから、実際の物の流れや取引形態が分かるんですね。その中で、該非判定業務も行っていました。商社＝輸出者となりますので、正確な該非判定書をメーカーから頂き、確認しないことには始まりません。ですから現在、教育の際には「自分が営業時代にやってきたことだから」と言えるので現場には親近感を持ってもらえますし、「最低限これだけは知っておいてほしい」というポイントを絞り込んだ教育に力点を置くことで、「どういうケースに注意しなければならないか」を実際に自分が経験してきた事例を用いて分かりやすく伝えるよう心がけています。また、質問を受けた際も法令とは別の次元で事情が理解できる分、レスポンスを速く出すことができますね。

また、営業の人達が受講しやすい時期や時間帯を考えています。期末は絶対に外す、通常ですと 2 時間はかかる説明を 1 時間半で終わらせる。午前にしろ午後にしろ、丸々 2 時間も拘束されるのは営業にとってはかなり辛いんですね。「そこまで気を遣う必要はないのでは…」と言われそうですが、少しでも受講しやすい研修にしたいからです。早く終わらせようと気を遣ったのが逆に「早口だった」と受講後のアンケートに書かれることもありますが（笑）。

―分かりやすく伝えるには何が一番重要ですか。

常に念頭に置いているのは、聞く人の立場に立つこと、自己満足に陥らないことでしょうか。ベーシックな部分は同じ説明をしますが、対象者によっては中身を変えることがあります。そのためにはまず、講義の最初に受講者の担当業務が何なのか手を挙げてもらうんです。「輸出をやっている人」、「仲介貿易をやっている人」というふうに。そうすると、意外と少ないこともあるんですね。そうと分かれば機転を利かして、細かいところは省いたり、「関係ないかもしれないがここだけは大事！」というようにポイントを絞りながら説明しています。

―その工夫の一つがこの「安全保障貿易管理HANDBOOK」ですね。

はい。これは2006年に作成し、全社員に配布しています。現在は今般の外為法改正を反映した改訂版と海外拠点向け（英語版）を作成中です。これを以て国内外のグループ会社を含めた事務局が担当する全社教育―新入社員教育、海外赴任予定担当者、実務担当者教育等を行っています。内容は、前半［概要編］と後半［実務編］に分かれており、受講者に合わせて両方するか前半にポイントを置くか、濃淡をつけた教育を行っています。

―これだけの内容を盛り込んでいるのにコンパクトにまとまっていて、イラスト付きで分かりやすいですね。

ありがとうございます。これより多過ぎると見てくれないですし、少な過ぎても内容が薄くなったりと正しく理解してもらえないので、このボリューム（34ページ）が適正なのかもしれません。以前、マニュアルになるからと詳細な資料を配布していましたが、あまり分厚いとポイントがぼやけてしまいますし、なかなか営業に読んでもらう時間など無いため、不適だったようです。

また、輸出に関係していない社員は、「自分は輸出担当じゃないから」、「武器やハイテク機械の輸出じゃないから」、「海外と直接取引する部署じゃないから」、だから「関係ない」、「知らなくても大丈夫」と考える傾向にあります。事実、今は国内取引担当でも、商社ですのでいつ輸出や仲介貿易担当になるか分かりません。そこで＜こんな場合も対象になります＞というページを設けて、輸出に関係ない社員に対して具体的なケースを用いて注意喚起をしています。

そして、＜違反した場合には＞と＜わが国における行政制裁の事例＞の説明をし、事故のリスクは社員個人の問題ではなく、会社全体さらにはグループ全体に大きなダメージが及ぶ可能性がある重大なものだということを認識してもらっています。次に、＜社内の相談先＞では安全保障貿易管理委員会のワーキンググループメンバー（以下、WGと略）の担当部署を明記し、「疑問を持ったら必ず相談」

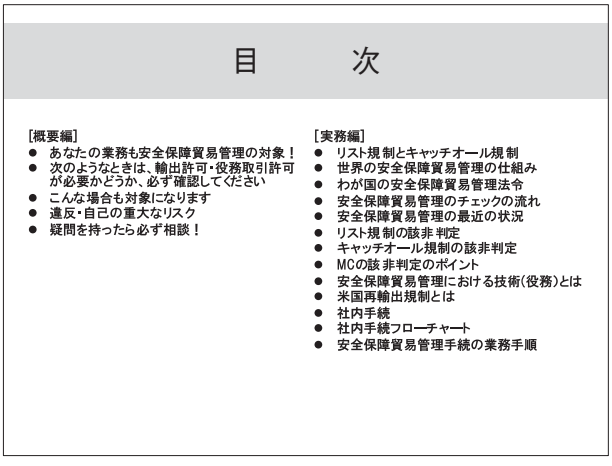
目　　次

[概要編]
- あなたの業務も安全保障貿易管理の対象！
- 次のようなときは、輸出許可・役務取引許可が必要かどうか、必ず確認してください
- こんな場合も対象になります
- 違反・自己の重大なリスク
- 疑問を持ったら必ず相談！

[実務編]
- リスト規制とキャッチオール規制
- 世界の安全保障貿易管理の仕組み
- わが国の安全保障貿易管理法令
- 安全保障貿易管理のチェックの流れ
- 安全保障貿易管理の最近の状況
- リスト規制の該非判定
- キャッチオール規制の該非判定
- MCの該非判定のポイント
- 安全保障貿易管理における技術(役務)とは
- 米国再輸出規制とは
- 社内手続
- 社内手続フローチャート
- 安全保障貿易管理手続の業務手順

こんな場合も対象になります

輸入、輸出、仲介貿易、国内取引などの業務で、安全保障貿易管理の対象となるケースは数多くあります。輸出許可・役務提供許可を申請する必要があるか、そうでないかを確実にチェックし、必要な場合は必ず許可をとりましょう。チェックが必要なものをうっかり見逃してしまうことがないよう、普段から注意を払っておくことが大切です。

国内の顧客から工作機械の注文を受け、「この機械を中東のA国に輸出する予定だ」と聞かされた
国内の顧客に販売する国内取引でも、顧客から輸出されることが前提となっている場合は、安全保障貿易管理の対象となります。

輸入したレーザー機器が故障したので、修理のために返送する
いったん輸入された製品を修理のために海外の製造会社へ送り返したり、不良品を返品したりという行為は、「海外への輸出」となります。

海外の取引先から新規商品への引き合いがあったので、サンプルを郵送する
量の多少に関わらず、海外へサンプルを送る場合は輸出となりますので、安全保障貿易管理の対象です。

海外で開催された展示会に出品物を送る
販売が目的でなくても、海外に貨物を送る場合は輸出となります。出品後日本に戻ってくるものについても同様です。

海外出張に小口の貨物や技術書類を持っていく
ハンドキャリーで持参するものについても、安全保障貿易管理上は輸出扱いとなります。

国際郵便やクーリエで貨物や技術書類を送る
国際郵便やクーリエで送る場合も「輸出」「技術の提供」となりますので、確認が必要です。規制に該当する貨物や技術書類はクーリエでは送付できないことにも注意してください。

海外の事務所に郵便物を送る
MCの海外拠点に送る場合であっても安全保障貿易管理の対象となります。

パーソナルコンピュータにプログラムやソフトウエアをインストールして海外に送る
安全保障貿易管理では、貨物と技術のそれぞれが規制の対象となります。貨物であるパーソナルコンピュータが規制外でも、中のソフトウエアが規制対象であれば許可が必要です。

プログラムが内蔵された工作機械を海外に送る
安全保障貿易管理では、貨物と技術のそれぞれが規制の対象となります。貨物である工作機械が規制外でも、内蔵プログラムが規制対象であれば許可が必要です。

CDにプログラムやソフトウエアを入れて海外に送る
CDそのものは規制対象品ではありませんが、内部にプログラムやソフトウエアを格納したとき、そのプログラムやソフトウエアが規制対象となることがあります。

設計図などの技術書類を海外に送付する
設計図などの技術書類を海外の取引先に送付する場合も、安全保障貿易管理の対象です。e-mailやFAXで送信するときも同じです。

海外取引先の担当者向けに日本国内で技術研修会を開催する
海外取引先の担当者は「非居住者」とみなされますので、技術指導や技術研修は、日本国内で行うものであっても「国外への技術提供」に該当します。

日本国内で海外顧客と技術に関する打ち合わせを行う
海外顧客は「非居住者」に含まれますので、技術に関する打ち合わせは規制対象となる場合があります。

わが社の海外駐在員が日本に出張してきたので、本社で技術に関する打ち合わせを行う
海外駐在員は「非居住者」とされますので、技術に関する本社社員との打ち合わせは「技術提供」となり、規制対象となる場合があります。

わが社の海外駐在員と電話で技術に関する打ち合わせをする
電話であっても、「非居住者」である海外駐在員との技術に関する会話であれば、安全保障貿易管理の対象となる可能性があります。

技術情報をインターネットのウエブサイトで公開する
誰でも閲覧できるウエブサイトで公開する技術情報については、特例として安全保障貿易管理の対象とはなりませんが、パスワードが必要であるなど、閲覧できる人が限定される場合は対象となります。

＜こんな場合も対象になります＞

するようお願いしています。各グループの担当部署で判断できない場合は、事務局である我々に相談が来ることになっています。きちんとフォローする体制が整っていることを知ってもらうことが重要ですから。ここまでが前半の［概要編］、全社員に必ず知ってほしい内容です。後半の［実務編］は輸出や仲介貿易業務に携わる社員向けの資料となります。

―商社ならでは、と言いますか、輸出管理の分野も機械から生活産業までが幅広いのですね。

そうですね。これが商社の特徴かもしれませんね。先ほども言いましたが、基本的には商社＝輸出者となりますから、どのグループにおいても正確な該非判定書をメーカーから頂くことが重要です。更にはメーカー任せではなく、必ず自社にて該非判定書をチェックするよう、＜該非判定のポイント＞という項目を設けています。附録の「該非判定NG集」では間違いやすいケースとその教訓を紹介しています。各WGメンバーによるグループ内教育では、ここに書かれているような一般的な説明だけでなく、取引形態や取扱う製品に特化したより具体的な内容を盛り込んでいるようです。

―実際の講義はどのようなツールを用いて行っているのでしょうか。

驚かれるかもしれませんが、我々事務局が行うBasicな全社教育のテキストは、このHANDBOOK一冊と、更新箇所やトピックスを盛り込んだPPT資料のみです。ベーシックの部分はそんなに頻繁に変わらないですし、講師によって説明する言葉使いや教育内容が違うと、バラつきが生じます。せっかく熱心な教育を受けても、個々が共通の言葉で理解しておかないと、部署の異動等の際、意思疎通ができずに非効率ですからね。

また、こういったHANDBOOKは、捨てられるとまではいかなくても、保管していてもどこにいったか分からなくなることが多々あります。ですので、既に配布しているHANDBOOKを研修当日に持参するよう、事前連絡しておくことで「毎年きちんと保管する」ことを促す役割もあるのです。結果的に“半永久的に捨てられない工作を考えた”ということになるのでしょうか（笑）。

―紙のムダ削減にもつながりますね。

はい。ベーシックの部分は繰り返し使えますからね。研修資料の作成も楽です。講義の手法は、ハンドブックの内容と更新箇所やトピックを組み合わせたPPTを映写し、HANDBOOKは個々に持ってきていただいているので、更新箇所やトピックのPPT資料だけを配布しています。トピックと言うのは、法令改正の予定等最近の安保管理の状況、不正輸出事件や北朝鮮制裁、社内での注意喚起等、説明時点で受講者に知っておいてもらいたい情報です。

―どのくらいの頻度で教育を行っているのですか。

新入社員約200人に対して年に１回、初めて輸出を担当される方、久々に輸出をする方に対して４半期に１回、［概要編］と［実務編］を合わせて２時間で行っています。リピーターも含めると毎回30人くらい来ます。他にも事務局だけではなく各グループ内でも行っていますし、海外赴任予定者や国内外の支店、関係会社も含めますと、年間約250回は行っていることになります。

―250回！それだけ多いと社員の受講漏れの心配はないのでしょうか。

通知及び申込は全社統一のデータベースで管理しているため、受講漏れの心配はあまりありません。全社向けデータベースにまず開催案内を掲載し、WGメンバー経由でも営業に通知したり、受講申込はデータベースで管理しています。また、誰がいつ受講しているかという受講履歴も把握できるようになっています。そのため、WGメンバー自身がグループ内の受講しなければならない社員をチェックし、受講を促すことができます。以前は、事務局から電話やメールで通知したり、受講履歴をエクセルで管理していました。当時も数百人規模の研修がありましたので、非常に苦労していましたね。

データベース
（安全保障貿易管理に関する各種情報を掲載）

―海外や外国人従業員にも同様の教育を行っているのですか。

以前、弊社のDaylan Coscoを取材されていましたね（本誌2008年７月号）。彼のように海外拠点の輸出管理教育を含めた体制構築のサポートを担当している社員もいます。ｅラーニングの作成（英、仏、西、中）や海外拠点のCP構築、STCセミナーの開催等を行っています。2005年から毎年開催しているSTCセミナーは今年で５回目となり、２年前から海外で開催しています。海外拠点のコアのメンバー約40名が集まるのですが、本セミナーを基に海外における輸出管理のネットワークが独自に確立されつつあって、それは本社でも高い評価を受けています。今年、カナダで開催したセミナーでは２日間にわたってケーススタディやイラン情勢の専門家による講演等を行いました。

―取引先にも説明を行っているとお聞きしましたが。

例えば、取引先が輸出管理について知らない、あるいは該非判定の仕方が分からない場合があります。その場合は営業からグループの担当部署に相談が来て、そのWGメンバーが取引先に出向いて説明しています。WGメンバーが不在の場合や必要と判断した場合には我々事務局から説明に出向くこともあります。場合によっては経済産業省やCISTECへの相談を勧めることもあります。取引先が該非判定書を出さないという理由だけで、取引を辞退するようなことはありません。逆に輸出管理に関する説明を積極的に求めていただけるということは喜ばしいことだと考えています。

最近では、国内支社の地場の取引先に集まっていただき、社外向け資料を作成して説明を行っています。取引審査票の記入の仕方からCP整備の方法まで説明していますから、ある意味、社会貢献事業かもしれませんね。室長のフットワークが非常に良いので、全員が「お声がかかればどこへでも！」という感じです（笑）。

―社内教育だけでなく積極的に社外へも説明を行っているのですか。

それは商社=輸出者という立場上、「いかにメーカーに正確な該非判定をしてもらうか」が根本にあるからです。その前提のもと、メーカーからの判定

書を鵜呑みにしないために「最新法令で該非判定を行っているか」「メーカー社内でダブルチェックがされているか」等自らチェックもしています。私自身、営業の頃に取扱っていた米国製品を輸出する際、該非判定も担当していましたから、少しは詳しいんです。ですからパラメーターシートをチェックする時でも、「このボックスが“いいえ”なのに結論が非該当になるのはおかしい」位は分かります。それ以上の技術的な部分は各グループの専門家に相談するとして、先ずは、技術はわからなくても出来る物理的なチェックは必ず行うよう、営業にお願いしています。

―最後に、何かメッセージをお願いします。

中野氏　ラッキーだったのは、営業時代に上司だった現在の室長をはじめ、人間関係に恵まれていたこと、私自身に営業の経験があったことだと思います。若い頃に叩き込まれた現場の苦労が「分かる」と「分からない」では大きく違いますから。それは営業時代に抱いていたスタッフ部門への問題意識と、重要と分かっていても忙しくてなかなか手がつけられない輸出管理をどうにか改善したいという思いが、現在の原動力につながっているのかもしれません。営業からは「まだまだ」と言われるかもしれませんが、少しでも現場に近い目線、営業に近い存在であることを心がけていこうと思います。

―お忙しい中、ありがとうございました―
三菱商事（株）本社にて取材

HANDBOOKを用いた教育方法についてご説明いただく

―いかに効率的&効果的に全社員の「気づき」を促すか―

〈3〉輸出管理教育担当者 130名に聞く ＜アンケート集計結果＞

『約8割の方が教育に悩みを抱えている』
『悩みの多くは教育資料の作成、受講者の理解度』
『外為法改正に伴い、7割の方が教育の重要性が高まると回答』

本誌掲載〈Close up若手インタビュー〉に対する読者の皆様からのコメントや、研修会アンケートでは、「他社の教育事例は参考になる」、「教育資料にどこまで情報を盛り込むべきか、作成に手間がかかる」、「分かりやすい説明のヒントになるような情報が欲しい」という意見が多く寄せられていました。そこで、今回は輸出管理教育の法的根拠から、企業で実際に教育資料の作成から講師まで努められている教育担当者に取材を行い、実務に役立つようなノウハウを紹介しています。

どの方も、効果的かつ効率的な輸出管理教育を行うための工夫や努力を重ねておられ、最新の法令改正情報はもちろん、最近の不正輸出等の国内外の輸出管理情勢に関心を抱いておられました。

また、今回ご紹介する企業3社の方以外にも、現場レベルではどのような悩みをかかえておられるか、あるいはどのような工夫をされているかの意見を集約するべく、10月中旬にオンラインアンケートを実施いたしましたところ、企業の輸出管理教育担当者130名の方にご回答をいただきました。

できる限り皆様から頂いたコメントを採用させていただき、掲載しておりますが、誌面の都合上、ご紹介できなかったコメントにつきましてはお詫び申し上げます。

また、本アンケートにてCISTECサービスへのご要望もうかがいました。こうした皆様からの要望を踏まえ、今後のサービス拡充に取組んでいく次第です。

アンケートへのご協力、ありがとうございました。

アンケート回答者130名

Q１　輸出管理教育について何か困っていることはありますか？

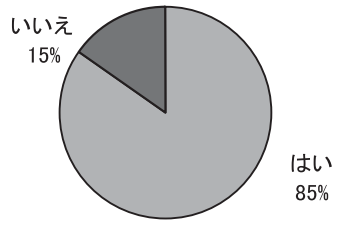

Q２　Q１で「はい」にチェックした方のみお答えください。具体的に何に困っていますか？（複数回答可）

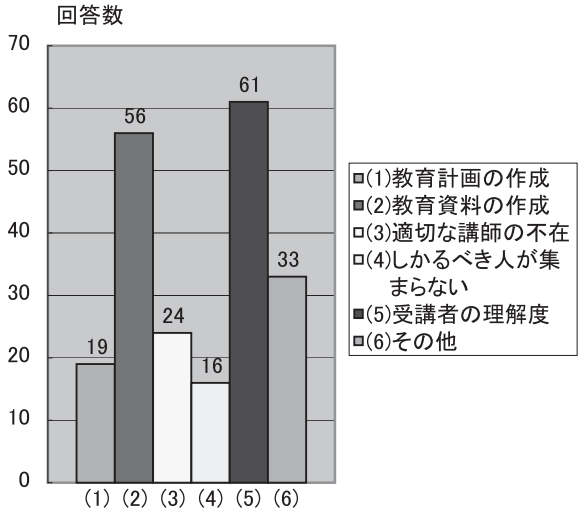

Q３　Q２(6)「その他」にチェックした方へ。具体的に教えてください。

〔輸出管理の位置づけが低い〕

- 最高責任者である代表取締役はよく理解し、適切な指導があるが、その他役員及び部長以上の役職者の意識が非常に薄い。
- 上層部（役員）への教育をしてもなかなか理解してもらえない。
- 受注確保､売上・利益確保のみを追求している。
- 輸出管理に係る社員への教育体制が確立されていないので、末端レベルまでの理解度も薄い。

〔本社と事業部、担当者とのズレ〕

- 本社主導で実施してもらいたいのだが、本社にその方面の専門部署ならびに専任者がおらず、すべて事業部任せである。
- 過去に１回本社からの講義があった程度。

〔教育費用の削減〕

- 景気低迷でコスト削減のため、輸出管理集合教育費用（人件費＋交通費）も切られてしまい、集合教育ができなくなった。
- 現在の不況ゆえに中小企業にとっては厳しく、書籍・セミナー受講料の費用が高い。

〔教育内容設定の難しさ〕

- 受講する人の輸出管理に対する理解度そのもののレベルが違うので、講義する内容を何処にターゲットを置くべきかが難しい。
- 総論ではなく、該非判定、取引審査といった現場実務教育が難しい。
- 通関時の判断や各社の判断にバラつきがあり、一様な内容を説明できない。
- 管理部門、海外営業、国内営業（間接輸出)、資材調達、設計、工作など部門が多く、一括教育ではなく部門によって軽重をつけた教育が必要なので手間がかかる。

〔受講者の理解不足〕

- 実務に携わる機会の少ない受講者にとっては表面上の知識で終わってしまうため、忘れられやすい。
- 概要教育以外の個々の管理手続について教育する場合、事務局が作成する教育内容が、受講者のニーズに必ずしも合致しないので受講者の理解不足が生じる。

〔人手不足、不十分な資料作成〕

- 安全保障貿易管理事務局の要員不足により、時間を十分に割くことが出来ず、十分な教育資料が準備できない。
- 日常の業務の中で教育資料をまとめていくのは非常に厳しい。
- 階層別、部門別等、実際の組織・体制に合わせた教育資料が作成できていない。
- 役務取引管理の社内展開が必要だが、社内では理解を進めるのが難しい。教える立場としても難解なため資料作成が難しい。CISTEC書籍［役務取引ガイダンス］を利用するも、難解・抽象的すぎる印象があり、自分で噛み砕いて表現し直すことが必要で時間がかかり過ぎている。

〔受講漏れ〕

- 関連部門として海外担当営業についてはほぼ社

内セミナーへの出席や理解度は向上しているが、他の国内営業部門については参加者が少ない。

- 教育対象は特定の営業部署であるため、人数が多いので複数回実施することになるが、営業優先となるので受講漏れが出てしまう。

〔教育時期の設定〕

- 法令改正が不定期（主に年度後半）にあるので、年度前半に教育しても無意味になる。
- 通常業務が忙しく、なかなかスケジュールが合わない。
- 教育対象者が50～150名程度になるため、なかなか全員教育の場を作るのが難しい。

〔適切な講師がいない〕

- 該非判定の正確性を確保するために現場の該非判定者へ教育したいのだが、省令を正確に理解し、明確な説明ができる人材がいない。
- 兼務組織のため、個人の力量に任せられている。新任も配属されないので、後継者を育てられない。

Q４　教育の形式はどのように行っていますか？（複数回答可）

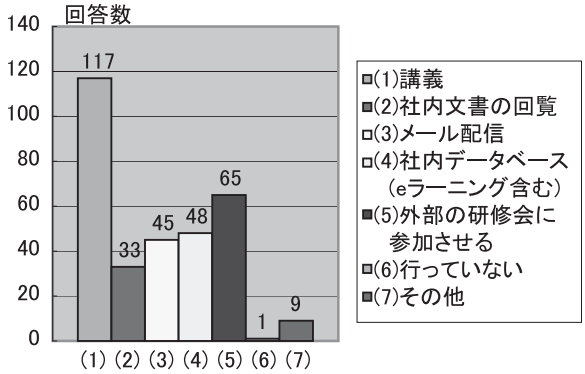

Q５　Q４(7)「その他」にチェックした方へ。具体的に教えてください。

- 関係者への個別の説明。
- 各職場でのOJT。
- 関連会社の輸出管理従事者を講師とし、輸出管理アドバイザー（相談員）に基本的及び実務的な輸出管理に関する教育講習会を定期的に行う。
- 社内イントラネット上の「掲示板」で法令違反発表時に注意点を追記し、都度掲載している。
- 弊社の取引実体に即したＱ＆Ａ方式の講義資料を作成して受講者の理解をより深めるようにしている。
- 定期的に「輸出管理会議」を開催し（３ヶ月に一度）、営業部門より課長以上の役職者及び選任した実務キーマンを対象として、法令改正の動向や解説、社内規程の改定、違反事例並びに社内での運用トラブルなどの紹介、監査の報告などを行なっている。

Q６　ｅラーニングは利用していますか？

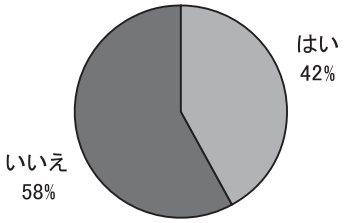

Q７　Q６(1)「はい」にチェックした方へ。それは、以下のどれですか？

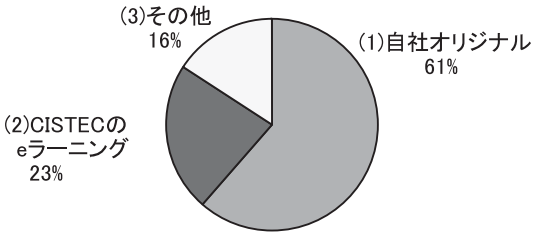

Q８　Q６(1)「はい」にチェックした方へ。ｅラーニングの教育効果はありますか？

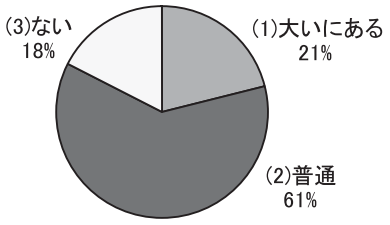

Q９　Q８(3)「ない」にチェックした方へ。その理由を教えてください。

〔教育効果が不明〕

- 評価方法がないため、効果があったかどうか不明。

- 輸出管理の重要性の啓蒙に留まり、実務的でない。誰が何をどうするかがわからない。
- 費用対効果を考慮するとｅラーニングをするメリットがない。
- 確認テストを行ってもお互いが教え合うため、理解せずに終わってしまう。
- 新人教育等には効果があるが、それ以降の教育としては理解度の程度が計れない。

〔マンネリ化〕

- コンテンツがほとんど更新されていないため、同じ内容を繰り返し学ぶことになる。

〔その他〕

- 会社の規模を考えると、今のところ特に必要性は感じない。
- 関心度の低さのため、ｅラーニングでの自発的な受講参加は難しい。

Q10　教育に対する受講者の理解度について

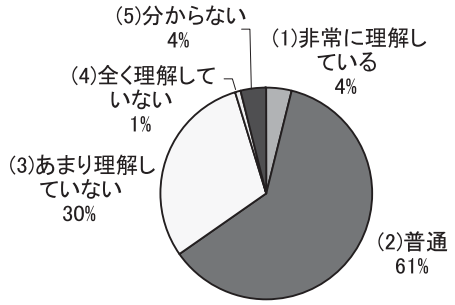

Q11　Q10(4)「全く理解していない」にチェックした方へ。何か改善策をとっていますか？

- 全く理解しない人がどの部署にいるかを把握し、それぞれに対応をしている。
- 底辺教育は、繰り返し行う。
- ある程度の業務に応じた階層別教育を行う。

Q12　講義後のアンケートについて

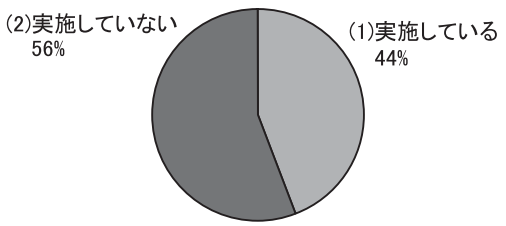

Q13　教育に対する自己評価について

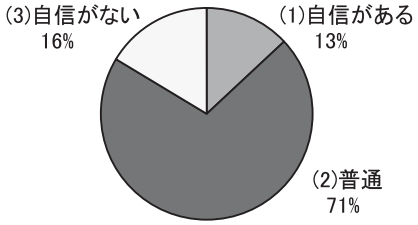

Q14　Q13(3)「自信がない」にチェックした方へ。なぜそのようにお考えですか？

〔説明する側の理解不足、法令そのものの難しさ〕

- 何度か説明したことでも、同じミスが生じていたりするので自分の説明の仕方に問題があるのかと思う。
- 法令自体が難しく、噛み砕いて説明しようにも難しい。
- 法令が複雑で、なかなか詳細まで理解させる時間や回数を確保できない。
- 外為法についての解釈は難しい部分もあり、講師側でもなかなか理解しづらい。
- 現行の規制が複雑な構成となっており、体系的に理解させるには無理がある。
- 外部セミナーで学んだことを実際の業務で十分に活用できていない。

〔教育効果が不明〕

- 教育を行ってもなかなか実践に結びつかず、理解度も低いため。
- 一方的な説明になるため、受講者から何の反応もない場合がある。
- 受講者の理解度調査をしていないため、教育が役に立っているか不明。理解度調査の方法について、参考になる資料が欲しい。
- 確認テストを行っているが、内容の理解ができているのか、それとも教育資料から問題の回答を機械的に導き出したのか、判断できない。

Q15　教育資料の作成の際、何を参考にしていますか？（複数回答可）

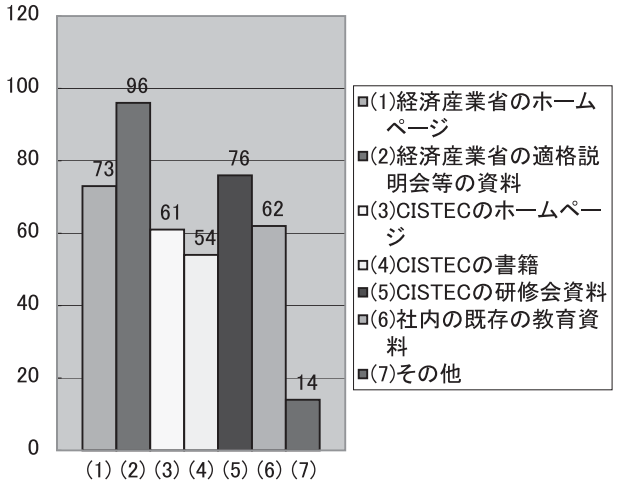

Q16　Q15(4)「CISTECの書籍」にチェックした方へ。具体的な書籍名について教えてください。

- 各種ガイダンス（27件）
- CISTECジャーナル（21件）
- STC Associateへの道（８件）
- 輸出管理関係法令の道しるべ（６件）
- 安全保障貿易管理の話（５件）
- STC演習問題集（５件）
- 自主管理事例集（４件）
- EAR関連ガイダンス（４件）

Q17　今回の外為法改正に関する教育はいつ頃行いますか？

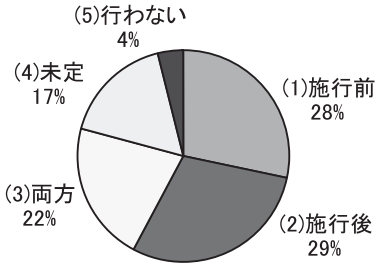

Q18　今回の外為法改正に伴い、輸出管理教育の重要性が高まると思いますか？

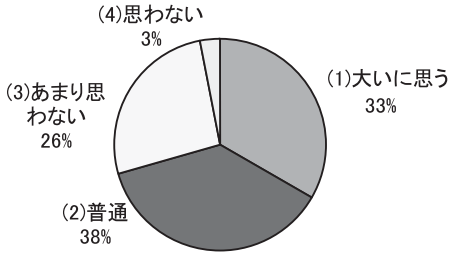

Q19　自社で何か工夫されていることがあれば教えてください。

〔社内データベース、社内外HPを活用〕

- 社内HPに「貿易管理のコーナー」を設けている。
- 社内輸出管理委員会HP（随時更新）を作り、自社のネットワークシステムから教育資料等をいつでもダウンロードできるようにしている。
- 法令改正、項目別対比表、社内帳票等の最新版を常に参照できる仕組みとしている。
- CISTECのHP（賛助会員コーナー）へのアクセスもオープンにしている。
- CISTEC実務能力認定試験の合格者専用のデータベース（ライブラリー）を作成し、部門を越えて各部門合格者同士の情報交換をする場を設けている。

〔受講者に合った説明を行う〕

- 従業員個々人に対し、自己の利益の為に輸出管理を適正に行う必要があることに気付かせる。些細な管理漏れが重大な結果を引き起こすリスクを持つことへの気付きを誘導する。
- 「出前研修」と称し実務部門に出向き、その部門の扱う商品・技術に特化し濃淡付けをした研修を実施している。
- 対象部門、対象者により、説明内容を変えている。
- 部門からの要請に応じて教育内容をアレンジしている。
- 当社で注意すべき案件等の重要な内容は、講義の中で何度でも繰り返し説明する。
- 講義資料は実例などを挙げ、実務に即したものを取り入れるようにしている。
- 貿易の基礎知識をまず説明後、安全保障貿易管理について説明している。
- 教育資料は当社独自のＱ＆Ａを１／３程度利用

して、実務における質疑で解説教育している。
- ミスが発生した場合、その都度問題点を指摘し同じ間違いを起こさないようにしている。
- 教育資料は法律用語など難解な言葉ではなく、端的に話し言葉で書き換えて説明する等、初心者でも読んでもらえるようにしている。（始めから難しい長い文章だと読んでさえくれない場合がある）
- 講義に集中させる為、講義資料の講義前配布を行わない。
- CISTECのDVDを放映。

〔講義資料にイラスト、図解を多用〕
- 講義資料はイラストを用いて分かりやすくしている。
- 写真（兵器やミサイルなど）を用いると、インパクトが大きい。
- 専門用語を使わずに、社内で扱っている製品を実例にして説明資料を作成する。
- 図表をできるだけ多用するようにしている。
- スライドにアニメーションを活用し説明事項や注釈が順次現れるようにして、説明事項が分かりやすいよう工夫している。

〔既存の教育資料を活用〕
- 違反事例の注意点をまとめて、適格説明会の資料に追加している。
- 『違反がありましたので法令を守りましょう』だけでは、理解してもらえないと思い、CISTEC研修会等の講義内容や新聞記事を参考に解説や注意点を加えている。
- 親会社が実施している教育プログラムの資料を引用して、自社の組織、商品構成、業務ルールと整合性があうよう、教育資料を作り変えている。
- CISTECや経産省HPのどこにどんな情報が掲載されているか、実際のHP画面をPrint Screenして教育資料に織り込んでいる。その際、初心者でも欲しい情報にたどり着けるように、順を追って画面を貼り付けている。

〔ｅラーニングを活用〕
- 自社オリジナルのｅラーニングを導入。全社員対象の「導入編」を実施中であるが、今後対象を絞って受講部門に即したレベルで実施する等、検討中。
- STC Associate試験のｅラーニングコンテンツを社内イントラネットに掲載し、自由に学べる環境にしている。

〔確認テストの実施〕
- 教育終了後に確認テストを行い、理解度を把握している。
- STC Associateの過去問を利用して講義終了後、理解度テストを実施している。
- STC Associate受験の奨励。
- 半年に１回、社内認定試験（STC Associateと同等レベル）を実施している。

〔講師の育成〕
- 全社的に説明できる講師を育成中である。
- 輸出管理部員が資料を作成し、講師を務め、場数をふむことによって資料の内容が向上し、説明の仕方も上手くなってきている。
- 講師育成を目的に、輸出管理部門からなるべく外部のセミナーや説明会等に参加するようにしている。また、その受講内容を社内で共有している。

〔情報発信〕
- 輸出管理情報を月１回発行し、理解を深めてもらっている。
- 実務について客観要件等の不備があれば関係者全員にアナウンスして、以後の再発防止を徹底している。（口頭及び書類）
- 委員会体制のため、法令改正等については事前に弊社への影響を事務局にて確認を行い、影響がある内容についてのみ社員に説明するようにしている。

〔勉強会・対策講座の実施〕
- 少人数（10名程度）でテーマを絞った双方向の勉強会を試行している。
- 年に１度はCISTECから講師を招いている。
- STC認定試験の受験に際し、対策講座や勉強会を開催している。

〔その他〕
- 各部門における教育を実施している。その場合の講師は各部門の輸出管理責任者又はリーダーが行なっている。
- 年１回の内部監査実施時に、実務者に対し法改正、安全保障貿易管理の動向等の教育を実施している。
- 海外赴任者へは、赴任前の他のコンプライアンス教育と同時に実施している。

〔事例①―Ａ社の輸出管理教育〕

◆法令解釈は、輸出管理統括部門だけでなく、事業部門の担当者も含めて議論する機会をもつ。（パブリックコメントは必ず事業部門に配布し、理解が困難な場合などは双方で議論する機会をもつ。）

◆法令改正時は、事業部門に対して、必ず施行前に集合教育を行う。

◆集合教育で講師となる者は、産業構造審議会安全保障貿易小委員会を傍聴することで早く改正内容を把握する。

◆新入社員は入社時に安全保障貿易管理の教育を受けることになっている。

〔事例②―Ｂ社の輸出管理教育〕

◆輸出管理の基本から①営業部門②技術・生産部門③管理部門に分けて25Ｈ～56Ｈかけて一連の輸出管理についての教育を実施。（法改正に伴う教育は都度必要に応じて実施。）

◆教育のプロセスに必ず演習問題を入れ質問し解説をしている。また、教育の終了時には理解度テストを実施50問の問題を提出し理解度を確認する。点数の低い人には補習の講習を行なっている。

◆講義資料は全てパワーポイントにて作成し、テキストも配布。パワーポイントの内容は配布資料をアレンジして作成。

［アンケート回答者］

◆会社の業種

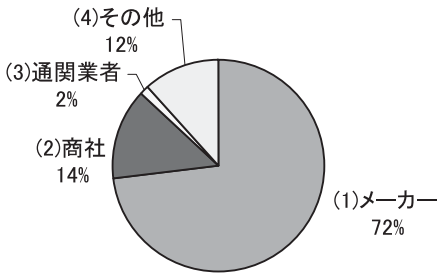

◆年齢

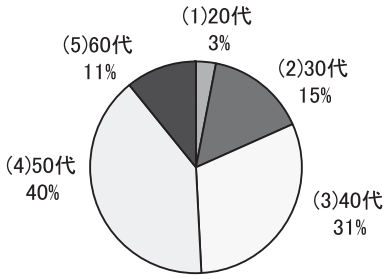

◆輸出管理経験年数

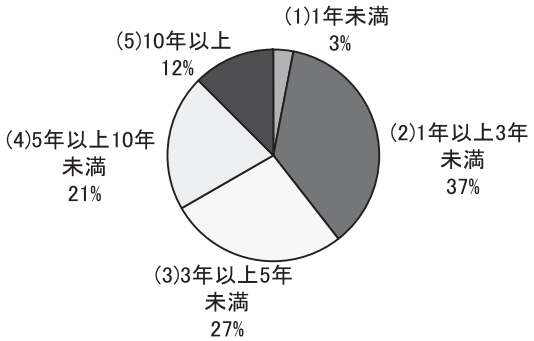

◆STC資格

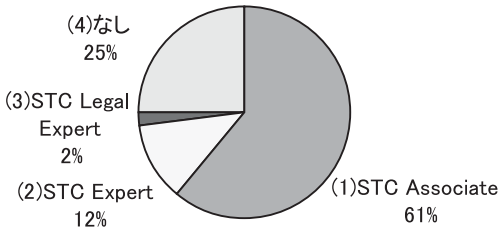

◆部署の教育担当者数

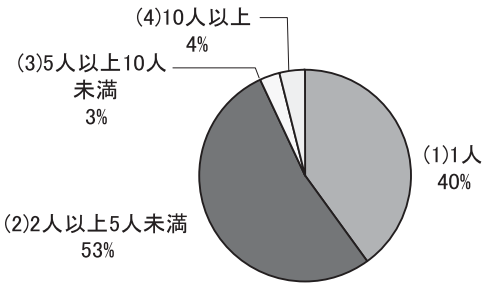

Expert's Point of view

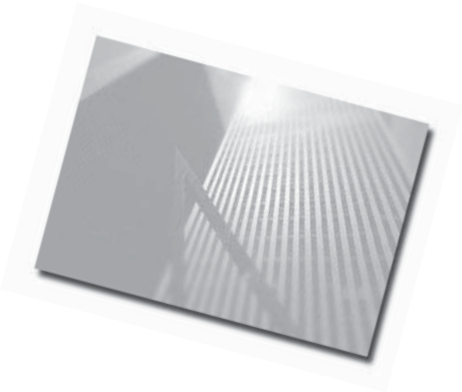

今回で11回目となるExpert's Point of View。

外資系企業において約14年間にわたって輸出管理を担当された川上氏にインタビューを行った。

日本企業の輸出管理体制が本格稼動する以前から、輸出管理に精通していただけあって、歴史の変遷を垣間見る、そんなお話を伺うことができた。

川上　京介 氏

日本IBM（株）にて輸出管理を担当。
退職後の現在は「安全保障貿易管理コンサルタント」として活躍中。日本安全保障貿易学会会員。

◇輸出管理業務に就くに至った経緯

―当初、日本の産業保護政策の中で輸入割当に取り組む

私の輸出管理との関わりは、1980年代ですが、当時は共産主義諸国への戦略物資および関連技術の輸出を規制する、いわゆるココム規制でしたから、現在ほど日本企業は熱心に輸出管理に取り組んではいないという状況でした。

私はといいますと、1964年に日本IBM（株）に入社しまして、輸出入課が最初の配属となりました。そこでは、コンピュータ関係の輸入がメインでして、当時、初の汎用コンピュータとして話題となった「System/360」を扱っておりました。System/360の特徴はと申しますと、それまでのコンピュータは専用機、つまり１つの業務を処理するのにその業務専用のコンピュータを用いて、他の業務へ転用はできなかったのですが、System/360は汎用機でしたので、様々なソフトウェアを入れ替えることにより、多種多様の業務に対応できるようになったのです。その特徴にちなんで、「360度（全方位）、様々な業務に対応できる」という画期的なシステムだということで、「360」と名付けられたと聞いております。1964年にこのSystem/360が発表されまして、その後はIBMがコンピュータにおける米国メーカーの出荷高の多くを占め、メインフレーム市場において他社を圧倒しておりました。今の未曾有の不況からしてみれば、「古き良き時代」だったのでしょう。

そんな中、当時の通産省から国内のコンピュータ産業の育成を行うという方針のもと、1963年には官公庁での国産品愛用を推進する、いわゆる「Buy Japanese」という閣議決定がなされました。あれから46年も経ってしまった今、当時のことをご存知の方は少ないかもしれませんね。最近では、「官僚たちの夏」というドラマが放映されましたが、まさ

にあそこに描かれているようなことが行われていたわけです。

そうした背景もあって、我々のような、海外からコンピュータを輸入する、そして日本のユーザーに売る、という日本の外資系企業のビジネスは、今では考えられないくらい大変なものでした。政府は、国内コンピュータ・メーカーの国際競争力の強化策と並行して、海外のコンピュータには「輸入割当制度」、つまり、国内産業を保護するため、貿易自由化を認めないという輸入制限をかけていたのです。これは、外為法と輸入貿易管理令で定められているのですが、今も水産物や加工食品などは適用されています。当時、貨物の輸入割当を受けるには、通商産業省に申請し、輸入割当証明書の交付を受けた後、外国為替公認銀行から輸入承認を取得する手続きをとらなければなりませんでした。その申請の過程で、買い手が計画している業務処理において、例えばSystem/360というコンピュータが本当に必要かどうか、という審査を通らないと、輸入が認められないため、われわれ外資系企業の輸入製品を売ることはできないわけです。

中には、大学の研究施設など国の機関から引合いがあっても、政府から輸入割当が取れずに、納入できなかった例も幾つかありました。そうこうしているうちに月日が経ち、政府は1971年にはコンピュータの自由化方針を打ち出し、1975年末までに完全自由化を達成すると表明したのです。

［コラム］　輸入割当とは？
わが国の経済状況によって、特定品目の輸入を制限する必要がある場合、輸入貿易令に基づき、輸入可能な数量や金額を輸入者または需要家などに事前に割り当てる制度のこと。
輸入割当に指定されている品目は、非自由化品目またはIQ（Import Quota）品目と呼ばれ、輸入を行おうとする者は、経済産業大臣宛てに申請した輸入割当を受けた後、輸入承認を受けなければならない。そのため、輸入割当を取得できなければ輸入はできない。
08年10月現在、非自由化品目として輸入公表されている食品は、区分の仕方により異なるが、約20品目。その主なものは、水産物や加工食品など。　（出典）ジェトロHP

―米本社から輸出管理体制構築の任務を拝命

輸出管理との関わりといいますか、忘れもしない衝撃的な出会いは、1985年にアメリカ本社からの「ICPを作るように」という指示が来た時でした。ICPとは何ぞやから始まり、アメリカ本社の輸出管理社内規程に倣い、日本でも輸出管理体制の構築に取り組むようになったのです。その担当者として私に白羽の矢（！）が立ったのは、入社当初から一貫して輸出入業務を担当しており、輸入割当や関税評価、関税分類の仕事柄、当時の通産省や大蔵省に相談や申請等で、輸入全般についての経験があったためと思っております。

そして、その年の11月には、大慌てで社内に「輸出管理タスクチーム」が作られました。体制作りや教育等を行っている過程である翌年の２月に、アメリカの親会社の輸出管理担当官４名が日本にやって来て、本社、営業所、国内工場等の各拠点の監査が行われました。親会社からの監査は厳しいものでしたが、そこでの指摘をもとに、改善に取り組んでいったわけです。

その後、1987年に東芝機械事件が明るみになり、外為法改正案が成立し、当時の通産大臣から、輸出関連団体約150団体、傘下企業延べ36,000社に対し、外為法違反の再発防止のための通達（「輸出関連法規の遵守徹底のための基本方針」の作成要請）が出されました。それから日本企業は安全保障の観点から輸出管理に取り組み始めることになったと推察されます。それ以前に、安全保障輸出管理に取り組んでいたのは、われわれアメリカ系外資系企業くらいではなかったのかな、と思います。

◇当時、苦労したこと

―従業員に対する教育、営業からの反発

1985年にアメリカ本社からの「ICPを作るように」という指示が来て、具体的な説明を受けました。その際、今までとは180度異なる価値観に正直、戸惑いました。それは、「綿密なCPを作ったとしても、“漏れ”は必ず出てくる。しかしながら、知らなくて規則違反をしたのと、一生懸命取り組んだにも拘らず漏れたのは全く違うのだ」、すなわち、知らなくて誤りを犯したことは、知っていて誤りを犯した

よりも罪が重い、ということでした。こうした価値観の違いから始まり、苦労したことは数え切れないほどです。

まず、従業員に対してアメリカの再輸出規制の仕組みを説明するのには非常に苦労しました。特に、昔と違って今では、経営幹部が企業方針の中に輸出管理を明示したり、社会的に認知されてきたこともあって、米国再輸出規制も社内で浸透されているようですが、当時、特に営業部門に説明する際、ものすごく反発を受けたのを覚えています。「アメリカ原産の技術・製品を国内販売や再輸出する際、アメリカ政府の許可が要る」、と説明すると、「親会社がアメリカにあるのになぜやらなければならないのだ」、「ビジネスを止めるのか！」と強く反発を受けましてね。輸出管理は管理部門の中の物流の一環、と位置付けられていましたから、教育の際にはいわゆる“稼ぎ頭”営業部門との力の差、というものをひしと感じました。そこで、「これではいつまでたっても変わらない」と危惧した私は、当時の経営幹部に対し、輸出管理業務を法務部に移管するよう進言したわけです。輸出管理は法令遵守が根本にありますし、企業風土が法令違反や社内規則違反に対して厳格だったため、法務部に移管すれば、社内の意識も変わるだろうと考えてのことでした。しばらくすると、営業の役員の中に、アメリカでの業務経験がある方が就任されたこともあって、徐々に輸出管理の意識が浸透していくのが分かりました。また、今も昔も変わらず処理がむずかしいのは、国際ボイコットの禁止や「デミニマス・ルール」です。デミニマス比率計算の際、「分子はどの時点での金額なのか」、「製品にどのように組み込まれていれば分子から外れるのか」と非常に頭を悩ませましたね。

―顧客審査のデータベース開発

次に困ったのが取引審査です。実際の手続きとして、当時２万人近い社員が行うビジネスをどうやってチェックしていくのか、という難しさがありました。アメリカの輸出管理法では、さまざまなリストがありますよね。例えば「Denied Persons List」や「Entity List」などです。企業は輸出管理上、取引する顧客や見込顧客がこうしたリストに掲載されているかどうかをチェックする必要があります。もちろん、「顧客」というのはモノの買い手だけではないので、例えば社内見学に来た人間もチェックの

対象になります。

そこで、海外IBMの輸出管理チームの中に、取引審査システムを開発したところがあり、その仕組みというのは、顧客データを入力した際、そのデータの中にある単語が、あらかじめ設定していた複数のキーワードにマッチしたら危険信号が出る、というものでした。危険信号が出ても、確認のため元のリストを調べ直すことになるので、結局は手作業でチェックするのと同じような手間がかかりました。また、危険信号の出る頻度が多いということも問題でした。日本でも似たようなシステムを作りましたが、あまり効率的なものではありませんでした。そもそも日本語のマッチングなんてものはなかったのですが、例えば「東西貿易」を「Oriental Trading」に訳して検索したとして、それは正しいのか、という議論になってしまいます。今ではCISTECのチェイサー検索システムや企業独自の顧客チェックデータベース等があるようですが、当時は非常に苦労しましたね。

―輸出管理手続きの実施を徹底させる

また、各部門に対して一通りの教育はしましたが、「**現場に実施させる**」、そして「**本当にやっているのかどうかを確認する**」、この２つが難しかったです。“立派な”ICPを作成しても、実際の作業として実施できなければ意味がありません。だからといって２万人近い社員全員に輸出管理の細部まで理解させるのは、組織と個人の双方にとって無意味かつ非効率です。そうすると、どこの誰が担当するかを特定

しなければなりません。また、外資系企業の宿命は、外国人従業員もいるため、ICPをはじめ法律、手続き規程等の全てを、邦文・英文の両方を準備しなければならないことでした。他にも、顧客への再輸出規制の通知方法をどうするか、監査をどこまでやるかなど非常に苦労しました。

何度も述べましたが、1987年になってようやく日本企業も輸出管理に着手するようになりますから、85年の時点でこうした制度構築をしていたのはアメリカ系企業だけで、私の業務は暗中模索、言ってみれば日本では前例がない中でのスタート、でした。

◇海外子会社の管理について

1992年から、日本IBMだけでなくアジアパシフィックIBMの輸出管理も兼任することとなり、豪州、ニュジーランドをはじめ、インド、バングラデシュ、スリランカ、タイ、中国、韓国などのアジア圏のIBM社におけるICP作成、教育、監査の援助・推進を行っていました。現役の頃を振り返ってみて一番ラッキーだったのは、親会社の方針で「２年に１回は現地の遵守状況を見てこい」ということで、いろんな国を訪問し、実際に見ることができたことですね。確か経済産業省から「海外子会社における輸出管理の強化について」という文書が出されたのが2005年ですね。10年も前からアメリカ本社の方針の下で海外子会社の管理をしていたわけです。アメリカ本社の輸出管理担当者のサポートを請いながらでしたが、私にとっては暗中模索のスタートでした。当時はパワーポイント等を使用していなかったため、日本からOHPのシートを持って行って教育を行っていました。

海外子会社の管理においては、CISTECの委員会活動にも参加するようになってから、いろいろな質問を受けました。中でも、「川上さん、中国にある子会社の管理をどうやったら上手くいくの？」という質問を受けたことを覚えています。これは、私自身それほど苦労することが無かったのは、おそらくわが社が米国の会社だったから、でしょう。

◇輸出管理をする上で留意してきたこと

◆3つのアドバイス

苦労したことの中で述べましたが、一番大切なのは「**相手がわかる説明資料を作ること**」です。どんなに内容が凝っていて素晴らしいものを作っても、伝わらなければ意味がありません。次に、「**必ず現場に足を運ぶこと**」です。経費節減のため電話や電子メールで済ませてしまうこともあると思いますが、できる限り現場の雰囲気や直接、担当者の意見を聞き、議論を交わすことは思わぬ発見にもつながります。最後に、判断が難しい場合は、「**誰かに頼ること**」です。現役の頃、弁護士、親会社、あるいは経済産業省やCISTECに相談していました。また、都合の悪いことは外に出したくないとなりがちですが、それらを隠すことなくできるだけいろんな人の意見を聞くことです。知らず知らずのうちに、違反に加担しているかもしれませんから。

◇香港の法制度構築に携わって

―香港企業のICPを強化

2006年6月から9月までの4ヶ月間、経済産業省の要請により、香港に駐在して香港工業貿易署（TID）の輸出管理アドバイザーとして香港企業の輸出管理規定（ICP）構築に関わっておりました。とは言いましても、私より以前に、2006年1月から半年間、三菱電機OBの河本憲三さんという方が、当時の香港当局の輸出管理顧問として香港企業のICPそのものの立上げに貢献しており、私はどちらかというと実務の観点から、つまり香港企業の輸出管理を執行面からアドバイスやサポートをする役割を担っておりました。業務で、アジア各国にある子会社の輸出管理体制構築に携わっていましたから、その辺りの事情には詳しかったのですが、自分がまさかそんな重大な任務を要請されるとは思っていませんでした。

香港の輸出管理制度の特徴は、戦略物資については輸出だけでなく輸入の管理も行うということで、当時から関係規則も英語・中国語どちらも整備されていましたし、制度そのものは立派なものでした。1997年に英国から中国に返還されてから、企業は製造活動をコストの安い中国本土へ移転したため、約26万あると言われている香港企業の大多数派は中小企業で仲介貿易を行なっていました。そのため、これらの企業に輸出入管理をいかに徹底させていくかということで、香港工業貿易署も苦労していたようです。

具体的に私がやったことは、香港工業貿易署および香港税関職員の教育、企業向けICPのサンプル提示、セミナーやｅラーニング等の教育方法の伝授等でした。教育では、幾つか日本の違反事件を事例に出して説明していましたので、「具体例があると分かりやすい」、そんな印象を受けました。また、2009年9月の日本経済産業省と香港工業貿易署の合同輸出管理セミナー開催の支援も行いました。これは今でもアウトリーチセミナーとして続いていますね。

―輸出管理の電子化が進む現在の香港

セミナー等で、日本企業の取り組み事例を出すと、「日本の輸出管理関係法令の英文版がほしい」とよく要請されました。2006年頃は日本においては輸出管理が浸透していることが知られておりましたから、体制構築に苦労されていた香港政府や現地企業としては、成功の秘訣といいますか、日本の輸出管理関係法令と自主管理の仕組みを知りたいと考えたわけですね。ただ、日本の法令の英文版は正式なものはなく、また仮にそのようなものを渡したところで、法律―政令・省令―通達―お知らせと構造が複雑ですから、おそらく十分に理解するのは困難でしょう。香港工業貿易署のHPを見れば分かると思いますが、電子申請やデータベースの公開等、輸出管理関連の電子化がかなり進んでいるようです。経済産業省のHPでも多くの情報の公開がなされておりますが、ライセンス申請そのものは現在の法令等のままでは電子化が容易ではないと思われます。

◇若手へのメッセージ

―キャリアパスを描き、プロ意識を持つ

そうですね。あまり大それたことは言えませんが、「輸出管理は特殊なものではない」という理解を持って取り組んで欲しいですね。通常のビジネスの一環であって、特殊な専門家がやっているのではないということです。私の企業人生は、一貫して輸出入業務に携わっていたものですから、キャリアパスを描くのに非常に苦労しました。もし、当時の私が体調を崩したり、何かしらの理由で辞めてしまった場合、社内で『分かる』人間がいなくなります。また、多くの会社では輸出管理だけをやっているという社員は殆どなく、担当業務の一部として輸出管理をやっているので、輸出管理に関与したという経験がその後の会社におけるキャリアにどう役立つかということを描ける環境が必要ですね。輸出管理の重要性が高まっている現在、この仕事は無くてはならない仕事ですから、これからは会社のトップが輸出管理に携わる人材のキャリアパスを考えなければならない時代なのではないかな、と思っています。そうした意味でも、若い人には是非、プロフェッショナルという意識を持って、取り組んでもらいたいですね。

また、これまで私が留意してきたことの中に、知識を身につけるのも重要なのですが、**『実際の現場に足を運んで実態を知る』**ということも是非、実践して欲しいと思います。

香港での法制度構築の取り組みについてお話くださる川上氏

―インタビューを終えて―

「プロ意識を持つこと」

今回のインタビューを通じて、この言葉が大きく印象に残りました。目の前の仕事だけに向き合うのではなく、常にアンテナを高く持つことを教えていただきました。現場に足を運び、自分の知らない人間や情報に関わっていくことで、輸出管理を浸透させるだけでなく、自分に「プロ意識」を持つことを自覚させ、良い循環を作り出すことにつながるのではないでしょうか。

川上氏は、輸出管理を単なる業務として遂行するだけでなく、日本と海外シンクタンクとの交流にも貢献されてこられました。1989年にオランダの大学で行われた技術交流シンポジウムに参加されたことがきっかけで、米ジョージア大学のキューピット教授との親交を深めたこと、そして同大学の輸出管理促進プロジェクトへの資金援助について、日米センターに働きかけ、その実現をサポートされたそうです。

他にも、海外子会社の監査に出かけた際に遭遇した危険な体験談（！）をお話いただきました。誌面の都合上、ご紹介できず残念です。　（山下）

米国
Focus

最新動向　【米国輸出管理規制】

―2009年8月から9月末までのニュース―

情報サービス・研修部　研究員　**小野　純子**

2009年8月　TOPICS

1 人事

◇報告すべき人事異動は、今月は特にありません。

2 規制の制定

◇オバマ大統領、米国輸出管理規則の“包括的な省庁間における見直し”を指示。来年初頭にはデュアルユース輸出管理システムを刷新する新たな輸出管理法の導入を検討
◇BIS、特定の武器、拘束装置、ショットガン／部品、光学照準器及び電気ショック装置に対するライセンス要件を更新し明確化するための規制案を公表
◇DDTC、国際武器取引規則（ITAR）を一部修正
◇DDTC、米国武器輸出管理法（AECA）違反または違反未遂の有罪判決が確定した結果としてITAR関連取引が法的に禁じられている53の企業及び個人のリストを公表

3 立法

◇米下院議員、「調整・技術による輸出確保法」を連邦議会に提出

4 法の執行

◇DHL、シリア、イラン及びスーダンへの物品の不正輸出を不当に支援及び幇助し、EAR及びOFAC規則の記録保持義務の遵守を怠ったとする申し立てを解決するため、民事罰金の支払いに合意
◇ノースカロライナ州のRF Micro Devices, Inc.（RFMD社）、スペクトル拡散通信モデムを中国に輸出したとするEAR違反の申し立てを解決するため、民事罰金の支払いに合意
◇当時、RFMD社の輸出担当部長であったCarol Wilkins氏、捜査時におけるBIS当局への虚偽の陳述及び誤解を招く恐れのある陳述に対して、１万5,000ドルの個別の罰金の支払い
◇テキサス州 FMC Tecnologies、EAR違反の申し立てを解決するため、61万ドルの民事罰金の支払いに同意
◇ニューヨーク州運送会社Eastways Shipping Corporation、３件のEAR違反の申し立てを解決するため、７万ドルの支払いに合意
◇Atmospheric Glow Technologies, Inc. の従業員、取締役及び共同創設者であるDaniel Max Sherman氏は、連邦刑務所における14ヶ月の禁固刑を宣告。（Sherman氏はRoth元テネシー大学教授のかつての教え子）
◇豪州メルボルンのAustralia and New Zealand Bank Group, Ltd.、今月最大のOFACの執行措置を受ける。同銀行はスーダン制裁法及びキューバ資産管理規則違反の申し立てを解決するため、575万ドルを送金
◇カリフォルニア州Control Components Inc.、10年間にわたって海外腐敗行為防止法（FCPA: Foreign Corrupt Practices Act）及び旅行法（Travel Act）違反を犯した罪を認める

2 規制の制定

■オバマ大統領、米国輸出管理規則の“包括的な省庁間における見直し”を指示。来年初頭にはデュアルユース輸出管理システムを刷新する新たな輸出管理法の導入を検討

8月13日、オバマ大統領はデュアルユース品目や防衛品目を管理する規則を含む米国輸出管理規則の“包括的な省庁間における”見直しを命じた。この見直しの狙いは、米国の国家安全保障、外交政策及び経済安全保障上の利益を高めるために米国輸出管理システムの改革を検討することにある。この見直しは国家経済会議（NEC: National Economic Council）及び国家安全保障会議（NSC: National Security Council）によって実施される予定だ。この見直しは上級レベルのMike Froman氏と事務レベルのBrian Nilsson氏を中心とするNEC/NSC当局者主導で実施される可能性が高く、年末までに結論が出される見込み。「ザ・ヒル」連邦議会専門紙の記事によれば、米国の時代遅れの輸出管理システムの見直しを実施するためのオバマ政権による新たな取り組みにおいて、Robert Gates国防長官が中心的な役割を担うものと見られる。Jim Jones国家安全保障担当大統領補佐官（National Security Adviser）とEllen Tauscher米国務次官（武器管理・国際安全保障担当）もこの見直しを支援する。1979年輸出管理法（EAA: Export Administration Act）が2001年に失効してから連邦議会はEAAに取って代わる改革案について合意に達することができずにいる。米下院外交委員会の委員長を務めているHoward Berman下院議員（民主党、カリフォルニア州選出）は新聞発表のなかで次のように述べた。「効果的な輸出管理は米国の国家安全保障にとって絶対不可欠だが、同時に現代のグローバル化した世界の課題に敏感に反応する必要がある。そのような事情を踏まえて、いわゆる‘デュアルユース’品目と呼ばれる民生用途と軍事用途を有する米国品目の米国輸出管理に対する連邦議会による見直しに着手した。来年の初頭にはデュアルユース輸出管理システムを刷新する新たな輸出管理法を導入したいと考えている。」

■BIS、特定の武器、拘束装置、ショットガン／部品、光学照準器及び電気ショック装置に対するライセンス要件を更新し明確化するための規制案を公表

米商務省産業安全保障局（BIS: Bureau of Industry and Security）は特定の攻撃用武器、拘束装置、ショットガン／部品、光学照準器及び電気ショック装置に対するライセンス要件を更新し明確化するための規則案を公表した。それによれば、死刑執行のために使用される設備（絞首台、ギロチン、電気椅子など）も規制品目リスト（CCL: Commerce Control List）に追加される。2008年3月に、BISは犯罪規制ライセンス要件の対象とされる品目及び仕向け地の適用範囲を変更すべきかどうかについてパブリックコメントを求めるために通知を行った。その通知に関連するパブリックコメントを吟味し、独自の政策検討を実施した後で、BISはこの見直しを段階的に進めることを計画しており、この規則案がその第1段階となる。その後の段階において、BISはバイオメトリック測定装置、統合データシステム、シミュレータ及び通信機器を規制品目リスト（CCL）に記載すべきかどうか、もしそうならばそれらの適用範囲、関連ソフトウェア及び技術の適用範囲や記載方法、その他一般の政策問題などのより複雑な諸問題に対処する意向を示している。

■DDTC、国際武器取引規則（ITAR）を一部修正

米国務省防衛取引管理局（DDTC: Directorate of Trade Controls）は、ITARを修正し、つぎの地域および国への個人用途専用の防弾チョッキの一時的な輸出を免除した。（1）国際武器取引規則（ITAR: International Traffic in Arms Regulations）のセクション126.1に基づく米国及び多国間武器禁輸国の対象から外れる仕向け地、（2）一定の条件下におけるアフガニスタン及びイラクへの個人用途専用。DDTCは韓国に関連するITARも修正した。現在、韓国は連邦議会承認に関しては北大西洋条約機構（NATO）加盟国、日本、オーストラリア及びニュージーランドと同じカテゴリーに分類されている。それ以外の国への移転が行われないという条件で、2,500万ドル以上相当の契約に基づいて販売される主要防衛機器または1億ドル以上相当の契約に基づいて販売される防衛物資または防衛サービスの輸出

のためのライセンスを取得する前に前記の連邦議会承認が求められている。これらの法令変更を反映し、２つの条項を更新するために、ITARの多くのセクションが修正されている。

【防衛取引管理局（DDTC：Directorate of Defense Trade Control）】
武器輸出管理法（AECA）を根拠として、米国軍需品目リスト（USML）上の国防品、武器及び関連のサービス、データなど武器関連品目の輸出規制を行っている国務省下の管理局。国際武器取引規則（ITAR）CFR第22編第１章セクション120-130を管轄。

【国際武器取引規則（ITAR: International Traffic in Arms Regulations）】
（DDTC：State Department's Directorate of Defense Trade Controls）が管理している規則。

■DDTC、米国武器輸出管理法（AECA）違反または違反未遂の有罪判決が確定した結果としてITAR関連取引が法的に禁じられている53の企業及び個人のリストを公表

DDTCは、米国武器輸出管理法（AECA: Arms Export Control Act）違反または違反未遂の有罪判決が確定した結果としてITAR関連取引が法的に禁じられている53の企業及び個人のリストを公表した。法的禁止措置の対象とされる個人は技術データを含む防衛物資の輸出やライセンスなどの承認が必要とされる防衛サービスの提供への直接または間接的な関与が禁じられている。法的禁止措置は、連邦裁判所によって実施される刑事訴訟の有罪判決を唯一の基準として実施される。法的禁止措置期間は違反行為の根本的な性質に基づいて政治・軍事（Political-Military Affairs）担当国務省次官補によって決定されるが、有罪判決が下された期日から３年間が一般的だ。法的禁止措置期間の終了時に、禁止措置を受けた個人の要請に応じて必要な省庁間協議が行われ、当該の有罪判決を取り巻く状況を徹底的に検証し、法執行問題を緩和するための適切な措置が講じられていることが確認された段階で初めて、輸出特権を回復できる。輸出特権を回復しない限り、当該者は引き続き法的禁止措置の対象とされる。

また、DDTCは米国武器輸出管理法（AECA）のセクション38（ｇ）（４）（22 U.S.C. 2778）及びITARのセクション127.7に基づいてElectro-Glass Products, Inc.の法的禁止措置を解除した。2007年７月13日、ペンシルベニア州西地区連邦地方裁判所において、Electro-Glass Products, Inc.はAECA違反で有罪判決を受けた。この有罪判決に基づき、同社はITARのセクション120.1に従って不適格とされ、ITARのセクション127.7に従って法的禁止措置を科せられた。米国務省は有罪判決を取り巻く状況を再評価し、他の関係連邦政府機関と協議を行って、Electro-Glass Products, Inc.が違反行為の原因に対処し、法執行問題を緩和するために適切な措置を講じていることを確認した。この再評価に基づいて、法的禁止措置は解除された。

【米国武器輸出管理法（AECA：Arms Export Control Act）】
軍事品目及びその関連のサービスの輸出を規制する法。国際武器取引規則（ITAR：International Traffic in Arms Regulations）がAECAを根拠法としてUSML掲載品目上の輸出規制を実施。

3 立法

■米下院議員、「調整・技術による輸出確保法」を連邦議会に提出

夏季の国会休会に入る前に、Brad Sherman下院議員（民主党、カリフォルニア州選出）は電子メールを介した輸出データの提出を改善するための法案H.R. 3515を提出した。同法案は2008年に提出された法案に多少似かよっている。同法案の略称は「調整・技術を介した輸出確保法」（Securing Exports Through Coordination and Technology Act）。同法案の目的は、国益を守るためにどのくらいの精査が必要であるかという点から、輸出承認に優先順位をつけ、米国の国家安全保障にとって極めて重要な技術の特定及び保護面における輸出管理の有効性を確保することにある。同法案には、米国の当事者または外国の当事者に代わって代理人が自動輸出申告システム（AES: Automated Export System）に情報を提出するための登録プログラムの開設も盛り込まれている。同法案は下院外交委員会に付託された。

4 法の執行

■DHL、シリア、イラン及びスーダンへの物品の不正輸出を不当に支援及び幇助し、EAR及びOFAC規則の記録保持義務の遵守を怠ったとする申し立てを解決するため、民事罰金の支払いに合意

DHLがシリア、イラン及びスーダンへの物品の不正輸出を不当に支援及び幇助し、EAR及びOFAC規則の記録保持義務の遵守を怠ったとする申し立てに関連して944万4,744ドルの民事罰金を支払うことに同意し、BIS及びOFACと和解合意を結んだ。BISは、2004年6月から2004年9月にかけて8回にわたってDHLがEARの規制対象とされている品目を米国からシリアに輸送した際にEARによって禁じられている行為を誘発、支援及び幇助し、さらに2004年5月から2004年11月にかけて行われた90件の輸出に関してDHLがEARのパート762に基づいて保管が義務付けられている航空貨物運送状などの輸出管理書類の保管を怠ったと申し立てた。OFACは、DHLが2002年から2006年にかけて数千件にのぼるイラン及びスーダンへの輸出に関連して多様なOFAC規則に違反したと申し立てた。EAR違反と同様に、DHLのOFAC違反は適用される記録保持義務の遵守不履行にもっぱら関連している。

罰金刑のほかに、DHLは2007年3月から2009年12月までのイラン、スーダン及びシリアへのDHL取引の外部監査のために米国輸出管理法及び制裁措置の専門家を一名雇うことになる。年次監査は2010年と2011年に実施される。外部監査人は、記録保持義務を含むDHLのEAR及びOFAC規則の遵守状況を評価する。この和解合意金額はBISの“主要事例リスト”(Major Cases List)に記載されたあらゆる民事罰金額の4倍に相当し、これまでの運送会社(フォワーダー)和解合意金額をはるかに上回っている。

■ノースカロライナ州のRF Micro Devices, Inc.(RFMD社)、スペクトル拡散通信モデムを中国に輸出したとするEAR違反の申し立てを解決するため、民事罰金の支払いに合意

ノースカロライナ州グリーンズボロのRF Micro Devices, Inc.(以下RFMD社)はEARに違反してスペクトル拡散通信モデムを中国に輸出したとする申し立てを解決するために19万ドルの民事罰金を支払うことに合意した。RFMD社は高性能半導体部品の設計及び製造に従事しており、これらの違反を自主的に情報開示した。BISは、14回にわたってRFMD社がECCN 5A001対象品目に分類され、国家安全保障上の理由から規制対象とされているスペクトル拡散通信モデムに関連する違反を犯している、または違反が発生する、または違反を招くことを承知のうえで、当該の通信モデムを中国に輸出したと申し立てた。さらに、BISは13回にわたってRFMD社は輸出申告書(SED: Shipper's Export Declaration)の提出に関連する虚偽の陳述または誤解を招く恐れのある陳述を行ったと申し立てた。問題の違反行為は2002年から2003年にかけて発生した。

■当時、RFMD社の輸出担当部長であったCarol Wilkins氏、捜査時におけるBIS当局への虚偽の陳述及び誤解を招く恐れのある陳述に対して、1万5,000ドルの個別の罰金の支払い

関連する事件において、当該違反行為の発生時にRFMD社の輸出担当部長を務めていたCarol Wilkins氏は捜査時におけるBIS当局者への虚偽の陳述及び誤解を招く恐れのある陳述に対して1万5,000ドルの個別の罰金を支払う。BISの申し立てによると、2004年にWilkins氏はBIS捜査官に、外部の輸出管理コンサルタントがRFMD社の製品をマーケティングまたは販売する地域が輸出規制対象から外れることを確認していると語ったとされている。

しかし、BISの申し立てによると、実際にはWilkins氏は特定のRFMD社製品が規制品目リスト(CCL)に分類され、輸出ライセンスが必要となる可能性があると再三にわたって忠告を受けていたとしている。起訴状によると、2002年1月にあるコンサルティング会社は担当コンサルタントを始めとする社内スタッフが作成した覚書のなかでWilkins氏に特定のRFMD社製品が許認可を必要とする規制品目分類番号(ECCN)に分類される可能性があることを通知していた。その覚書は特定の型式に言及し、中国への輸出に対してライセンスが必要となる可能性があることを指摘した。さらに、2002年と2003年に複数回にわたって、担当コンサルタントはWilkins氏にRFMD社の輸出管理分類検証は不完全

であると報告した。

■テキサス州FMC Tecnologies、EAR違反の申し立てを解決するため、61万ドルの民事罰金の支払いに同意

テキサス州ヒューストンのFMC Technologiesは、石油・ガス産業サービス部品の不正輸出の申し立てを解決するために61万ドルの民事罰金を支払うことに合意した。申し立てには中国、インド、パキスタン、アラブ首長国連邦（UAE）、シンガポール、サウジアラビア及びベネズエラを含む多様な国々への78件に及ぶバタフライバルブ及びチェックバルブの無許可の輸出が関係していた。それらのバルブはECCN 2B350に分類され、生物化学兵器拡散上の理由で規制対象とされている。同社はこれらの違反行為を自主的に情報開示した。

■ニューヨーク州運送会社Eastways Shipping Corporation、3件のEAR違反の申し立てを解決するため、7万ドルの支払いに合意

ニューヨーク州ニューヨークのEastways Shipping Corporationは、3件のEAR違反の申し立てを解決するために7万ドルを支払うことに合意した。BISはこの中小運送会社（フォワーダー）がBISのエンティティー・リスト（Entity List）に記載された企業であるAllied Trading Companyへの3件のEAR99規制対象金属スクラップの輸出出荷を処理したと申し立てた。和解合意によれば、6万ドルが期限どおりに支払われ、Eastwaysが今後1年間に新たな輸出違反を犯さないという条件で、残りの1万ドルは保留される。3件の輸出出荷金額は9万5,335ドルだった。

■Atmospheric Glow Technologies, Inc.の従業員、取締役及び共同創設者であるDaniel Max Sherman氏は、連邦刑務所における14ヶ月の禁固刑を宣告。

Daniel Max Sherman氏は連邦刑務所における14ヶ月の禁固刑を宣告された。担当裁判官は、Sherman氏には法を犯すつもりはなかったと見られるが、犯罪の重大性を考えれば禁固刑が最も妥当な判決であると述べた。覚えているかもしれないが、Roth博士のかつての教え子にあたる物理学者であり、Atmospheric Glow Technologies, Inc.の従業員、取締役及び共同創設者であるSherman氏は、米国武器輸出管理法（AECA）に違反した1件の訴因に基づく有罪を認めていた。

■豪州メルボルンのAustralia and New Zealand Bank Group, Ltd.、今月最大のOFACの執行措置を受ける。同銀行はスーダン制裁法及びキューバ資産管理規則違反の申し立てを解決するため、575万ドルを送金

今月最大のOFAC執行措置（575万ドル）にはオーストラリアのメルボルンにあるAustralia and New Zealand Bank Group, Ltd.（以下ANZ）が関係している。同銀行はスーダン制裁法及びキューバ資産管理規則違反の申し立てを解決するために575万ドルを送金した。この和解合意において問題とされている国際貿易金融及び外国為替業務活動は2004年から2006年にかけて発生し、ANZの米国コルレス勘定を介した取引処理が関係していた。

OFACによると、ANZは米国内の制裁措置の対象とされているスーダンまたは事業体名への言及を削除することで米国制裁措置のターゲットの正体を隠し、米国の銀行がこれらの違反行為を見破れないようにする形で対スーダン人取引に関連するSWIFT（国際銀行間通信協会）メッセージを巧みに操作した。和解合意は、総額1億600万ドル相当の31件の取引が対象とされている（総額2,800万ドル相当の16件のスーダン制裁法違反と総額7,800万ドル相当の15件のキューバ資産管理規則違反）。OFACはANZの協力的な態度や迅速かつ徹底的な是正措置対応、問題になっている取引に先立つ5年間にANZがOFAC執行措置の対象とされていなかったという事実を勘案して全般的な潜在的罰則を軽減した。ANZはスーダン制裁法の明らかな違反を自主的に情報開示しなかったが、広範囲に及ぶ取引の見直しを実施する形でOFACに全面的に協力した。この見直しを通じて、ANZがOFACに自主的に情報開示した明らかなキューバ資産管理規則違反のほかに、OFACが気付かなかった別の明らかなスーダン制裁法違反が確認された。

【対スーダン制裁法（Sudanese Sanctions Regulations）】
米財務省OFACが管轄し、米国人のスーダン向け取引・関与を規制する制裁法。ただし、2006年10月ブッシュ前米大統領は、以下の地域を“スーダン・ダルフール和平および説明責任法”によってスーダン政府が関与しない限り制裁対象から除外している。南部スーダン、南部コルドファン/ヌバ山地州、ブルーナイル州、アビエイ、ダルフール、カーツームおよび周辺部の社会の進歩から取り残された（と定義される）地域。石油はスーダン政府が関与するため前述の地域でも除外対象ではない。

■カリフォルニア州Control Components Inc.、10年間にわたって海外腐敗行為防止法（FCPA: Foreign Corrupt Practices Act）及び旅行法（Travel Act）違反を犯した罪を認める

米司法省の新聞発表によると、カリフォルニア州ランチョサンタマルガリータに位置するControl Components Inc.（以下CCI）は、外国及び国内民間企業のほかに多様な外国国有企業の職員や従業員に賄賂を贈って36カ国前後の国々で契約を取り付けるために10年間にわたって海外腐敗行為防止法（FCPA: Foreign Corrupt Practices Act）及び旅行法（Travel Act）違反を犯した罪を本日認めた。CCIは原子力産業、石油・ガス産業及び電力産業で使用されるサービスコントロールバルブの設計及び製造に従事している。司法取引の一環として、CCIは1,820万ドルの刑事罰金を支払い、包括的な反贈収賄コンプライアンス・プログラムを立案、実施及び維持することに合意した。さらにCCIは、当該プログラムの立案及び実施の検証やCCI及び司法省への定期報告を目的とする独立のコンプライアンス監督官を3年間置くこと、また3年間の組織保護観察下に入り、現在継続中の調査に関する司法省への協力を継続することに合意した。

2009年9月　TOPICS

1 人事

◇オバマ大統領、BIS最高責任者の候補としてEric L. Hirschhorn氏を指名
◇BIS輸出管理担当次官補と輸出執行担当次官補の二つの役職の候補についてはまだ指名されていない
◇オバマ大統領、米税関国境警備局（CBP）長官に南西部国境警備の第一人者であるAlan Bersin氏を指名

2 規制の制定

◇BIS、キューバ在住の家族をもつアメリカ人による親族への訪問や贈答品の発送を容易にする大統領指令のもと、EARを修正
◇BIS、エンティティ・リストに記載された者へ制裁対象品目を国内移転する際の明確な方針を示すため、EARを修正
◇BIS、ウェブサイトから無償かつ無制限でダウンロードできる特定の暗号ソフトウェアに関する質問に回答
◇OFAC、キューバ資産管理規則（CACR, 31 CFR 515）を修正
◇OFAC、スーダン制裁法（SSR, 31 CFR 538）を修正

3 立法

◇米連邦議会が再開されたが、輸出管理立法に関連する活動は行われなかった。

4 法の執行

◇台湾Foxsemicon Integrated Technologies社、中華人民共和国（以下中国）への無許可輸出に関連するEAR違反の申し立てを解決するため、民事罰金の支払いに合意
◇Thermon Manufacturing、スーダン制裁法違反の申し立てを解決するため、OFACへ送金

◇カリフォルニア州GE Homeland Protection、ライセンスなしに韓国及び南アフリカに輸出したとする申し立てを解決するため、民事罰金の支払いに合意
◇ウィスコンシン州Electronic Cable Specialists、EAR違反の申し立てを解決するため、民事罰金の支払いに合意
◇ニューヨーク州Derrick Corporation、EARで禁じられている行為に関与した容疑を解決するため、民事罰金の支払いに合意

1 人事

■オバマ大統領、BIS最高責任者の候補としてEric L. Hirschhorn氏を指名

Hirschhorn氏はWinston & Strawn LLPのワシントンDC事務所でパートナーを務め、長年にわたって国際法、訴訟及び職業的責任の分野で活躍してきた。米商務省の輸出管理担当次官補代理として（1980～1981年）、Hirschhorn氏は軍事用途のほかに商業用途も有する品目の輸出管理、反ボイコット法令遵守、国家安全保障上の理由に基づく輸入制限、さらには対米外国投資委員会（CFIUS: Committee on Foreign Investment in the U.S.）への商務省の参加を監督した。同氏は2004年に出版された「輸出管理・禁輸ハンドブック」（The Export Control and Embargo Handbook）第二版の著者であるほかに、輸出管理、禁輸措置及び関連テーマに関する数多くの記事も執筆している。Hirschhorn氏はシカゴ大学で文学士号を取得し、その後コロンビア大学で法学博士号を取得している。同氏はコロンビア大学でHarlan Fiske Stone Scholar賞を受賞している。

■BIS輸出管理担当次官補と輸出執行担当次官補の二つの役職の候補についてはまだ指名されていない

■オバマ大統領、米税関国境警備局（CBP）長官に南西部国境警備の第一人者であるAlan Bersin氏を指名

オバマ大統領は、米税関・国境保護局（CBP: Customs and Border Protection）長官に南西部国境警備の第一人者であるAlan Bersin氏を指名した。Bersin氏は、国土安全保障省の一安全保障局を指揮することになる。同局は、輸出入管理や入国管理、麻薬取締法を含む数百件の規制を執行し、貿易や旅行の安全確保や促進に取り組んでおり、テロリストや彼らの武器を国内から排除することに貢献している機関である。この指名には米上院の承認が必要とされる。4月からBersin氏はオバマ政権が新たに設けた役職に就き、不法入国や国境警備問題に取り組んでいる。この期間中、Bersin氏は麻薬カルテルと闘うためにメキシコ政府と密接に連携を取り合っている。

2 規制の制定

■BIS、キューバ在住の家族をもつアメリカ人による親族への訪問や贈答品の発送を容易にする大統領指令のもと、EARを修正

商務省産業安全保障局（BIS）は、キューバ在住の家族をもつアメリカ人による親族への訪問や贈答品の発送を容易にする大統領の2009年4月13日指令を実施する目的で輸出管理規則（EAR）を修正した。これらの措置には、キューバ島の民主化への展望を前進させ、人権向上を図る狙いがある。今回の行動と足並みを揃えて、米財務省外国資産管理局（OFAC）によるキューバ資産管理規則（CACR: Cuban Assets Control Regulations）の修正の発表が行われた。同規則は、キューバへの贈答用小包やキューバへの旅行のために米国を出国する個人が持ち出す個人用手荷物の輸出及び再輸出に関して、既存の2つの許可例外“贈答用小包及び人道的寄贈”（GFT: Gift Parcels and Humanitarian Donations）及び“手荷物”（BAG: Baggage）を改正している。加えて、同規則は、特定のコンピュータやソフトウェア、携帯電話、衛星放送受信機を含む特定の贈与される消費者向け通信機器のキューバへの輸出及び再輸出認める新たな許可例外“消費者向け通信機器（CCD: Consumer Communication Devices）も設ける。

最終的に、同規則は衛星ラジオや衛星テレビサー

ビスを含む特定の通信リンクに関する既存の使用許諾方針の範囲を修正する。これらの措置は、キューバにおける好ましい変化を奨励する手段として、キューバとの自由な情報の流れを向上させ、アメリカ人とキューバに住む親族との連絡を促進するために2009年４月13日にオバマ大統領が命じた措置の一部を成し、キューバにおける民主主義を構築する取り組みを支援する個人や非政府組織に米国が提供している継続的支援と首尾一貫している。これらの措置によって米国の対キューバ禁輸措置が一時停止されたり、解除されたりすることはない。

これらの変更にかかわらず、輸出者はキューバへの輸出、再輸出及び旅行が引き続き厳しく制限されることを認識する必要がある。最近の変更に基づき、キューバに輸出または再輸出される米国の電気通信製品、農産物または医療品の販売はすべてBISによる承認または許可を得なければならない。教育上や人道的支援上の目的を含むキューバへのほぼすべての旅行に対して、事前にOFACによって発行される個別のライセンスが引き続き必要とされる。承認されたキューバへの旅行はすべてOFAC公認の航空・旅行業者によって手配及び提供されなければならない。

■BIS、エンティティ・リストに記載された者へ制裁対象品目を国内移転する際の明確な方針を示すため、EARを修正

BISは、エンティティ・リストに記載された当事者に対するEAR規制対象品目の国内移転が現在ではエンティティ・リストの許認可要件の対象とされていることを明確に示すためにEARを修正した。BISの指摘によれば、エンティティ・リストに特定されている当事者への特定の輸出、再輸出及び移転（国内）にはBISからのライセンスが必要とされ、当該取引における許可例外の入手可能性が制限されていることがエンティティ・リストには公示されている。

【エンティティ・リスト（EL）】
EL（Entity List）とは、米国商務省が大量破壊兵器の拡散などで懸念があると認定した個人・組織（エンティティ）が掲載されているリスト。掲載されているエンティティへ輸出・再輸出を行う折には許可取得が義務付けられ、許可例外が適用できない。商務省の産業安全保障局（BIS）のサイトからダウンロード可能。
EAR Supplement No. 4 to Part 744, Entity List
<http://www.access.gpo.gov/bis/ear/pdf/744spir.pdf>

■BIS、ウェブサイトから無償かつ無制限でダウンロードできる特定の暗号ソフトウェアに関する質問に回答

ある企業が、BISが審査の上“マスマーケット”として分類した特定の暗号ソフトウェアを、自社ウェブサイトから不特定者が無償かつ無制限にダウンロードできるようにした場合、当該企業はEAR違反となるかどうかを問う勧告的意見が請求されたことを受けて、BISはその回答を提出した。その勧告的意見はソースコードの輸出を取り上げなかったが、その代わり、コンパイル済みのソースコード、特に大量市場暗号ソフトウェアを含むコンパイル済みのソースコードの輸出を扱っている。BISは、個人または企業が無償による匿名のダウンロードを目的としてインターネット上に“大量市場”暗号ソフトウェアを公開した場合、例えその後当該ソフトウェアがイラン、キューバ、シリア、スーダンまたは北朝鮮の匿名の個人によってダウンロードされるとしても、当該の個人または企業はEAR違反にならないと結論づけた。

勧告的意見は、当該ソフトウェアをダウンロードする個人のIPアドレスがダウンロード時にソフトウェア・プロバイダーによって収集され、当該ソフトウェア・プロバイダーのデータベースの機械コードに“足跡”として記憶されるが、当該ソフトウェア・プロバイダーによっていかなる目的のためにも追跡または使用されない限り、違反は発生しないと指摘している。勧告的意見はEARの解釈に限定され、財務省外国資産管理局（OFAC）によって実施される制裁規則を扱っていない。勧告的意見は以下のBISのウェブサイトに掲載されている。

■OFAC、キューバ資産管理規則（CACR, 31 CFR 515）を修正

米国務省防衛取引管理局（DDTC: Directorate of Trade Controls）は自局のウェブサイトに即時発効の形で通知を出した。それによると、「米国軍事品目リスト（USML）カテゴリーXXI―雑品」に該当するすべてのライセンス申請書の提出には、カテゴリーXXIの使用を許可する下記の２つの書類のいずれか１つのコピーを添付しなければならない。さもなければ、申請書は「未処理での返却＝リターン・ウィズアウト・アクション」（RWA）の対象となる。

＊当該品目がカテゴリーXXIの下にUSMLの規制対象とされることを認定するDDTC該非判定（Commodity Jurisdiction）確定書状のコピー。

または、

＊カテゴリーXXIの使用許可を与える防衛取引管理政策事務所（Office of Defense Trade Controls Policy）所長からの正式書状。

同ウェブサイトによれば、DDTCは明確なUSMLカテゴリーに適切に分類されるべき品目に対してカテゴリーXXIの使用が最近増えていることを観測している。カテゴリーXXIの使用を誤れば、ライセンス申請書がDDTC及び国防技術安全保障局（DTSA）の不適切な許認可チーム宛に送られ、該非判定リクエストの判定が大幅に遅れる。さらに、適切に分類された品目がSMEとして指定されている場合、カテゴリーXXIの使用を誤れば、当該品目が非SMEと誤って認識される。

DDTCは改訂版「DS-4076該非判定確定フォーム」（DS-4076 Commodity Jurisdiction Determination Form）に関するコメントを募集している。本フォームは記入可能なPDF形式となっている。DDTCは、製造業者に該非判定リクエストに関連づけて本フォームを再検討し、その使用を考慮するよう勧めている。本フォームに関するコメントの提出先を行政管理予算局（OMB: Office of Management and Budget）とし、提出期限を2009年10月28日とする。

【キューバ資産管理規則（Cuban Assets Control Regulations）】
米財務省OFACが管轄し、米国人のキューバ向け活動規制。根拠法は対敵通商法（TWEA）。

■OFAC、スーダン制裁法（SSR, 31 CFR 538）を修正

財務省外国資産管理局（OFAC）は、親族訪問、親族送金、電気通信、農業製品及び医療機器の主要分野における規則の緩和を目的としたオバマ大統領の４月13日の施策を実施するために、キューバ資産管理規則（CACR, 31 CFR 515）を修正した。OFACは、キューバ国民である“近親者”（例えば、近親者には叔母、叔父、いとこ、またいとこが含まれる）を訪問するための旅行関連業務取引を承認する一般許可を発行している。そのような“近親者”への訪問の頻度や継続期間に制限はない。OFACは、キューバ国民である“近親者”への送金（相続した凍結された口座からの送金を含む）に対する制限を緩和する一般許可を発行している。これらの修正は、“禁じられたキューバ政府職員”または“禁じられたキューバ共産党員”への送金禁止に影響を与えない。特定の電気通信サービス、契約、関連する支払い、旅行関連取引も一般許可によって承認される。2000年貿易制裁改革・輸出促進法（TSRA: Trade Sanctions Reform and Export Enhancement Act of 2000）を修正した2009年オムニバス歳出法（Omnibus Appropriations Act, 2009）に従って、これらの修正はTSRAに基づく農業製品及び医療品販売に付随する旅行関連取引を承認している。

また、OFACはスーダンの特別指定地域（Specified Areas of Sudan）への農業製品、医薬品及び医療機器の輸出及び再輸出や関連取引の実施を承認する一般許可を発行することによってスーダン制裁法（SSR, 31 CFR 538）も修正した。スーダンの特別指定地域は、南部スーダン、南コルドファン／ヌーバ山脈州、ブルーナイル州、アビエイ、ダルフール、及びカーツーム内外の恵まれない地域と定義されている。OFACは、斯かる取引がスーダン政府の財産または財産権に関与していない、またはスーダンの石油または石油化学産業に関係していないという条件で、SSR§538.523（a）（2）に規定されている一般許可を通じて斯かる取引を承認している。TSRAのセクション906（a）（1）に規定されている要求事項に基づいて、この一般許可では輸出契約への署名期日から12ヶ月間以内に発送される輸出品が対象とされる。さらに、2009年９月９日の発効日から１周年を迎えるごとに、OFACは一般許

可を取り消すかどうか判断を下すことになる。取り消されない限り、一般許可は引き続き有効となる。しかし、特別指定地域以外のスーダンの地域の個人または事業体に対して、あるいは前記の個人または事業体に転売する明確な目的で購入する第三国の個人に対して、スーダン政府に関するTSRA関連取引用の個別ライセンスが引き続き必要とされる。

【外国資産管理局（OFAC：Office of Foreign Asset Control)】
国際緊急経済権限法（IEEPA）や対敵国通商法（TWEA） など複数に亘る法を根拠にして、米国から指定された国、エンティティ、個人（テロリストなど）への技術サービスを含む製品およびサービスにおける米国人の活動や、また制裁対象国または制裁対象の個人の注文に対応するために米国企業に関与する海外企業の活動を規制している財務省下の管理局。

3 立法

■米連邦議会が再開されたが、輸出管理立法に関連する活動は行われなかった。

4 法の執行

■台湾Foxsemicon Integrated Technologies社、中華人民共和国（以下、中国）への無許可輸出に関連するEAR違反の申し立てを解決するため、民事罰金の支払いに合意

台湾のFoxsemicon Integrated Technologies社（以下FITI）が米国から中国への圧力変換器（ECCN 2B230）の無許可輸出に関連する31件のEAR違反を犯したとする申し立てを解決するために25万ドルの民事罰金を支払うことに合意した。関連する問題において、FITIの完全所有関連会社であるカリフォルニア州サンノゼのFoxsemicon LLCはFITIを幇助及び教唆したとする申し立てを解決するために16万ドルの民事罰金を支払うことに合意した。FITIは半導体ウェーハやフラットパネルスクリーンに使用される構成部品やシステムを設計及び製造している。BISは、2005年８月から2006年５月にかけてFITIがFoxsemicon LLC による幇助及び教唆を受けて15件に及ぶ中国への圧力変換器の無許可の輸出を行ったと申し立てた。圧力変換器は中国への核不拡散理由で規制対象とされている大型製造システムの予備部品として使用される。

BISは、無許可の輸出が行われた際にFITIは当該部品にライセンスが必要とされることを承知していたにもかかわらず、出荷を承認するライセンスを申請しようとしなかったと申し立てた。また、FITIは当該輸出に対してライセンスが不要だとする誤った声明を行って、Foxsemicon LLCによる幇助及び教唆を受けて輸出書類への虚偽記載を行ったとの申し立ても受けている。両社はこれらの違反を自主的に情報開示し、捜査活動に全面的に協力した。BISは、今後１年間に新たな違反が発生しないという条件で、FITIの16万ドルの罰金を保留することに合意している。

■Thermon Manufacturing、スーダン制裁法違反の申し立てを解決するため、OFACへ送金

テキサス州サンマルコスのThermon Manufacturing Companyの外国子会社５社がイラン、シリア、リビア、及びインド国内の規制対象リストに記載された事業体にEAR99の規制対象とされるヒートトレース機器の無許可での輸出及び再輸出に関与し、EAR違反を犯したと申し立てられ、同５社は総額17万6,000ドルの複数の民事罰金を支払うことに合意した。Thermon Manufacturingはこれらの違反行為を自主的に情報開示した。BISは、2002年10月から2006年６月にかけてこれらの子会社５社―Thermon Europe B.V.、Thermon Far East Ltd.、Thermon Heat Tracers Pvt. Ltd.（本社：インド)、Thermon Korea Ltd.及びThermon（U.K.）Ltd.―が必要なBISライセンスまたはイランへの発送に必要とされるOFACからのライセンスを取得せずにThermon Manufacturingが米国で製造したEAR99規制対象のヒートトレース機器を再輸出する形で、あるいは輸出を招く形で合計33件の違反を犯したと申し立てた。

これらの子会社はThermon Manufacturingに当該品目の最終仕向け地を報告しなかったが、イラン、シリア及びリビアが明確に含まれている“米国貿易制裁リストに記載された国へのThermon USが製造した製品の販売が認められない”ことを2005年２月にThermon Manufacturingから知らされていた。

BISは、これらの子会社がこの警告を受けた後に発生した制裁対象国への発送に絡んだそれらの違反を承知のうえで行動したと申し立てた。

OFAC事例では、Thermon Manufacturingは2004年１月20日前後から2005年11月21日にかけて発生したスーダン制裁法違反の申し立てを解決するために１万4,613ドル24セントを送金した。OFACは、Thermonが個別の３件の取引において直接間接を問わずスーダンへのヒートトレース機器の輸出かつ／または再輸出に関与し、便宜をはかったと申し立てた。Thermonはこの問題をOFACに自主的に情報開示した。また、Thermonは申し立てられた違反行為に気付いたのを受けて独自に採用したOFACコンプライアンス手順の是正措置や改善点をOFACに報告した。

■カリフォルニア州GE Homeland Protection、ライセンスなしに韓国及び南アフリカに輸出したとする申し立てを解決するため、民事罰金の支払いに合意

カリフォルニア州ニューアークのGE Homeland Protectionは、地域安定（Regional Stability）上の理由で規制対象とされている爆発物探知システム用の予備部品を必要なライセンスなしに韓国及び南アフリカに輸出したとする申し立てを解決するために２万2,000ドルを支払うことに合意した。BISは、韓国及び南アフリカに発送する前に同社が同様の輸出に関して自主的情報開示を提出したことがあるという事実に基づき、同社が違反を犯すことを承知のうえで行動したとも申し立てた。

■ウィスコンシン州Electronic Cable Specialists、EAR違反の申し立てを解決するため、民事罰金の支払いに合意

ウィスコンシン州フランクリンのElectronic Cable Specialistsは、６件のEAR違反の申し立てを解決するために２万7,500ドルを支払うことに合意した。BISは、必要な輸出許可なしにECCN 7A101の規制対象とされる加速度計の３件のマレーシア及びインドネシアへの輸出が行われたと申し立てた。BISは、また同社がこれら３件の無許可の輸出のために３回にわたって自動輸出申告システム（AES: Automated Export System）を介した輸出申告書（SED: Shipper's Export Declaration）の提出を怠ったと申し立てた。

■ニューヨーク州Derrick Corporation、EARで禁じられている行為に関与した容疑を解決するため、民事罰金の支払いに合意

ニューヨーク州バッファローのDerrick Corporationは、インドに鉱業機器を輸出する形でEARの下に禁じられている行為に関与した容疑を解決するために３万ドルを支払うことに合意した。BISは、同社が必要な輸出許可なしにEAR99規制対象のStack Sizerスクリーニングマシン１台をエンティティ・リストに記載されている事業体であるIndian Rare Earths社に輸出したと申し立てた。

視点

BIS Update2009へ参加して

情報サービス・研修部　次長　**中尾　寛**

今年も、皆様へ最新情報をお伝えするために、BIS Updateへ９月30日から10月２日までの３日間にわたって出席いたしました。BIS Updateとは毎年１回、ワシントンDCのホテルが会場となり、全米の輸出管理関係者約1,000名が参加するイベントです。内容は、規制当局であるBISが方針説明や法令改正の発表、よろず相談などを行い、産業界とのコミュニケーションをはかる場として20年以上も続いています。10年前までは年に２回、東海岸と西海岸で行なわれていましたが、西海岸のほうは縮小され、３月にカリフォルニア州南部のニューポートビーチで「BISセミナー」という名前で残り、行なわれています。今年は約800名が参加しましたが、景気の影響で企業が出張旅費を削減したためでしょうか、例年より２割減ということを聞いています。

会議初日の参加登録の際に当惑したことですが、昨年までは発表資料が入った５cm幅の重たいファイルを２冊も配布されていました。今回配布されたのはバッジ、発表のパワーポイントが全て格納されたUSBメモリー１個、そして数ページの資料のみでした。BISはペーパーレス、電子化を取り入れていました。時代の流れとはいえ、参加者一人ひとりがノートPCを会場に持参し、当日配布されたUSBメモリーから発表内容を取り出し、パワーポイントの発表者メモ機能を使ってメモをとるのは、慣れない私にはかなりの負担でした。米国内では他のセミナーでもこのUSBメモリーのみを配布する傾向が昨年から始まっています。

当日渡されたUSBメモリーとバッジ

今回のupdateで気が付きましたことは次の５点です。

（１）BIS幹部空席の組織機能図の配布

先ず気がついたのは、配布されたBIS組織機能図の殆どの要職に“Vacant”と書かれており、空席であったことでした。ブッシュ政権後期のマンクーソ商務次官の後任ポストが10月初旬時点で空席ということは知っておりましたが、それだけでなく、次官補相当職の２人が空席、しかも上級職である法制度・執行委員会運営の責任者も空席であり、BISを牽引する６名が決まっていない状況でした。おそらくこの組織図の配布は、政権交代の組織再編成が未だ行なわれていないことを参加者へ示しているものと思われました。９月中旬にエリック・ハーシュホーン氏を次期BISのトップに任命しましたが、着任までは時間がかかると聞いています。

（２）GAO（会計監査院）のセッション

GAOの発表では、「ここ１年間、機微な軍事製品が国内販売を経由して懸念国へ不正輸出されるとい

う事案が増大しており、GAOがおとり捜査を行なったところ、宅配便や郵送などの輸送手段を用いると税関をスルーできる」という内容を紹介していました。これは、BISが数年前から進めているVEU制度（適格エンドユーザー：ホワイトリスト）に対し、GAOが反対を唱えている状況下で、敢えて反対意見を有するGAOを招聘した目論見と思えます。このセッションに参加していた産業界は、一斉にGAOに対し、「おとり捜査などの卑怯な手段でなく、税関へ取り締まり強化を実施させたほうがいいのでは」という意見が多く出ており、議論が絶えませんでした。

（3）EU各国のセッション

BISは昨年から、UnilateralからMultilateralな政策を少しずつ出し始め、EUやUKのセッションを行なったが、今年は、スウェーデン、スイス、オランダ政府の部長クラスを招聘し各国の法制度のプレゼンを実施しました。

（4）ロック商務長官の基調講演

主要同盟国への輸出許可撤廃、最終需要者ベースの輸出管理、信頼できる顧客とエンティティリストの対比などブッシュ政権末期に掲げてきた政策を継続するように思え、オバマ大統領の「輸出管理リフォーム」の言葉が話題になっていますが、「ハーシュホン氏が着任しても、幹部人事の決定は年内は無理であり、来年までかかる」との声を聞きました。演説に出てくるリフォームの実施時期は、“the next several years”と述べていますが、識者に聞いたところ、「4年後の中間選挙前は無理で、後期4年にずれ込む」という見方が多いようです。

（5）暗号規制

副次的暗号（ancillary）の品目が新たに追加されましたが、昨年10月に載せられたゲーム機器の解釈について、「2人以上で行なうゲーム機器は、副次的暗号には当たらない」という解釈を表明し、ソフトメーカーから不満が出ていました。理由を尋ねると、「通信が関係するとアンシラリーにならない」と説明されました。ご承知のとおり、この副次的暗号の規制除外提案がワッセナー専門会議で合意され、おそらく日本も来年改正があると思いますが、副次的暗号の通信が関係すると除外できないという解釈は、論議を呼ぶのではないかと思いました。また、欧米や日本などのワッセナー加盟国と同様の規制に緩和するよう産業界からクレームが多く出ました。この背景には、米国ITメーカーが膨大な量のテクニカルレビューや年2回の報告事務手続きに悩まされている背景があるようです。

5つの点について述べてきましたが、結論としては新政権の新たな政策は、年内は動きがほとんど見られず、来年に少し動きが出てくると思っています。

セミナー会場の様子

海外アウトリーチ 報告

ベトナムおよび台湾における産業界向けアウトリーチセミナー開催報告

輸出管理国際協力センター

◆ベトナムにおいて産業界向けアウトリーチセミナー開催

CISTECは2009年８月27日、ベトナムにて産業界向けアウトリーチ・セミナーを開催した。約100名の日系および現地企業の輸出管理担当者に参加していただいた。同セミナーでは①最近のWMD拡散状況、②両政府による各々の輸出管理制度の紹介、③ベトナムの税関手続き、CISTECの役割、そして日本企業のICPに関する実務アドバイスについて、政府関係者、CISTEC、企業の輸出管理担当者が発表を行った。日本の産業界と政府との連携やCISTECの役割については非常に関心が高く、質疑応答では会場から多くのご質問をいただき、盛況のうちに終了した。

質疑応答の様子（於：ベトナム）

◆台湾において産業界向けアウトリーチセミナー開催

CISTECは2009年９月10日、台湾にて産業界向けアウトリーチ・セミナーを開催した。約200名の日系および現地企業の輸出管理担当者に参加していただいた。同セミナーでは①最近の輸出管理の動向と台湾の輸出管理制度、②日本の産業界―政府間の協力、③日本企業のICPについて、そして台湾企業のICPについて、政府関係者、CISTEC、企業の輸出管理担当者が発表を行った。全体を通じて、現地企業には、従来以上に関係当局とのコミュニケーションが重要となっていると同時に、取引先の海外企業にも理解を深めてもらうことが重要となっている現状を理解していただいた。

日本企業のICPについて（於：台湾）

なお、今回は附録として、ベトナム及び台湾の法制度の概要を一覧表にして示している。各国制度の概要の把握、海外子会社の指導等にご参考いただければ幸いである。

<table>
<tr><th colspan="5">ベトナム（Viet Nam）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">国際レジーム</td><td>MTCR</td><td>NSG</td><td>AG</td><td>WA</td></tr>
<tr><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td colspan="4">（NPT,CWC,BWC を締結。）</td></tr>
<tr><td>主要な関係法令</td><td colspan="4">・2005 年改正商法（Law No.36/2005/QH11）
・国際貨物売買・代理店活動に関する実施細則（Decree No.12/2006/ND-CP）
・化学兵器禁止条約実施のための政令（Decree No.100/2005/ND-CP）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係官庁</td><td colspan="4">・工商省（MOIT/Ministry Of Industry and Trade）</td></tr>
<tr><td colspan="4">＊一部の特定品目については他省庁が管轄</td></tr>
<tr><td>輸出規制地域</td><td colspan="4">特段の定めなし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">規制リスト</td><td colspan="4">・「国際貨物売買・代理店活動に関する実施細則（Decree No.12/2006/ND-CP）」<table><tr><td>別表 1</td><td>輸出入禁止貨物リスト
武器、軍需品、爆発物、軍用機器、特別な暗号機器、暗号ソフトウェア、CWC で規制される毒性化学物質など</td></tr><tr><td>別表 2</td><td>輸出に通商省の許可が必要な貨物リスト
輸出割当の必要な繊維、衣料品、国際条約・合意に基づく規制貨物など</td></tr><tr><td>別表 3</td><td>内閣または所轄官庁の規制対象となる貨物リスト
農業地方開発省、漁業省、国営銀行、郵便通信省の管轄貨物など</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="4">＊通常 5 年ごとに見直し、現在のリストは 2006 年 1 月 23 日公布、5 月 1 日施行分
＊首相決定により、上記のほか政府が供給安定化を目的に管理する品目が定められる。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ライセンス制度</td><td>リスト</td><td>取引形態</td><td colspan="2">ライセンス取得</td></tr>
<tr><td rowspan="2">別表 1</td><td>輸出入</td><td colspan="2">輸出入禁止</td></tr>
<tr><td>通過</td><td colspan="2">通商省の許可</td></tr>
<tr><td rowspan="2">別表 2、3</td><td>輸出入</td><td colspan="2">通商省または関係省庁の許可</td></tr>
<tr><td>再輸出のための一時的輸入</td><td colspan="2">通商省の許可</td></tr>
<tr><td colspan="4">＊輸出ライセンスに包括許可はなし　＊申請方法の記載なし　＊報告制度なし
＊エンドユース規制なし　＊登録制度なし</td></tr>
<tr><td>ICP</td><td colspan="4">なし。</td></tr>
<tr><td>罰則</td><td colspan="4">企業・個人に行政制裁、刑事制裁を科す（ただし、具体的な規定はなし。）</td></tr>
<tr><td>書類保管義務</td><td colspan="4">5 年間</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">・事前/事後審査あり
繰り返し税関法に違反している場合、税関法違反の兆候がある場合は現品検査を行う。
・政府の啓蒙活動なし
官主導の管理体制のため、企業の自主管理は不要。</td></tr>
<tr><td>参考 WEB サイト</td><td colspan="4">http://www.moit.gov.vn(工商省)
http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/trade_02/（ジェトロ）</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td colspan="4">TEL　+84-4-22202222
Email: bbt@moit.gov.vn</td></tr>
</table>

（CISTEC 発行「海外輸出管理法制度＜アジア版＞2009」より）

<table>
<tr><th colspan="5">台湾（Chinese Taipei）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">国際レジーム</td><td>MTCR</td><td>NSG</td><td>AG</td><td>WA</td></tr>
<tr><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="4">（レジームへは参加していないが、リストはレジームと一致。）</td></tr>
<tr><td>主要な関係法令</td><td colspan="4">・貿易法（主に 13 条、27 条）
・戦略物資輸出入管理令
・戦略物資の種類と輸出規制地区についての通達
・大陸貿易許可令</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係官庁</td><td colspan="4">・経済部 国際貿易局（BOFT/Bureau of Foreign Trade）</td></tr>
<tr><td colspan="4">＊製品分類や調査は所管官庁合同のタスクフォースが担当</td></tr>
<tr><td>輸出規制地域</td><td colspan="4">・全仕向国・地域
・規制強化地域（イラン、イラク、北朝鮮、中国、キューバ、シリア、スーダン）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">規制リスト</td><td colspan="4">・「戦略物資の種類と輸出規制地区についての通達」
ハイテク戦略物資（SHTC）輸出規制リスト
(1)EU の軍事商業両用物資及び技術輸出規制リスト（Dual-Use List）
(2)EU の一般軍用物資リスト（Munitions List）
(3)北朝鮮、イラン向け機微品目リスト（Sensitive Commodity List/SCL）</td></tr>
<tr><td colspan="4">＊2009 年 1 月 1 日、4 レジーム規制品目リストの個別採用→EU 形式の番号体系へ移行
＊(3)の許可申請案件は、米国に送付して最終用途及び最終使用者に関する調査協力を求め、同意を得る</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ライセンス制度</td><td>個別輸出許可</td><td colspan="3">・単一の船積、分轄使用不可能
・有効期間は許可日より 1 ヶ月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">包括輸出許可</td><td colspan="3">・複数の船積、分轄使用可能
・有効期間は許可日より 2 年間</td></tr>
<tr><td colspan="3">(要件)
・仕向地が輸出規制地域以外
・輸出者が社内管理規程（ICP）を実施、
又は直近の 6 ヶ月に同一輸入者向けに 5 回以上の戦略物資の輸出実績がある。</td></tr>
<tr><td colspan="4">＊登録制度あり。
＊輸出、通過、積替に許可が必要。
該非判定チェックツール：「EU Control Lists Search」http://dev.ctp-inc.com/cst.flex/bin/cst.html
＊エンドユース規制あり。以下の①～③いずれかに当てはまる場合、許可申請が必要。
①米国政府発行の公開リスト（DPL、Entity List 等）、②日本の外国ユーザーリスト、
③台湾当局発行の「ハイテク戦略物資輸出規制国メーカー・機構リスト」（8 団体）
なお、政府からインフォームがあった場合も許可が必要。
エンドユーザーチェックツール：「Denied Parties Search Tool」http://dpst.ctp-inc.com
＊特殊な輸出（5,000 米ﾄﾞﾙ未満、展示会、検査・修理、不良品交換、政府機関・大学向け等）の場合、証明書類を許可申請時に提出。
＊輸出許可証は電子発行。「輸出入電子査証」http://gdd.trade.gov.tw/IUSL/Home/Login.asp?s=2
＊輸出報告は 1 ヶ月以内（包括輸出許可に基づく輸出は最終輸出の後 1 ヶ月以内）</td></tr>
<tr><td>ICP</td><td colspan="4">1.企業政策説明書　2.権限と責任の区分　3.ファイル記録　4.研修計画
5.通報プロセス　6.ブラックリストのフィルタリング　7.物資と科学技術分類判定
8.物資転用予防選別　9.注文処理システム　10.内部検査</td></tr>
</table>

	ICP 専用サイト：http://icpweb-tw.ctp-inc.com/content/view	
罰則	無許可の輸出規制地域への輸出	2 年以下の懲役、30 万台湾ﾄﾞﾙ以下の罰金 1 ヶ月以上 1 年以下の輸出入業務停止、登録抹消
	無許可の輸出規制地域以外への輸出	3 万以上 30 万台湾ﾄﾞﾙ以下の罰金 1 ヶ月以上 1 年以下の輸出入業務停止、登録抹消
書類保管義務	5 年間	
その他	・中国本土への輸出入について 2002 年 2 月、間接貿易、輸出入業者は大陸外→直接貿易、輸出入業者は大陸の者へ変更。 2008 年 12 月、第三地区を経由せずに直接貿易が可能となる。 ・事前/事後審査、監査（定期・不定期）あり。 ・政府の啓蒙活動あり。（セミナー開催、ガイダンス資料の公開）	
参考 WEB サイト	http://www.trade.gov.tw/ (経済部 国際貿易局) http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/trade_02/（ジェトロ）	
問合せ先	TEL　+886-2-2351-0271 Email:　sv-dept@trade.gov.tw	

（CISTEC 発行「海外輸出管理法制度＜アジア版＞2009」より）

＜アウトリーチセミナーとは＞

国際的な安全保障輸出管理を真に実効あるものとするためには、アジア諸国・地域などの国々に輸出管理の重要性について理解を深め、その協力を得ることが必要不可欠となっている。

特に、我が国が提唱している懸念調達阻止の体制をアジア地域に広げる「アジア輸出管理イニシアチブ」を推進する観点から、アジア諸国･地域における輸出管理体制の整備を支援している。このため、CISTECの「輸出管理国際協力センター」は、これらの国々の輸出管理の関係者を対象に、セミナー等の開催を実施している。

◆CISTECホームページ「国際協力」：
http://www.cistec.or.jp/service/intlcoop/index.html

遠心分離機

情報サービス・研修部　研究員　内田　晴久

軍事転用の恐れがある品目は外為法が定める輸出規制対象となり、転用形態によって、「①　大量破壊兵器の原材料となる製品又はその加工に用いられる製品」、「②　大量破壊兵器の構造物となる製品又はその組立に用いられる製品」、「③　①及び②の設計・実装に用いられる製品」、「④　品目自体が大量破壊兵器の装備代用品となるもの」に分類することができる。今回は、「大量破壊兵器の原材料となる製品又はその加工に用いられる製品」である遠心分離機を核・原子力の観点から取り上げ、遠心分離機と輸出管理の関係について紹介していく。

① 遠心分離機とウラン濃縮

物質は原子から構成されるが、原子そのものは、陽子・中性子・電子といった3種の粒子から成っている。具体的には、陽子と中性子の結合体である原子核の周りを電子が取り巻いている。原子に含まれる陽子数は原子番号、陽子数と中性子数の和は質量数と呼ばれ、原子番号によって原子の化学的性質が決まる。質量数の値が大きいものほど原子の質量は大きくなる。また同じ原子番号を持ち、質量数の異なる原子も実在するが、これらは同位体と呼ばれている。

原子力発電等ではウラン235が用いられている。ウラン235は、原子核が2つの原子核に分裂する原子核分裂反応を容易に起こせることから、核分裂性物質の代表例となっている（核分裂時の放出エネルギーが、発電や核兵器に用いられる）。

天然に産出されるウラン（天然ウラン）は、ごく微量（約0.7%）のウラン235を含んでいるが、大半（約99.3%）は核分裂を起こさないウラン238が占めている。原子力発電用の核燃料は、天然ウランから、ウラン235を分離・濃縮し、その割合を0.7%から3%程度まで上げる必要があるが、この工程はウラン濃縮と呼ばれている。核兵器用途の場合は、さらに90%以上もの高濃度に濃縮する必要があるものの、ウラン濃縮の原理自体は同じである。

ところで、ウラン238とウラン235は同位体の関係にあり、化学的性質は同じである。そのため、化学反応でウラン235だけを分離することはできず、物理的な“質量（質量数）の違い”から分離させる遠心分離法が必要となる。

ウラン濃縮の手法は遠心分離法以外にも、電磁分離法、ガス拡散法、プラズマ分離法等がある。他の方法に比べると遠心分離法には、消費電力が低く抑えられるという特長がある。

② 遠心分離機の構造

気体、液体や固体の混合試料を定軸周りに高速回転させて、密度差ごとに試料成分を分離する方法を遠心分離法という。

水が注入されている試験管に少量のサラダ・ドレッシング（油）を加え密封する。よくかき混ぜた後に静置させておくと油と水は分離して、水面の上部に油層ができる。これは、油と水には鉛直下向きに大きさ一定の重力が作用すること及び油の密度が水の密度より小さいことから引き起こされる現象である。

遠心分離は、本現象における重力の代わりとして、回転座標系で発生する遠心力（見かけの重力）を利用している。遠心力は回転軸から半径方向外向きに作用して、回転半径と回転スピードを大きくすれば強い遠心力が得られる。また遠心力は質量にも比例

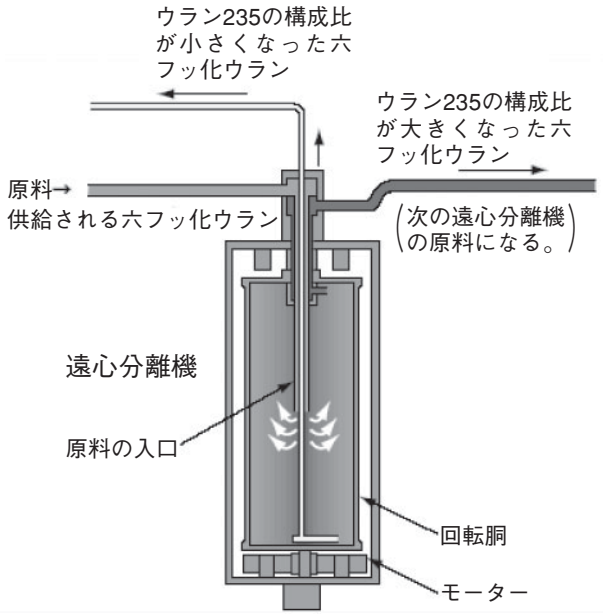

（出所）『核・原子力関連資機材』（2007輸出管理品目ガイダンス）を一部改変

図１　遠心分離機の構造イメージ

するので、質量が大きい物体ほど作用する遠心力は強くなる。

遠心分離機によるウラン濃縮では、材料として気体の天然六フッ化ウランを用いている。六フッ化ウランは、ウラン238と化合したものとウラン235と化合したものから構成され、腐食性が強い。これを遠心分離機にかければ、遠心力によって質量の小さいウラン235は回転軸周辺に、質量の大きいウラン238は円周側近辺に偏るので、ウラン235を分離することができる（図１）。

１台の遠心分離機で濃縮できる分離量はごく少量となることから、非常に多くの台数の遠心分離機を連結して、濃縮作業の効率化が図られている。この工程をカスケードと言う。

遠心分離機の構成部品で重要なものとして、材料を封入する回転胴、回転胴の回転を制御する周波数変換器がある。

回転胴は高速回転（１分間に5,000回転から10,000回転）させるため、比弾性率（強い遠心力が加わっても曲がらない度合）と比強度（強い遠心力が加わっても伸びない度合）に優れた金属等が用いられる。形状は薄い円筒である。また六フッ化ウランが腐食性を持っていることから、回転胴の材質は比弾性率と比強度に加え、耐腐食性を持っていることが望ましい。

周波数変換器は、回転胴の高速回転を一定にするためのモーター制御装置で、回転数にムラがない高速回転を実現できる安定仕様が特に求められる。

③ 遠心分離機と安全保障貿易

遠心分離機は原子力分野における輸出規制対象品目として、表１のように記載されている。遠心分離機自体に加え、その構成品についてもリスト規制されていることがわかる。

主要な構成品として先に上げた、回転胴の材料や周波数変換器についても原子力の項で改めてリスト規制対象とされている。

軽く強い性質を持つ高強度アルミニウム合金等は、回転胴に必要な比弾性率と比強度の仕様を満たしていることもあり、これら品目のリスト規制背景にはそうした観点が反映されているようである（表２）。同項では、２～４にかけて「炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品」、「マルエージング鋼」、「チタン合金」も対象になっている。

周波数変換器は、電源周波数を制御して回転胴の安定した高速回転を実現させるための装置で、周波数変換器とその部分品、または遠心分離機用に転用

表１　遠心分離機のリスト規制状況

輸出令別表第１	貨物等省令
【２の項（７）】 ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品（（三十一）に掲げるものを除く。）	【第１条第七号】 ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品 イ　（中略） ロ　遠心分離法を用いるもの ハ～チ（中略）

表２　遠心分離機における回転胴の材質の規制状況

輸出令別表第１	貨物等省令
【２の項（17)】 ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。） １　アルミニウム合金 ２　～４（中略）	【第１条第二十二号】 ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの イ　アルミニウム合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが20度の温度において460メガパスカル以上となるもののうち、 外径が75ミリメートルを超える棒又は円筒形のもの ロ～ハ（中略）

表３　遠心分離機における周波数変換器の規制状況

輸出令別表第１）	貨物等省令
【２の項（８）】 ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品	【第１条第八号】 周波数変換器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの イ　ガス遠心分離機用の周波数変換器であって、次の（一）から（四）までのすべてに該当するもの又はその部分品 （一）出力が三相以上のものであって、周波数が600ヘルツ以上2,000ヘルツ以下の出力を得ることができるもの （二）出力電圧のひずみ率が２パーセント未満のもの （三）出力周波数の精度がプラスマイナス0.1パーセント未満のもの （四）出力基本波電力の入力基本波電力に対する比率が80パーセントを超えるもの ロ　周波数変換器であって、次の（一）から（四）までのすべてに該当するもの（イに該当するものを除く。） （一）40ワット以上の出力を得ることができるもの （二）出力が三相以上のものであって、周波数が600ヘルツ超2,000ヘルツ未満の出力を得ることができるもの （三）出力電圧のひずみ率が10パーセント未満のもの （四）出力周波数の精度がプラスマイナス0.1パーセント未満のもの

可能となる品目がリスト規制されている（表３）。

表３を見ていくと、イでは遠心分離機用途に用いられる周波数変換器とその部分品が規制対象になっている。ロは用途が遠心分離機に限定されていなくても、同機へ転用可能となる周波数変換器（インバータ､コンバータ又は発電機能を有するものを含む）を規制している。

この他にも別途、遠心分離機の回転性能を試験する「遠心力式釣合い試験機」等が、輸出令別表第１の２の項（29）でリスト規制対象になっている。遠心力式釣合い試験機は、回転のアンバランスを検出するための機器で、主に回転胴の製造過程において使用される。同機の民生用途としては、自動車のドライブシャフトの試験等が挙げられる。

以上のように遠心分離機は、構成部品やその品質保証技術に至るまで、幅広く規制されていることが伺える。

■参考文献

１　『核・原子力関連機資材』（2007輸出管理品目ガイダンス）
２　『[輸出管理のための］よくわかる核兵器の基礎知識』（輸出管理のための大量破壊兵器解説シリーズ２　平成17年３月）
３　『[輸出管理のための］よくわかる核兵器の基礎知識』（輸出管理のための大量破壊兵器解説シリーズ４　2009年３月）
（いずれもCISTEC発行）

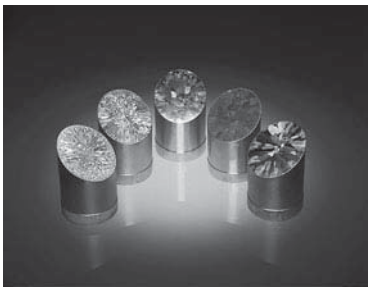

本コラムは『アルミニウム』の特性及び民生用途を取り上げて分かりやすく解説しています。一方でアルミニウムは輸出令別表第１の原子力（２項）、ミサイル（４項）、先端材料（５項）、その他（14項）、そして大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例（平成16年3月末追加）の一つでもあります。

解説にあたっては、日本アルミニウム協会のご協力により、同協会の『アルミ知識館―アルミニウムとは？』をもとにまとめました。同協会HPでは、本稿でご紹介できなかった製造方法、加工方法、各種アルミ合金の特性等に加え、大人でも楽しく理解できるキッズページ、各種統計資料等、充実しておりますので、本稿と併せてご参考いただければと思います。

◆アルミニウム協会〈http://www.alminium.or.jp/〉

解　説

アルミニウムとは？

1―アルミニウムとは？

アルミニウムは身近な製品から、社会の様々な分野にいたるまで活躍のフィールドを広げています。アルミニウムの持つ優れた特性が、多くの用途や目的に合わせてうまく利用されているからでしょう。材料へのニーズが多様化し、いっそう高度になる今日では、アルミニウムも以下に述べるような、従来よく知られている特長にとどまらず、新たな機能を付加して、先端分野へ着実に展開しています。

700系新幹線

2―アルミニウムの特長と主な製品

特長１　**軽い**

アルミニウムの比重は２．７。鉄（７．８）や銅（８．９）と比べると約１/３です。軽量化による性能向上が時代のニーズとなっている今、とくに自動車、鉄道車両、航空機、船舶、コンテナ、最近では最新の超伝導リニアモーターカーなどの輸送分野で多くのアルミニウムが使われています。また軽さを生かして、各種機械の高速回転部品や摺動部品の作動効率を高めたり、装置の大型化による重量増加を抑えるなど、さまざまな効果をもたらしています。

特長２　**強い**

アルミニウムは比強度（単位重量当りの強度）が大きいため、輸送機器や建築物などの構造材料として多く使用されています。純アルミニウムの引張強さはあまり大きくありませんが、これにマグネシウム、マンガン、銅、けい素、亜鉛などを添加して合金にしたり、圧延などの加工や、熱処理を施したりして、強度を高くすることができます。最近では、リチウムを添加した低密度、高剛性の合金が開発され、航空機や大型構造物用の材料として注目されています。

同じ質量（長さも同じ）の円柱片持梁に同一荷重をかけた場合、密度が小さいほど直径が大きくなるため断面係数が大きくなり、発生する最大応力、最大たわみは小さくなります。

特長 3　耐食性がよい

アルミニウムは空気中では、緻密で、安定な酸化皮膜を生成し、この皮膜が腐食を自然に防止します（皮膜の自己補修作用）。耐食性をさらに高め、強度も兼ね備えたアルミ合金は各種の用途に採用されており、とくに建築、自動車、船舶、海洋開発などの分野ではこの特性が大いに生かされています。

特長 4　加工性がよい

アルミニウムは塑性加工がしやすく、さまざまな形状に成形することが可能です。たとえば、紙のように薄い箔や、複雑な形状の押出形材を容易に製造することができることから、きわめて広い用途で使用されています。

また、できあがった製品素材をさらに成形加工したり、製品の表面などに精密加工を施したりすることも比較的容易です。また切削加工性にも優れており、金型などの工具類や機械部品に使われています。

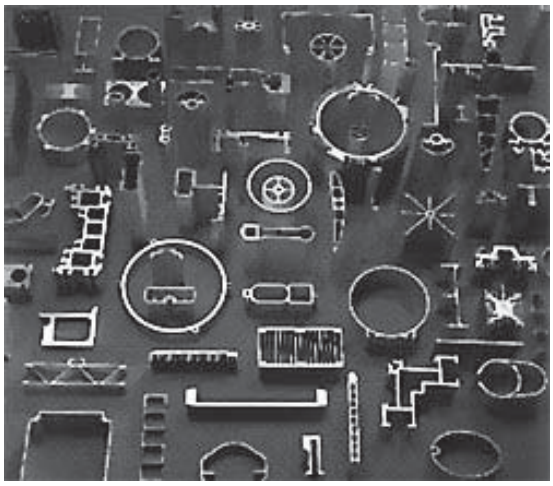

押出形材の断面

特長 5　電気をよく通す

アルミニウムは導電体としてきわめて経済的な金属です。電気伝導率は銅の約60%ですが、比重が約1/3であり、そのため同じ重さの銅に比べて2倍もの電流を通すことができます。現在では高電圧の送電線の約99%に採用されるとともに、導体（板・管）などに広く使われており、エネルギー利用、エレクトロニクス分野での需要が大きく伸びてきています。今後、自動車のワイヤーハーネスへの適用拡大が期待されます。

特長 6　磁気を帯びない

アルミニウムは非磁性体で、磁場に影響されません。この特長は、アルミニウムの他の特性である、軽い、耐食性に優れている、加工性がよい、などと組合わせることによって、さまざまな製品に生かされます。主な製品としては、パラボラアンテナ、船の磁気コンパスなどの計測機器、電子医療機器、メカトロニクス機器などがあげられますが、さらにはリニアモーターカーや超電導関連機器にいたるまで、その用途が大きく広がっています。

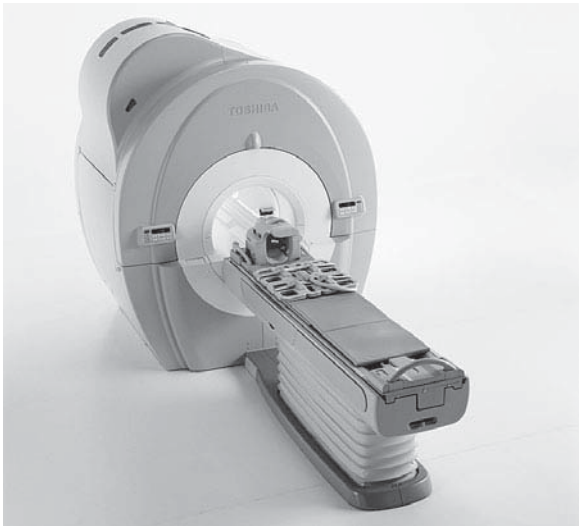

MRI（磁気共鳴映像装置）

特長 7　熱をよく伝える

アルミニウムの熱伝導率は鉄の約3倍。熱をよく伝えるということは急速に冷えるという性質にもなります。そのため冷暖房装置、エンジン部品、各種の熱交換器、ソーラーコレクター、また、飲料缶などにもこの特性が生かされています。最近の高密度化した機器、システムの過熱防止のための放熱フィンやヒートシンクとしても使われています。

また、この性質を利用して、プラスチックやゴムの成形用金型などの新分野にもアルミニウムが使われます。

特長 8　低温に強い

アルミニウムは鉄鋼などと違って液体窒素（−196℃）や液体酸素（−183℃）の極低温下でも脆性破壊がなく靭性が大きいのが特長です。低温プラントやLNG（−162℃）のタンク材として使われているうえ、最近では宇宙開発やバイオテクノロジー、

極低温の超電導関連といった最先端分野でもこの特性が脚光を浴びています。

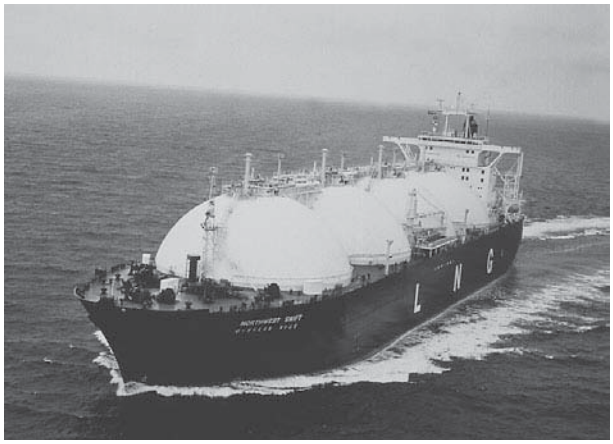

LNGタンカー

特長 9　光や熱を反射する

よく磨いたアルミニウムは、赤外線や紫外線などの光線、ラジオやレーダーから発する電磁波、さらに各種熱線をよく反射します。純度の高いアルミニウムほどこの性質は優れており、純度99．８％以上のアルミニウムは放射エネルギーの90%以上を反射します。この特性を生かしたのが暖房器の反射板、照明器具、および宇宙服などで、最近ではアルミニウムに鏡面加工を施してこの特性をいっそう高め、ポリゴンミラーをはじめとした光エレクトロニクス製品にもよく使われています。

特長10　毒性がない

アルミニウムは、無害・無臭で衛生的。万一なんらかの化学作用で金属が溶出したり化合物をつくったとしても、重金属のように人体を害したり土壌をいためたりしません。この特性を生かして、食品や医薬品の包装、飲料缶、医療機器および家庭用器物などで広く使用されています。

特長11　美しい

アルミニウムは素地のままでも美しい金属ですが、陽極酸化皮膜処理（アルマイト処理）などさまざまな表面処理を施すことによってより美しくなり、また表面を硬くしたり、防食効果を高めたりすることができます。陽極酸化皮膜処理の際に自然発色や電解着色などによってアルミニウムに多彩な色をつけることが可能であり、建築外装や包装材などデザイン性が強く求められる分野に最適の材料です。

特長12　鋳造しやすい

アルミニウムは融点が低い、溶けた状態でも表面が酸化皮膜で覆われガスを吸収しにくい、湯流れがよいといった性質をもっています。このため薄肉の鋳物や、複雑な形状の鋳物をつくることができます。アルミ鋳造品はピストン、シリンダーブロック、ホイールなどの自動車部品、また各種産業機械部品など幅広い分野で使用されています。

特長13　接合しやすい

溶接、ろう付け、はんだ付け、電気抵抗溶接、リベット接合、接着など、さまざまな方法で容易に信頼性の高い継手が得られます。これらの接合技術の進歩はめざましく、より多くの分野で設計と施工の合理化を実現します。

特長14　真空特性がよい

アルミニウムを真空装置の材料に使ったとき、ガス放出率が非常に小さく真空到達性能が他の材料に比べて大変優れています。そこで、各種の高真空ポンプや配管、高真空半導体装置、理化学実験装置などに活用されています。

特長15　再生しやすい

アルミニウムは他の金属と比べると腐食しにくく、融点が低いため、使用後のアルミ製品を溶かして、簡単に再生することができます。しかも二次地金（再生地金）を作るのに必要なエネルギーは、新地金を作る場合と比べてわずか３％で済むといわれています。

また品質的にも、新地金とほとんど変らないものが製造できるため、大変経済的な材料だといえます。とくに飲料缶では、空き缶を回収し再資源化しようというリサイクル運動が全国各地で行われており、省資源・省エネルギーを果すとともに、地球環境保護の推進にも大きな役割を担っています。このことは、今後ますます増加するアルミ需要に対する安定供給の大きな助けになります。

アルミ缶スクラップ

3―アルミニウム合金

アルミニウムのうち純度99.00%以上のものを純アルミニウムと呼び、また種々の元素を添加して強度を高めるなどの性質を改善したものをアルミニウム合金と呼んでいます。アルミニウム合金は、最終製品のいろいろな要求や用途に必要な性質によって、板、はく、形材、管、棒、線および鍛造品に加工する圧延用合金と鋳物、ダイカストなどの鋳造用合金に大別され、また、それぞれ非熱処理型合金と熱処理型合金として分類できます。非熱処理型合金は、圧延加工など主に冷間加工によって、熱処理型合金は、焼入れや焼もどしなどの熱処理によって所定の強度を得る合金です。

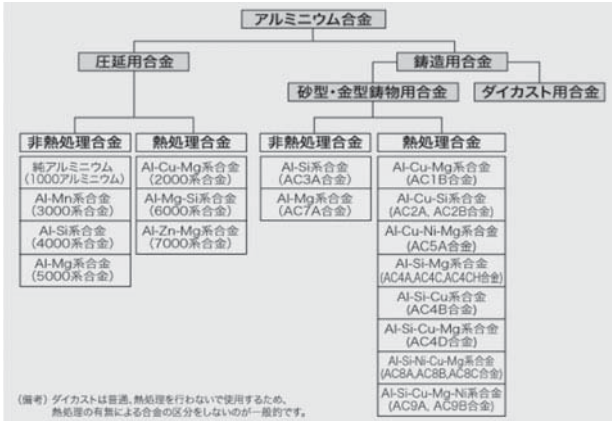

コラム１＜高純度アルミニウム＞

純アルミニウム（純度99.0～99.9%）中の鉄、けい素などの不純物を取り除き、純度99.95%以上に高めたものが、高純度アルミニウムです。これは不純物が少ないため反射率、導電性、展伸性、耐食性などにすぐれ、また均一な酸化皮膜の生成が可能な特長をもっています。

この特長を生かして、電解コンデンサー用箔、各種のリード線、エレクトロニクス材料部品、スパッタリングターゲット、ボンディングワイヤー、超電導安定化材などから装飾品まで、用途はさまざ

コラム２＜アルミニウム粉＞

■製造方法

溶湯から直接粉化されたアルミニウム粉は、涙滴状、球状、針状、不規則形状をしており、比較的粒度も粗く表面積も小さいのに対し、機械的方法で粉化されたアルミニウム粉は、ほとんどが鱗片状であり、粒度の細かい粒ができ、表面積も大きくなります。

■アルミニウム粉の用途

保温剤、還元（脱酸剤）、溶接棒、ロケット推進剤、粉末冶金、触媒等の用途には主として粒状粉を用いますが、塗料（JIS K 5906：塗料用アルミニウム顔料）、樹脂ねり込み、発泡コンクリート等の用途には、主として機械的粒化をしたフレーク粉を用いるのが一般的です。

4―まとめ

私たちの生活で欠かすことのできない身近な材料、アルミニウム。しかしながら、その優れた特長から、ある一定の強度や純度を持ったアルミニウム合金や粉などは、輸出規制の対象となります。具体的には、輸出令別表第１の原子力（２項）、ミサイル（４項）、先端材料　（５項）、その他（14項）、そして大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例において、規制されています（表１参照）。

上記の規制のうち、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例では、平成16年３月末に「５．アルミニウム管」が追加されて30品目から36品目となりました。その規制理由は、口径75mm以上のアルミニウム管は、ウラン濃縮のための遠心分離器のローターに使用されうる素材となりうるとされています。強度等が一定性能以上のものはすでに輸出貿易管理令のリスト規制の対象となっていますが、リスト規制品目より低い性能のものであっても、遠心分離機に使用される可能性があることから追加されました。（本誌2004年５月号より）

CISTEC調査研究部
主任研究員　和久津　孝

＜表１＞

◆輸出令別表第１		
原子力	２の項	ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であって、次に掲げるもの １　アルミニウム合金 ２　炭素繊維、アラミド繊維…
ミサイル	４の項	推進薬又はその原料となる物質 →貨物等省令第３条第七号ホ （粒子が球形で、その径が200マイクロメートル未満のアルミニウムの粉であって、…）
先端材料	５の項	ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品（２の項の中欄に掲げるものを除く。）
エレクトロニクス	７の項	アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、…
その他	14の項	粉末状の金属燃料（アルミニウムの粉を含み、４の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める仕様のもの

◆大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について	
品目	懸念される用途
５．口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器

[関連書籍のご案内]

アルミニウムの輸出規制について
さらに詳しく知りたい方はこちらをご活用ください。

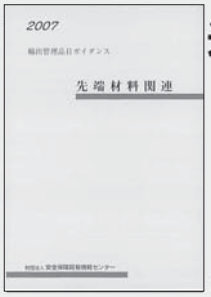

近日改訂予定
「輸出管理品目ガイダンス
＜先端材料関連＞」

◆詳細はこちら：
http://www.cistec.or.jp/publication/index.html

書評

今月は、輸出管理に関する推薦書籍を２冊ご紹介します。
（中尾・山下）

〈関連市販書籍のご案内〉
こちらで紹介した書籍は、CISTECのWEBサイトからお申込みいただけます。
■ http://www.cistec.or.jp/publication/e_hon/index.html（一部不可）

「ハンドキャリー手続きマニュアル（第６版）」

Books cover

社団法人日本電気計測器工業会
（URL http://www.jemima.or.jp/issue/index.html）

2009年７月発行
単価：1,100円（一般価格）
600円（会員価格）

Contents

１．はじめに
２．海外出張の準備と注意事項
３．通関手続きの種類
４．ATAカルネ（申請から取得まで）
５．旅具通関の手続き
６．ATAカルネの通関手続き
７．業務通関の手続き
８．現地到着時の手続き
９．帰国時の手続き
10．ハンドキャリーＱ＆Ａ
11．用語解説

Review

海外出張に持っていく貨物や技術書類には技術指導、保守・修理等、業務に応じて様々なケースがあるため、実際に自分が持っていく物に対してどの通関手続きをどの時点で行えばいいのか、その入口の判断から複雑である。

今回紹介する「ハンドキャリー手続きマニュアル」は、1991年の初版発行から改訂を重ね、今年７月に発刊された第６版である。本書では、旅具通関、ATAカルネ通関、業務通関の対象貨物とそのメリット、デメリット、そして個々の手続きがフローチャート形式で示されている。輸出証書や発給申請書の記入例も掲載されており、非常に分かりやすい。これ一冊で通関手続きのすべてが分かるため、おそらくハンドキャリー未経験者にとっても分かり易い実務書として重宝するであろう。

話は逸れるが、過去に刑事罰の対象となった不正輸出事案の類型として、ハンドキャリー、マスキング、迂回輸出が挙げられている。うっかり申請を忘れていた場合であっても不正輸出として検挙されてしまう可能性がある。一方で、企業や大学の中には海外旅行と同じ考えで「（麻薬や覚醒剤でない限り）手荷物であれば許可申請は不要」という誤解をしている人間が多い。そのため、企業、大学等では〈海外出張時の注意事項〉も含めた輸出管理教育を行っている。

また、税関ホームページでは、税関手続バーチャルツアー〈出国編〉、〈入国編〉が掲載されている。本書とともに参照すればより分かりやすいことと思う。

［JEMIMA発行の輸出管理関連書籍］

「明快!!安全保障輸出管理教本
…入門から実務まで」

（平成19年１月発行）
単価：2,000円（一般価格）
1,000円（会員価格）

「該非判定ガイダンス2009」

（平成21年３月発行）
単価：1,500円（一般価格）
800円（会員価格）

Implementing Resolution 1540: the Role of Regional Organizations

Books cover

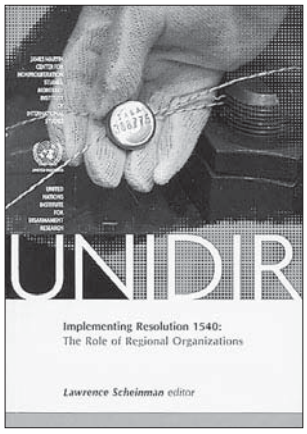

Lawrence Scheinman他

2008年９月発行
単価：US＄28.0

Contents

Chapter 1 Introduction
Chapter 2 Resolution 1540 in Latin America and the role of the Organization of American States
Chapter 3 Facilitating implementation of Resolution 1540 in South-East Asia and the South Pacific
Chapter 4 Implementing Resolution 1540 in Africa: balancing competing priorities for future research
Chapter 5 Conclusion

Review

編集者のローレンス・シャインマン氏は、モントレー研究所ジェームズ・マーティン不拡散研究センターにおいて、不拡散を研究する研究者を統括する教授で、最近、安保理決議1540号に関して非常に造詣が深い。先日の外為法改正でも、技術仲介取引規制強化などが含まれている。2004年に国連で決議されたこの1540は、非政府活動組織へのWMD拡散を阻止するツールで、特に取り組みが遅れている、中南米、東南アジア、アフリカ地域の現状と課題を分析している。さらに、この３地域に関し組織的に不拡散活動を浸透させるための改善も提言している。UN1540の世界的な現状を知る良著である。

◆本書はUNIDIRホームページよりダウンロードできます。
UNIDIR（The United Nations Institute for Disarmament Research）
URL:http://www.unidir.org/bdd/fiche-ouvrage.php?ref_ouvrage=978-92-9045-190-7-en

CISTEC 寺子屋 塾

安全保障貿易管理に関する背景と
知識の蓄積とともに、
輸出管理を一(いち)から勉強します

其ノ十

文書管理とは？

外為法改正説明会に参加して

塾長　さて皆さん、だいぶ冷え込む季節となりましたが、いかがお過ごしですか？

生徒Y　はい。相変わらずバタバタとした毎日を過ごしています。9月と10月の経済産業省の外為法改正説明会に行きました。会場からの質問を聞いていると、技術取引規制に関する質問が多かったのかな、と思います。うちは海外からの出向者を受け入れていたり、大学と共同研究をしていたりと、ボーダー規制の対象になることが多いと思うので、そのケースの洗い出しに追われています。

生徒M　私は説明会に行った先輩から、配布資料を読ませていただきました。新たなCPが義務付けられる、と聞いていたのですが、資料を読んでやっと「輸出管理社内規程」と「輸出者等遵守基準」の違いがやっと分かりました。

塾長　そうですか。説明会の資料では両者の対比表が掲載されていましたね。必要最小限の事項を定めたものが輸出者等遵守基準、同じ内容を一定以上の水準で達成することを求めたものが輸出管理社内規程（CP）の外為法等遵守事項、となっています。

生徒Y　なるほど。今回の外為法改正によってCPを新しく届け出る必要はない、ということですね。

塾長　いいえ。そうではありませんよ。それでは、本題に入りましょう。

〈9月号寺子屋塾訂正のご連絡〉

P.56の表①リストベース
（誤）…APR：高性能コンピュータ
（正）…APP：高性能コンピュータ

書類保存期間とCP変更

塾長　今回の寺子屋塾のテーマは「文書管理」です。外為法改正の内容も関わってきますから、しっかり理解してくださいね。

生徒M／Y　宜しくお願いします。

塾長　先ほどの質問に戻りますと、今回の改正に伴い、関係文書の保存期間が変更になりました。以前は一律５年間だったのですが、１から４の項に関する書類は７年間、５から16の項は５年間となりました。

生徒M　つまり、１から４の項まで扱わないということなら、特段CPを変更する必要はないということですね。逆を言えば、１から４の項を扱う場合、CPの内容を変更しなければならない、と。CP登録は包括許可の有無に関わってくるので、早め早めにしておかないと、となりますよね。

塾長　CISTECが提供している『モデルCP』では、１から４の項を扱う可能性のある場合は「少なくとも７年間保管」を推奨しています。

生徒Y　どうしてですか？核兵器等関連貨物・技術を取り扱わない企業もCP変更届を出す必要が出てしまって、余計な手間がかかると思うのですが。

塾長　確かにそのとおりですね。明らかに５項から16項に含まれるとすれば、変更する必要はありません。しかしながら、規制品目によっては４項と８項に該当したりと、複数項にまたがる場合もあります。さらに高性能な技術開発が予測される分野で、将来的に１から４項のいずれかに該当するようになった場合、「今までは５年、これからは７年」と保存期間を分けていると、メンテナンスも含めて管理が煩雑になるでしょう。だから、モデルCPでは“１から４の項を扱う可能性のある場合は「少なくとも７年間保管」と規定しているのです。

生徒Y　なるほど…。“うっかり”では済まされないものですしね。

生徒M　そもそもどうして今回、関係文書の保存期間が延長されたのですか？

塾長　これは、罰則の引上げによる時効の延長にあわせて保存期間の延長を行った結果です。

生徒Y　時効の延長？保存期間の延長？

塾長　書類の保存は、後に不適正な輸出が発覚した場合に備え、刑事法上の公訴時効の期間内は関係する書類の保存をしておくことが望ましいという観点に基づくもので、法令上の義務はありません。公訴時効は刑事訴訟法第250条に一律に定められています。簡単に言いますと、今回の改正で罰則水準の引上げが行われ、その懲役刑に連動して、時効が長くなりました。ですので、書類保存期間も延長されたのです。

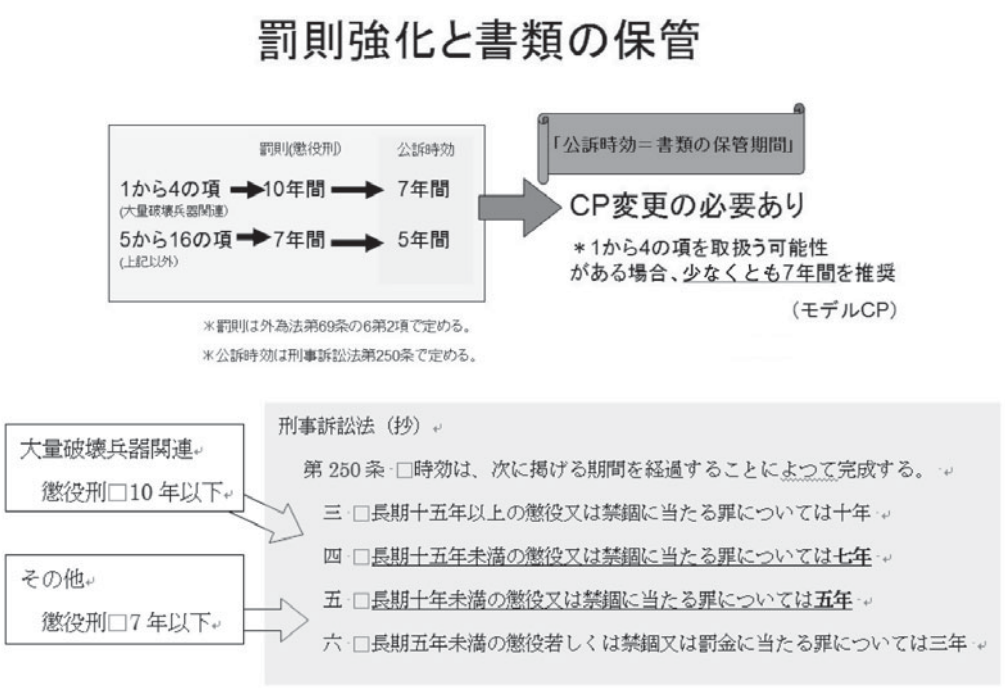

生徒Y　なるほど、よく分かりました。となると私の会社では現在、データベース上で５年の間は自動保存されるようになっているのですが、それもCP変更に合わせて変えなきゃいけないってことですね。

立入検査での口頭指摘―資料管理13%

塾長　ちなみに、平成20年１月から12月の規制当局による立入検査では、口頭指摘のうち13%が資料管理についてなされています。これは取引審査に引き続いて２番目に多い指摘を受けています。文書管理や書類の保存は資料管理と同じ意味ですよ。

生徒Y　…立入検査って何ですか？

生徒M　以前の寺子屋塾で、平成18年３月３日に輸出関係団体の長あてに「安全保障貿易に係る輸出管理の厳格な実施について」が経済産業大臣名で出されたことを習いました。そこで「外為法の遵守状況についての調査」の一環として、規制当局は当面、100社を目途に抜き打ち的に立ち入り検査を行うと宣言していましたよね。何だか警察の事件捜査みたいですが…。不正輸出が疑われているような、そんな気がします。

塾長　そんなに怖がる必要はありませんよ。きちんと輸出管理体制ができているか、該非判定も含めた取引審査ができているか等を確認するために行われます。ただ、準備から当日まで時間や人員が取られてしまうため、これは企業がいつも頭を悩ませているイベントの一つ、と言われています。規制当局の担当官が工場やオフィスにやって来て、取引審査の妥当性から書類の記入漏れまで細かく見られますからね。

生徒M　そこで何か問題があったら、口頭指摘を受けることになるのですね。

塾長　そうです。普段からしっかりやっていれば問題ないのですが、不備事項があった際には「企業の代表権を有する者から弁明書及び改善誓約書の提出を求める」と規定されているので、十分留意

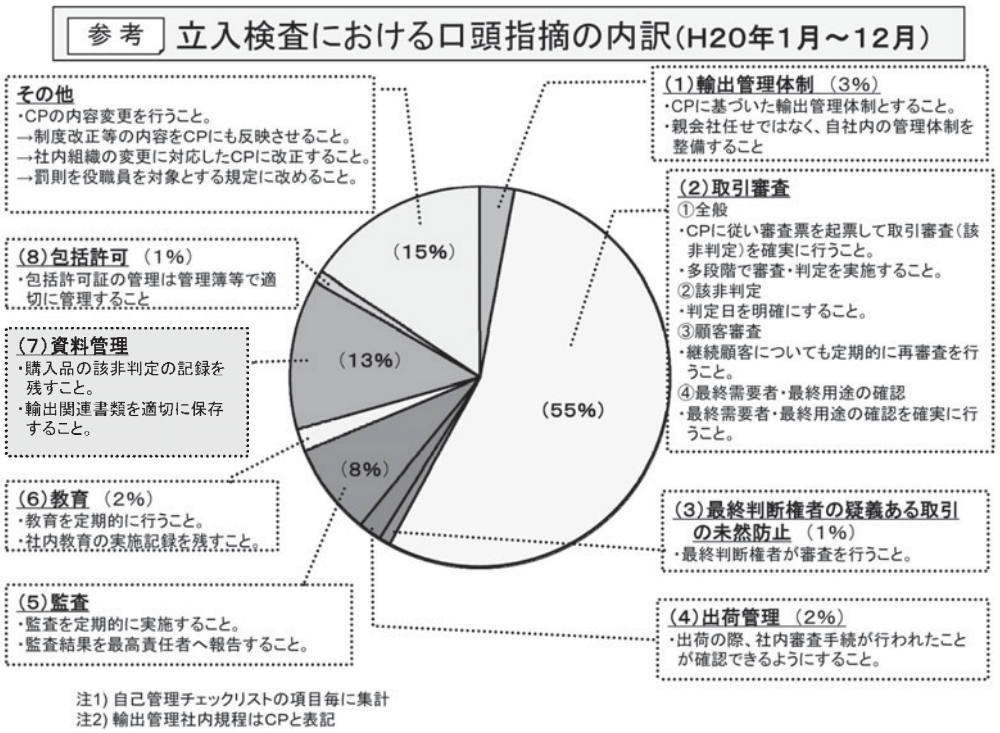

（出所）経済産業省資料「法令遵守のポイント」

してください。ちなみに立入検査はCP登録の有無に関わらず、毎年行われていますよ。

文書管理の法的根拠とは？

生徒Y　あれ？さっきの外為法改正の説明では、「書類の保存は法令上の義務はない」とおっしゃいましたよね？なのに立入検査では「資料管理がなっとらん！」と指摘されるのですか?!

塾長　まぁまぁ（笑）。ご存知のことと思いますが、日本の輸出管理は『自主管理』が基本です。歴史を振り返りますと、昭和62年に当時の通産省から「輸出関連法規の遵守徹底について」という文書が出されましたね。現在、CPに盛り込まなければならない項目は、社内規程届出様式の別紙１を見ていただければ分かるかと思いますが、外為法等遵守事項の「Ⅱ　個別事項」に「６　文書管理」が定められています。また、CP登録企業は毎年、「企業概要・自己管理チェックリスト」の提出を行なっています。

生徒M　自己管理チェックリスト？

塾長　ちょっとごちゃごちゃしているようなので、文書保管の項目は、CPや輸出者等遵守基準にどのように規定されているのか見てみましょう。以下の表中の太字の部分です。

生徒Y　なるほど。こうしてみると遵守基準のほうはシンプルですね。

塾長　「包括許可取扱要領」の別紙１にも同様の内容が書かれています。文書管理は包括許可条件のひとつとして位置付けられていますからね。そして少し見づらいかも知れませんが、記載注意事項が盛り込まれた「企業概要・自己管理チェックリスト」の例を紹介しておきます。

生徒M　なるほど、改善時期や未実施の理由等、結構細かく報告しなければならないのですね。

塾長　毎年、このチェックリストを経済産業省に提出することは、CPの更新あるいは包括許可の更新に必要不可欠なことです。

生徒Y　毎年なんですか！

	輸出管理社内規程（外為法等遵守事項）	輸出者等遵守基準
根拠	輸出管理社内規程の届出様式等について　別紙１	輸出者等遵守基準を定める省令第１条
内容	１．輸出管理体制 　組織を代表する者を輸出管理の最高責任者とし、輸出管理に関する業務分担及び責任範囲を明確にすること。 ２．取引審査（該非判定を含む。） （１）取締役又はこれに相当する者が取引審査の最終判断権者となり、疑義ある取引の遂行を未然に防止すること。 （２）該非判定に関して手続きを明確にし、実施すること。 （３）顧客に関する審査に関して手続きを明確にし、実施すること。 （４）需要者及び用途の確認を行うこと。 ３．出荷管理 （１）出荷時に貨物等と書類との同一性の確認を行うこと。 （２）通関時の事故がおきた場合には、輸出管理部門に報告すること。 ４．監査	①　組織の代表者を輸出管理の責任者とすること。 ②　組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。 ③　該非確認に係る責任者及び手続を定めること。 ④　リスト品の輸出等に当たり用途確認及び需要者確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。 ⑤　出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。 ⑥　輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。 ⑦　輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。 **⑧　関係文書を適切な期間保存するよう努めること。** ⑨　法令違反等があった際は、速やかに経済産業大臣に報告し、再発防止のために必要な措置を講ずること。

	輸出管理の適正執行を確認する監査体制を設け、定期的に実施すること。 5．教育 職員に輸出管理関係の教育を実施すること。 6．資料管理 （1）輸出管理手続書類に事実を正確に記載すること。 （2）輸出管理書類を輸出時・提供時から少なくとも7年間保存すること。(ただし、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号)別表第1又は外国為替令（昭和55年政令第260号)別表それぞれの5の項から16の項までの中欄に掲げる貨物又は技術については、輸出時又は提供時から少なくとも5年間保存すること。) 7．子会社・関連会社の指導 子会社・関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行っていること。 8．違反 法令違反が判明した場合に速やかに関係官庁に報告し、必要に応じ関係者に厳正な処分を行うこと。	

企業概要・自己管理チェックリスト（一部）

書類						
6－1	輸出関連書類に事実を正確に確認し記載するものとなっているか。		①輸出管理規程上定められている ②輸出管理規程以外の規程で定められている ③審査票などの重要書類については定められている ④定められていない		（ア）全ての担当部門で必ず行っている （イ）一部に実行していない部門があったが改善し､現在は必ず行っている （ウ）一部に実行していない部門がある （エ）まだ実行していない	
6－2(1)	輸出関連書類が輸出又は役務提供後7年以上(注)保存されるよう定められているか。 （注）ただし、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1、外国為替令(昭和55年政令第260号）別表それぞれの5の項から16の項までの中欄に掲げる貨物又は技術については、輸出時又は提供時から5年以上。以下この項目の「A欄　規程上の取扱」及び「B欄実際の取組」において同じ。		①輸出管理規程上7年以上保存されるよう定められている ②輸出管理規程以外の規程で7年以上保存されるよう定められている ③規程が定められていない ④他者の規程を適用して7年以上保存されるよう定められている		（ア）全ての輸出関係書類を7年以上保存している(または7年以上保存する体制を整えている) （イ）一部に実行していない部門があったが改善し､現在は全て7年以上保存している(または7年以上保存する体制を整えている) （ウ）一部に保存していない書類がある （エ）まだ実行していない	
6－2(2)	輸出管理関係資料の保管責任部門は明確か。	有・無		有・無		

（出所）経済産業省「輸出管理社内規程の届出様式等について（様式3）」

塾長　そうですよ。「毎年７月１日から７月31日までに」と提出するよう、社内規程届出様式で定められています。

関連書類にはどんなものがあるの？

生徒Y　輸出管理だけではなくて、引合いから出荷にいたるまで、輸出に関する書類は山ほどありますよね。ズバリ、何を保管していればいいのですか？

生徒M　確かに、いくら電子化が進んだとはいってもペーパーワークは多いのが現状です。一応、申請書類や取引審査の記録はPDF化して共用フォルダに保存していますが。

塾長　もし何かトラブルに巻き込まれたり、最悪、不正輸出が疑われたりした場合、輸出管理手続きの全てが適切に実施されていたかどうかを実証する上で、唯一の証拠となるのは書類です。Ｙさんには申し訳ないけれども、残念ながら一概にこれ、というのは言えません。当然ですが、企業の取引形態や扱う貨物・技術も違いますし、これから大学等もCPを整備するとなれば、留学生受入に関する書類や秘密保持、特許関係の書類も増えてくることでしょう。

生徒Y　だったら、最低限どこまで保管していればいいのかを教えてください。本誌121号〈取引審査Part３〉（2009年５月）で「文書等告示」の輸出者が入手した文書等について習いました。そこでは、「各種海外情報等の調査結果や取引相手の過去の取引に関する文書であって、輸出する前に、その内容を確認したものが当てはまる」と学びました。たとえば、代理人から「核兵器等の開発等の疑いがある」と電話連絡を受けた場合、その時の電話メモさえも保管しておかねばならないのですか？

塾長　結構、突っ込んだ質問をしますね…。結論は『保管する』です。法律上では書式の規定はありませんし、管理上はメモでも構いません。ただ、メモだと無くしてしまう可能性もありますし、取引審査に関する重要な情報ですから、顧客情報に関する報告書を作成したほうが適切でしょう。

生徒M　口頭で取引が成立してしまうことが多々あります。それも文書保管の対象になるのですか？

塾長　なります。口頭や電話といった契約書の取り交しが無い場合でも、取引の開始になりますからね。

生徒Y　うっかり破棄してしまったら…と考えると、普段扱っている書類にも非常に気を使わなきゃならないんですね。では、通常、企業ではどのような書類を保管対象としているのですか？

塾長　あるメーカーでは、以下の文書を保管対象としているようです。参考にしてください。

【あるメーカーの対象文書】
- 監査の実施記録
- 教育の実施記録
- 該非判定審査の記録
- 該非判定リスト
- 規制貨物・技術の輸出等に係る注文書
- 輸出許可証及びその添付書類
- 役務取引証及びその添付書類
- 取引審査の記録
- 顧客審査の記録
- インボイス
- 出荷管理の記録

また、『安全保障貿易管理ガイダンス』（2009年６月）では、以下のような文書を挙げています。あくまでもこれは一例で、全てを網羅する必要はありません。企業の取引形態によって書類が違うでしょうから。なお、太字部分が先ほどＹさんから質問のあった報告書のことですね。

①営業関係
注文書、契約書、取引関係連絡書、打合わせ議事録、顧客に関する調査資料（事業内容・信用状況等）
②輸出・通関関係
インボイス、船荷証券、エアウェイビル、輸出申告書
③輸出等許可申請関係
輸出許可証、役務取引許可証、一般包括許可証、特定包括許可証、特別返品等包括許可証、仲介貿易取引許可証、輸出貨物等が大量破壊兵器等の開発等に用いられることを知った場合における報告書
④自主管理関係
顧客審査シート、用途審査シート、取引審査シート、キャッチオール規制審査シート、不正輸出等防止関係書類、包括許可を利用した貨物の輸出・技術の提供の記録
⑤該非判定関係
該非判定書、該非判定の関係資料（パラメータ・シート等）
⑥法令・規程関係
外為法等の安全保障貿易関連法規・通達集、社内規程集
⑦その他
教育記録、子会社等指導記録、事故報告書、監査報告書、改善勧告書・改善報告書

注意すべきポイント？

生徒Y　私の会社では、中古品を販売する際、仲介商社から該非判定書が必要と要請があったのですが、５年の保存期間を過ぎていたため、破棄されているケースがありました。これは営業担当からものすごく叱られましたが…。

塾長　データベースは便利な機能を備えていますが、その反面、きちんとシステムの長短を知っておかないととんでもないことになりますよ。自動削除していいものと、そうでないものを分けておく、あるいは年に１回は手動でメンテナンスをする、そうしたほうがいいかもしれませんね。

生徒Y　はい。そのときの教訓で、該非判定書は中古品も含め在庫が無くなるまで取っておくこと、部門長が責任者となって、年１回メンテナンスを行うことになりました。

生徒M　私の会社でも、似たようなケースがありました。輸出管理データベースに過去の教育資料や重要な通知を掲載しているのですが、それは全従業員が閲覧できるようになっています。むしろ、閲覧して下さいと推奨しています。ある時期に輸出管理上、該非判定や取引審査で必要となる契約書や技術資料、顧客情報のフォルダを作って、営業部門や技術部門と情報共有と書類作成の効率化のために掲載していたんです。そうしたら、社員の誰かが削除したらしくて…、その時は営業に頼み込んで下請け会社に再度技術資料を送ってもらうようにしました。それも早期発見で大きな事故にはつながらなかったのですが、良かれと思って

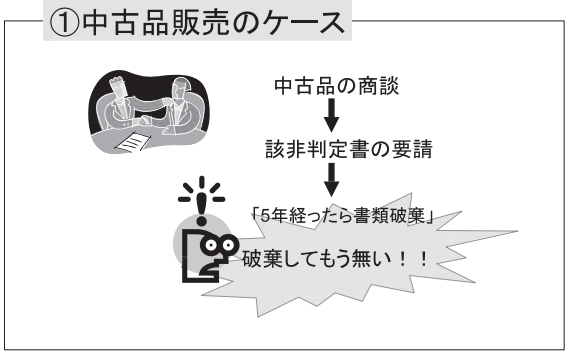

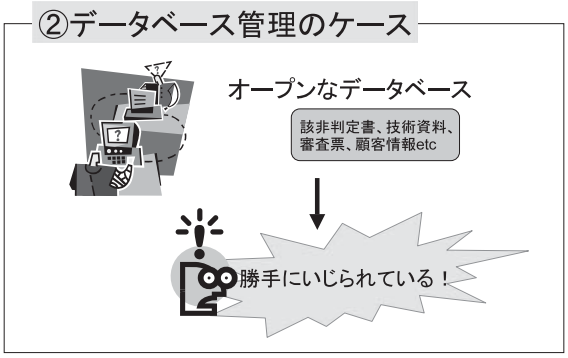

やったことが裏目に出たみたいです。その教訓から、データベースはオープンなものとクローズなものに分ける、パスワードによるアクセス制限を付ける等、情報の一元化をしつつもセキュリティ面での対応に取り組みました。

塾長　そうですか。他にも、例えば課長以上はアクセス可といった役職による細分化をしていたり、ドメイン管理をしているところもあると聞いています。

生徒M　「輸出管理は大事です！」と言う前に、自分の部署の『輸出管理』の不徹底が身に沁みるケースですね…（苦笑）。

「誰が」管理するのか？

生徒Y　先ほどのMさんのケースに出てきていましたが、誰がメンテナンスすることになるのですか？誰でもいじれる…ってわけにはいかないですよね。

塾長　良い質問です。組織内の誰かが間違えて消してしまったり、勝手に追加されたら困りますよね。例えば、出荷承認記録や各種許可証は輸出管理部、通関関係書類は営業部が保管するといったやり方で分担している企業もあります。全ての書類はデータベース内に保管し、追加・変更は各部署の輸出管理責任者が行うそうです。

文書管理

〈ある企業の例〉

書類	管理部署
・出荷承認記録 ・各種許可証	輸出管理部
・通関関係書類	営業部

生徒Y　なるほど。文書管理は『**何を**』『**誰が**』『**どうやって**』保管するかが鍵になってくるですね。それにしてもしっかり者のMさんのところでもヒヤリハットな事例があったなんて、驚きです…。

生徒M　大きな事故につながらなかったので、不幸中の幸いでした（苦笑）。今回の講義は非常に参考になりました。今回の外為法改正説明会では、CPの変更、輸出者等遵守基準の扱いに関する質問が多く出されていましたから。

塾長　そうですか。企業によってはいろんな事例があると思います。そこから教訓を導き出して学んでいく、工夫をする、そうやって企業は昭和62年から22年間、取組んできたわけですから。

　また、今回の外為法改正の輸出者等遵守基準のところで、「輸出等を業として行う者」という新しい概念が出てきていましたよね。『業』とは「社会生活上、反復継続して行われる事務又は事業であり、利益を伴うかどうかを問わない」という広い概念です。これで企業のみならず、海外との交流を行う理工系大学や研究機関等も含まれ得る、とされています。

　施行から数日しか経っていませんが、これから輸出管理がますます重要視されてくる時代になるといってもいいでしょう。

生徒Y　今年もあと１ヶ月足らずとなりました。来年の寺子屋塾はどうなるのでしょうか？

生徒M　まだまだ習っていないことがたくさんあります！

塾長　そうですね。今後は、新しい技術取引規制の話や海外子会社包括制度の話も交えながら、より実務に根ざした講義を行っていきましょう。皆さん、学ぶ姿勢も質問も、だんだんとレベルアップしてきてるのかなという気がしていますよ。来年も自信をつけるべく頑張っていきましょうね。

生徒M／Y　ありがとうございました。

こぼれ話出張記

ニューヨーク 国連本部ビルを訪れて

今日は、10月１日です。国連安保理決議1540号会合でニューヨークの国連本部での会合がある日で、CISTECとして初めて国連本部で発表できる光栄な機会です。数日前からワシントンDCのホテルへ滞在し、昨日は商務省のUpdate会合へ参加し、夕方からジョージア大学のCITS事務所で３人の研究員と打合せ、中国やシンガポールの法制度について最新情報を入手いたしました。今朝は４時に起床してタクシーに乗り、レーガン空港に向かいました。窓から見える景色は夜明けですが晴れで、東京とほぼ同じ気候で15度でした。ワシントンレーガン空港発ニューヨークラガーディア空港行きの６時のシャトル便で、７時半に到着、タクシー30分で国連本部ビルへ到着しました。セントラルパークの南端から東南方向で、ミッドタウンイーストと呼ばれる地域で、マンハッタンのほぼ中央の東に位置します。10月第１週ですが外気は４度で寒く、コートを着ていないのは自分だけに気付き、寒さを凌ぐのと９時からの開門のため、近くの小さなカフェへ入りました。ウェイトレスが元気に「グッドモーニング、先週は各国首脳サミットが開催されたので、警備のため国連近くの道路は封鎖され、店には客が来なかったので、一週間も店じまいだった。お客さんは国連の人かい。文句を言いたいよ。」、朝飯抜きできたことを思い出し、コーヒーとオムレツのセットを頼みました。ビジネス街のど真ん中のため、通勤途上のビジネスマン（ウーマン）が、絶え間なく入り、仕事仲間と数人で訪れ、ヤンキーズの勝敗の話に盛り上がり、コートの襟を立て急いでオフィスに向かっていました。コーヒーを３杯おかわりし、眠気が取れたところで、近くのセントラルパークまで歩いてみました。この周辺は、芸能人などが多く住むエリアで、40年前全米ヒットチャートを賑わしたサイモンとガーファンクルの音楽拠点になっていた場所です。いよいよ、国連本部入場ゲートに向かいました。そこは空港並みの警備の厳しい観光旅行者のゲートをパスし、予め参加登録していたパスポート番号のチェックを経て、観光ルートから外れ、地下一階の安保理会議場へ向かいました。郵便局やギフトショップやカフェテリアなどを通過し、よくテレビで報道される会議場に一時間前の９時に着きました。会議場に入ると、先ず安保理エキスパートのキューピット博士が握手を求めてきました。博士とは、今年６月のイスタンブールでの国際輸出管理会議で同じパネルへ参加しましたので、話が弾みました。また、２月のアジアセミナーへ参加されたジョージア大学のジュリア・ケルソンスキー研究員とも旧交を温め、モントレイ研究所の不拡散研究の第一人者ローレンス・シャインマン教授ともお会いすることが出来ました。CISTECの発表は、16時から20分間でしたが、アジアセミナーやSTC認定試験に関する質問が多く出ました。無事発表も終え、帰路はケネディー空港へ向かいワシントンのホテルへ到着したのは午後11時を過ぎておりました。ニューヨーク日帰りの長い一日でしたが、一生心に残る一日でもありました。

（中尾　寛）

国連本部ビル

輸出管理Q&A

Q&Aでは、輸出管理に関する法令・用語解釈や許可申請手続きの際に出てくる疑問を分かりやすく紹介しています。
CISTECジャーナルバックナンバーも是非お役立てください。

情報サービス・研修部　岸　秀之

QUESTION 1

外為令別表の４の項（１）とそれに対応する貨物等省令第16条第１項の条文の解釈についてご教示下さい。

外為令別表の４の項（１）では、

> 輸出令別表第１の４の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術（下線は質問者）であつて、経済産業省令で定めるもの

と規定されており、これに対応する経済産業省令である貨物等省令第16条第１項の柱書には、

> 外為令別表の４の項（１）の経済産業省令で定める技術は、第３条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

と規定されています。

そこで、貨物等省令第16条第１項のうち、例えば、第九号の規定を見ると、

> 第３条第十三号から第十五号まで若しくは第二十六号のいずれかに該当する貨物を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

と規定されています。

この場合、貨物等省令第16条第１項第九号は、外為令別表の４の項（１）の政令の規定にもあるとおり、やはり「係る技術」が規制されていると考えればよいのでしょうか。

ANSWER 1

いいえ、この場合、外為令別表の４の項（１）、貨物等省令第16条第１項第九号の「係る技術」は、「必要な技術」に限定されます。

外為令別表の４の項（１）では、「経済産業省令で定める技術」と規定され、それを受けた貨物等省令第16条第１項柱書には、

> 外為令別表の４の項（１）の経済産業省令で定める技術は、第３条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち（二重下線は筆者）、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

と規定されています。

貨物等省令第16条第１項第九号は、貨物等省令第16条第１項柱書中の「次のいずれかに該当するもの」の一つですので、第九号中の「係る技術」は、「必要な技術」に限定されることになります。

QUESTION 2

ニューヨークにあるアメリカの大手電機メーカーＡと契約し、輸出令別表第１の５の項（16）に該当するビスマレイミドを、Ａとの契約に基づき、上海にある電子部品加工メーカーＢに全量輸出することになりました。

当該ビスマレイミドは、上海のメーカーＢがすべて、電子レンジの回転部品や複写機の軸受部品等に加工された後、メーカーＡの上海工場で、電子レンジ等に組み立てられ、製品となって、すべてニューヨークのメーカーＡに輸出される予定です。

当該ビスマレイミドを輸出する場合、輸出許可申請書の「取引の明細」には、（１）買主名は、アメリカのメーカーＡ、（２）荷受人は、上海のメーカーＢ、（３）需要者は、アメリカのメーカーＡなので、「買主と同じ。」と記入すればよいのでしょうか。

ANSWER 2

輸出許可申請書の「取引の明細」への記入内容は、契約書の内容が基本となります。したがって、上記の内容が契約書に記載があるとすれば、（１）買主名は、アメリカのメーカーＡ、（２）荷受人は、上海のメーカーＢ、（３）需要者は、「荷受人と同じ。」と記入することになります。

需要者については、運用通達の別表第３の１－３－３に、「貨物を費消し、又は加工する者であって、契約書に記載されている名称・住所を記載する。」と規定されていることから、この場合、需要者は、メーカーＢとなります。

なお、運用通達の別表第３の１－３－３には、「輸出時点から全く形状、性質が変更された物を費消し、又は加工するものは、ここでいう需要者には該当しない。」と規定されていることから、アメリカのメーカーＡは、需要者にはあたりません。

QUESTION 3

引張強さが20度の温度において470メガパスカルのアルミニウム合金の正方形の板10枚（縦横100ミリメートルで、厚さが10ミリメートル）をアメリカの自動車メーカーの研究所に近々輸出する予定です。

当該アルミニウム合金の板は、輸出令別表第１の２の項（17）、貨物等省令第１条第二十二号イの「外径が75ミリメートルを超える棒」に該当するのでしょうか。

ANSWER 3

輸出令別表第１の２の項（17）、貨物等省令第１条第二十二号イでは、

> アルミニウム合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが20度の温度において460メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートルを超える棒又は円筒形のもの

を規制しています。

ただ、「外径が75ミリメートルを超える棒」については、運用通達に用語の解釈があり、

> 外径が75ミリメートルを超える円筒形のものをつくることができる円柱形のもので、外径に比し長さの長いものをいう。

と規定されており、当該アルミニウム合金の正方形の板（縦横100ミリメートルで、厚さが10ミリメートル）は、通常、これに該当しないことから、輸出令別表第１の２の項（17）、貨物等省令第１条第二十二号イには該当しません。

日本安全保障貿易学会

学　会　便　り

日本安全保障貿易学会（英文名称Japan Association of International Security and Trade）は、安全保障貿易管理に関心を持つ産業界、官界、学界の関係者によって、国際的視野に立った安全保障貿易管理に関する研究を推進し、産官学相互間の情報交換と知的交流を通じ、安全保障貿易に関する学術研究の促進と啓蒙普及を目的として2005年５月31日に設立されました。当面、事務局をCISTEC内に置きCISTECジャーナルの本コーナー及びCISTECホームページhttp://www.cistec.or.jp/jaist上で活動状況をお知らせいたします。

本コーナーに関するお問い合わせは、Eメール：jaist@cistec.or.jp、または電話：03-3593-1146までお願いいたします。

日本安全保障貿易学会事務局

日本安全保障貿易学会第５回総会報告

今年度総会は、９月27日（日）に第９回研究大会と併せて早稲田大学で開催され、昨年度の活動報告に引き続き、本年度の活動計画、会計報告、第３期の役員人事、が承認されました。第３期の会長には浅田正彦幹事（京都大学）が選出され、新幹事の佐藤丙午会員（拓殖大学）も迎えて第３期の役員体制が発足いたしました。第２期幹事会同様、絶大なるご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。また、今年度も、２回の研究大会に加えて、第16回アジア輸出管理セミナー（2010年１月26－28日開催予定）においても、学会とアジアの安全保障貿易専門家との交流セッションを予定しています。詳細が決まり次第、ご案内いたしますので、会員の皆様の積極的な参加を期待しています。

2008－09年度は、「大学における輸出管理」に関連したトピックを、合計３回にわたって取り上げ、集中的に議論することができました。この問題を取り上げた最初の研究大会には大学の関係者の参加すら見られなかったのが、３回目（第９回研究大会）においては、多くの大学関係者が参加され、内容の濃い議論ができるまでになったことを大変喜ばしく思っています。特に、学会、経済産業省、CISTEC及び大学が、それぞれの立場から連携しながら、大学における輸出管理体制の確立に向けて努力を重ね

浅田正彦新会長挨拶

総会風景

ることができ、この学会の特質である、産学官の協力を不十分ながらも実現させることができました。まだまだ道半ばですが、今後もこのような産学官の協力体制を続けることが、当学会の社会への貢献度を高めることにつながると信じております。また、この２年間に安全保障貿易管理の社会での認知度自体も確実に高まり、学会の会員数も増加傾向にあります。年々その重要度が高まる安全保障貿易の分野で、産学官の壁を取り払った研究と議論の場の中心として、学会が機能し続けることを願ってやみません。

当日の配付資料※

１．第５会総会議案
２．2008年度活動状況
３．2008年度（2007/４/１～2008/３/31）学会の収支について

最後になりますが、第２期幹事会の責任者といたしまして、これまで皆様からいただきましたご協力に重ねて感謝申し上げますとともに、第３期幹事会の下でさらなる発展を実現するために引き続きご支援を賜りますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

2009年９月　　日本安全保障貿易学会
第２期会長　村山　裕三

以上

※当日の配布資料は学会ホームページ（http://www.cistec.or.jp/jaist/index.html）上で公開していますのでご参照ください。

第９回日本安全保障貿易学会研究大会終了

第９回日本安全保障貿易学会研究大会は、2009年９月27日（日）に早稲田大学にて開催され、当日は約100名の参加者があった。今回は、自由論題への応募がなかったため､午後の部のみの開催となった。午後の部は、共通テーマに「輸出管理の新動向」を掲げ、第１セッションでは最近特に関心が高まっている大学における輸出管理を含めた「技術の輸出管理」を取り上げ、また午後の部の第２セッションでは「ヒトとカネをめぐる経済制裁と輸出管理」について発表が行われた。午後の２つのセッションを通じて、輸出管理の現状や課題などについての報告に続き、フロアからも多くの質問・意見が出され、産、学、官を交えた白熱した議論が展開された。いずれのテーマも、輸出管理の新たな動向を扱った現実に即したトピックであり、密度の濃い議論が行われたことが印象的であった。

2009年10月　　日本安全保障貿易学会
会長　村山　裕三

会場風景

日本安全保障貿易学会　第９回研究大会プログラム

日時：2009年９月27日（日）13：30～17：30
会場：早稲田大学　早稲田キャンパス18号館　国際会議場３階　第１会議室
（東京都新宿区西早稲田１－６－１）

共通テーマ：「輸出管理の新動向」

第１セッション：「技術の輸出管理」…… 13：30～15：30

報告者：飯田　圭哉氏（経済産業省）
「外国為替及び外国貿易法の改正について」（Amendment of The Foreign Exchange and Foreign Trade Act）

報告者：稲村　國康氏（東芝）
「東芝における技術の輸出管理」（Technology Transfer Controls in Toshiba）

報告者：鈴木　寿氏（中央大学）

村山会長開会挨拶

第１セッション
「外国為替及び外国貿易法の改正について」

第１セッション
「東芝における技術の輸出管理」

第１セッション
「大学における高度技術の不適切な海外流出を防ぐ実効的方策」

「大学における高度技術の不適切な海外流出を防ぐ実効的方策」
（Effective Measures to Prevent Improper Overseas Drain of Advanced Technologies in University）
討論者：平井　進氏（東北大学大学院）
司会　：村山　裕三氏（同志社大学）

休憩　15：30〜16：00

第１セッション　質疑風景

第２セッション：「ヒトとカネをめぐる経済制裁と輸出管理」…… 16：00〜17：30
報告者：山本　武彦氏（早稲田大学）
「経済制裁と輸出管理－経済制裁の過去・現在・未来と輸出管理」（Economic Sanctions and Export Control: The Past, and Current Lessons of Economic Sanctions and the Future Role of Export Control）
報告者：尾崎　寛氏（三井住友銀行）
「経済制裁の日米比較〜マネーロンダリング規制を例にして」（Economic Sanctions Enforcement Framework　:A Comparison between the US and Japan）
討論者：河本　志朗氏（公共政策調査会）
司会　：浅田　正彦氏（京都大学）
「経済制裁と輸出管理－経済制裁の過去・現在・未来と輸出管理」（Economic Sanctions and Export Control: The Past, and Current Lessons of Economic Sanctions and the Future Role of Export Control）

第２セッション
「経済制裁と輸出管理ー経済制裁の過去・現在・未来と輸出管理」

第２セッション
「経済制裁の日米比較〜マネーロンダリング規制を例にして」

※報告者のレジメは学会ホームページ（http://www.cistec.or.jp/jaist/index.html）に掲載されていますのでご参照ください。

CISTEC　安全保障輸出管理委員会

委　員　会　便　り

調査研究部

CISTECでは、経済活動と調和した的確且つ合理的な我が国の輸出管理制度の実現とその円滑な実施を目指し、「安全保障輸出管理委員会」を設置し、分野別に活発な活動を行っております。賛助会員等からなる２部会９専門委員会25分科会体制の下で、ワーキンググループ（WG）を含めると年間300回以上の会合を行い、安全保障輸出管理制度・手続き及び規制リストに関する我が国産業界の意見を取りまとめ政府へ提言するとともに、企業の輸出管理実務を支援するガイダンス等の作成に取り組んでいます。これらの活動を行っている部会、専門委員会、分科会の開催状況を以下にご紹介します。各会合の具体的内容については、賛助会員コーナーの委員会便りでご紹介しています。

ご質問等は、以下宛にお願いします。

調査研究部（E-mail:research@cistec.or.jp、電話：03-3593-1146）

【平成21年度（10月～22年１月）の活動】

◆10月７日（水）

◇第５回先端材料関連分科会

・WA秋会合結果説明
・ガイダンス原稿確認
・レジーム改正課題検討
・WGについて
・その他

◆10月16日（金）

◇第４回計測器分科会

・WA９月専門家会合の結果報告
・WA2008年度合意内容の確認と課題の検討
・WAと国内法令との対比表の検討
・その他

◆10月19日（月）

◇第２回コンピュータ分科会

・WA2009
　９月会合結果報告
・パラメータシート改訂版について説明
・ガイダンス改訂版について説明
・年度初めアンケートにあった事項（スキャナーとAD変換機能、マニュアルを単独で提供する場合の規制）の検討・議論
・その他

◆10月20日（火）

◇第３回測定装置分科会

・前回議事録確認
・第３回材料加工委員長主査会議報告
・2009年WA専門家会合報告
・材料加工ガイダンス改訂案の報告
・輸出令６の（８）の解釈について検討
・欧米規格・国際レジーム・政省令対応表検討
・その他

◇第３回工作機械分科会

・来賓ご挨拶
・WG活動内容について
・位置決め精度申告値及び事前同意に関するパブコメについて
・その他

◆10月21日（水）

◇第３回ロボット分科会

・ウェハー搬送用真空ロボットの取り扱いについて

・ソフトウェアの解釈の明確化
・ガイダンス改定案について
・その他（包括許可取扱要領の改正等に関するパブリックコメントについて）

◆10月22日（木）

◇第３回化学製剤・生物系材料分科会

・AG総会の報告
・化学品WGの活動
・別表第２関連ガイダンスの検討
・演習問題集
・自衛隊装備品などの見学研修会（百里基地）
・技術動向調査テーマ（合成生物剤、テロ用化学製剤、他）
・その他

◆10月27日（火）

◇第２回生物・化学兵器製造装置分科会

・AGロンドン専門家会合報告
・ガイダンス改訂スケジュール、改訂内容検討
・その他

◇第３回センサー・レーザー／レーダー・航法合同分科会

・WA会合結果
・ガイダンス改訂について
・その他の検討課題について

◆10月28日（水）

◇第３回国際交流分科会

・米国対話WG活動の中間報告と予定
　―11月の米国政府および産業団体との対話
　―その他

◇第３回制度・手続分科会（税関説明会）

・輸出申告等税関手続き要領と税関審査からの留意点・注意点について
　―ハンドキャリー時の注意事項・留意事項
　―JETRASとNACCSの総合新システムの税関から見た改善内容・メリット―事後監査の監査基準（特にセキュリティ管理）、等
　〔講師：東京税関　業務部　通関総括第四部門　降幡統括審査官殿〕
・安全保障輸出管理の観点での輸出通関事故、通関上の不備事例と企業の注意点について
　〔講師：東京税関　業務部　通関総括第四部門　降幡統括審査官殿〕
・特定輸出申告制度の運用状況と今後の見通しについて
　―特定輸出申告制度への取り組みにおける共通的な課題と改善策について
　―特定輸出申告制度と特例輸入申告制度の運用状況、AEO相互認証の進捗等について
　〔講師：東京税関　業務部　AEOセンター　南里認定事業者管理官殿〕
・質疑応答
　税関に説明会に先立ち、税関への確認事項・質問事項を委員各位にアンケート調査し、この内容を踏まえた講義・質疑応答とさせていただきます。
・その他

◆10月30日（金）

◇第６回半導体製造装置・材料分科会

・WA９月会合結果報告
・WA2010への提案
・その他

◇第３回軸受分科会

・新規Q＆Aの検討
・軸受けに関する政省令の改善提案の検討
・国際レジーム、欧米規制リスト、政省令の対照表の件
・その他（特定子会社包括許可制度の新設等、制度改正について）

◆11月５日（木）

◇第６回先端材料関連分科会

・レジーム改訂課題検討
・政省令等改訂課題検討
・WGについて
・その他

◆11月11日（水）

◇第４回材料加工専門委員会委員長主査会議

・分科会活動報告
・ガイダンス・国際レジーム／政省令対比表等共通課題について
・その他（特定子会社包括許可等について、他）

◆11月12日（木）

◇第４回航空宇宙分科会

・航空宇宙関連産業界の最近の動向を踏まえて、我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化について調査・検討・提言

・2009年版「航空宇宙関連資機材」ガイダンス上巻（MTCR編）・下巻（WA編）について

・航空宇宙関連施設の実地研修の施設と実施時期について

―第３回分科会で承認頂いた「陸上自衛隊の下志津駐屯地」を12月中旬の午後半日程度で実施予定。（同駐屯地内にある高射学校は陸上自衛隊の職種学校であり、陸上自衛隊で運用する地対空ミサイルが揃っている。また、同駐屯地内にある第２高射特科群第334高射中隊は03式中距離地対空誘導弾（国産の地対空ミサイルシステムでは最新）の実践部隊になっている。）

・その他

◆11月13日（金）

◇第４回核・原子力分科会

・原子力関連産業界の最近の動向を踏まえて、我が国の輸出管理制度・手続きの適正化、合理化について調査・検討・提言

―原子力関連産業界での適正化・合理化したい項目と内容について抽出・検討し、産業界の総意として緩和・明確化について提案

・2009年版「核・原子力関連資機材」ガイダンスについて

・核・原子力関連施設の実地研修の施設と実施時期について

―第３回分科会で承認頂いた「（独）日本原子力研究開発機構那珂核融合研究所のJT-60等の核融合研究関連施設とJ-PARCセンターの大強度陽子加速器施設」を１／12（火）～１／15（金）or１／18（月）～１／22（金）のいずれかの13：00－17：00に実施予定。

・その他

◆11月20日（金）

◇第５回半導体・集積回路分科会

・WA９月会合結果の報告

・来年度WA提案について

・集積回路に係わる提供技術の技術分類と該非判定ガイド（事例）について

・その他

◆11月27日（金）

◇第２回自主管理分科会

・モデルCP WG活動中間報告

・海外拠点WG活動中間報告

・その他

◆12月３日（木）

◇第４回工作機械分科会

◆12月８日（火）

◇第４回ロボット分科会

◇第４回化学製剤・生物系材料分科会

◇第７回先端材料・関連分科会

◆12月９日（水）

◇第５回計測器分科会

◆12月15日（火）

◇第４回測定装置分科会

◆１月20日（水）

◇第８回先端材料関連分科会

◆ 国 内 法 令 関 連 ◆

実務演習コース

＜該非判定＞

8 月28日（金）長野：ホテルモンターニュ松本

9 月17日（木）福岡：福岡商工会議所

概　要

8 月28日及び 9 月17日、長野及び福岡において該非判定に関する研修会を開催した。のべ83名の皆様にご参加いただいた。

ご参加いただいた方からは、概論から実際の該非判定帳票の記入方法まで説明を行ったことで、実務の参考となり、どこに留意すべきかを把握できた、との声をいただいている。今後は、2 月に横浜および名古屋、3 月に盛岡にて開催を予定している。

項目別対比表作成の様子

9：00〜10：30

該非判定の基礎
―この品目はどこで規制されるか編―

CISTEC
情報サービス・研修部　次長　中尾　寛

10：45〜12：15

規制リストの見方と帳票の書き方

CISTEC
情報サービス・研修部　研究員　小野　純子

13：15〜14：45

該非判定の実務と演習
―実務の解説―

CISTEC
調査研究部　主任研究員　井上　道也

15：00〜16：00

該非判定の演習

CISTEC
調査研究部　主任研究員　井上　道也

16：00〜16：40

演習の解説

CISTEC
調査研究部　主任研究員　井上　道也

16：40〜　輸出管理個別相談（希望者のみ）

講師全員

◆ 国 内 法 令 関 連 ◆

安全保障貿易管理研修会

＜秋期：輸出管理基礎コース＞
10月14日（水）大阪：大阪天満研修センター
10月16日（金）東京：東京ビッグサイト

概　要

10月14日及び10月16日、東京及び大阪において、輸出管理の基礎に関する研修会を開催した。両都市でのべ680名の方々にご参加いただいた。同研修会では、国際レジームやWMD拡散の概要から該非判定や許可申請方法等の基本的内容に加えて、最近の外為法改正の講義も行った。また、３時限目のケーススタディを用いた講義では、輸出者が誤解しやすい事例紹介と解説を行い、参加者からは非常に参考になったとの声を頂いた。

10：～12：00

概論

CISTEC
情報サービス・研修部　次長　中尾　寛

13：00～15：00

輸出規制の枠組みと法制度

CISTEC
輸出管理アドバイザー　森本　正崇

15：20～16：45

該非判定の基礎

CISTEC
情報サービス・研修部　研究員　小野　純子

16：45～17：00

DVD「安全保障貿易管理」上映

現在のWMD拡散状況について

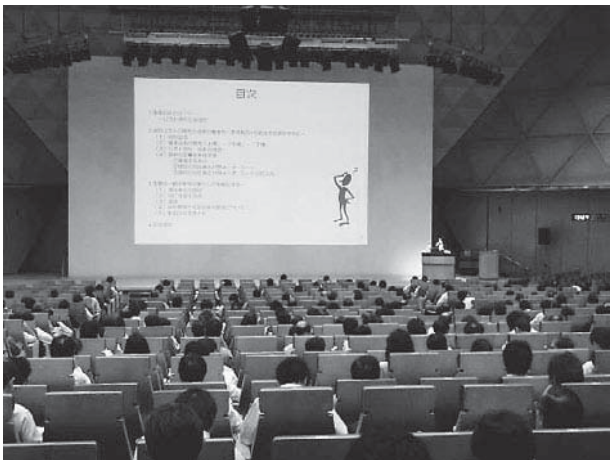

３時限目のケーススタディ

◆ 国 内 法 令 関 連 ◆

外為法改正説明会

10月７日：大阪　10月８日：名古屋
10月９日：東京　10月13日：高松
10月14日：広島　10月15日：福岡
10月19日：札幌　10月21日：仙台
10月23日：沖縄

概　要

10月７日から10月23日までの間、外為法改正に関する説明会を全国各地で実施し、のべ2,400名の方々にご参加いただいた。11月１日の施行に向けて、関係省令、通達等を踏まえ、経済産業省の担当官から詳しくご説明いただいた。今回は従来の東京・大阪・名古屋地区に加え、全国の輸出企業等においても理解を深めていただくため、各経済産業局の所在地においても開催した。

なお、説明会での質疑応答の内容は、本誌「輸出管理NEWS」にまとめている。

経済産業省担当官による説明

質疑応答の様子

◆ 海 外 法 令 関 連 ◆

安全保障貿易管理研修会

＜国連安保理・米国輸出管理動向＞
2009年11月12日（木）東京：ベルサール神田

概　要

11月12日、東京において海外動向に関する研修会を開催した。のべ300名の皆様にご参加いただいた。「BIS Update2009」（９月下旬、ワシントンD.C.）での最新動向、及び「国連安保理1540会合」（10月１日、ニューヨーク国連本部）での講演内容に関する報告会である。国連安保理1540会合では、CISTECが日本の輸出管理機関代表として招聘され、CISTECの役割や今後の課題等について講演を行った。

13:30〜14:30

安保理決議1540号の動向

CISTEC
情報サービス・研修部　次長　中尾　寛

14:50〜16:30

米国輸出管理規制動向
（BIS Update 他）

CISTEC
情報サービス・研修部　次長　中尾　寛

この研修会は競輪の補助金を受けて開催いたしました。

◆なお、下記のホームページに各国NGOの取組みや輸出管理に関する最新の調査報告等の全プレゼン資料が掲載されている。
スタンレー財団URL：http://www.stanleyfoundation.org/articles.cfm?ID=592

CISTEC　安全保障貿易情報センター

平成21年度　研修会スケジュール

平成21年11月16日

月	日	曜	内　　容	対　象	場　　所
4	21	火	春期：輸出管理基礎コース	初級	東京（東京ビッグサイト）
	23	木	春期：輸出管理基礎コース	初級	大阪（天満研修センター）
5	18	月	責任者講演会（賛助会員対象）	賛助会員	東京（虎ノ門パストラルホテル）
	25	月	適格説明会ー午後―		大阪（大阪国際会議場）
	26	火	適格説明会ー午後―		名古屋（名古屋国際会議場）
	27	水	実務演習コース＜取引審査／監査・教育＞	初中級	横浜（パシフィコ横浜）
	28	木	適格説明会ー午前・午後各１回―		東京（東京ビッグサイト）
	29	金	実務演習コース＜取引審査／監査・教育＞	初中級	名古屋（愛鉄連厚生年金基金）
6	29	月	STC Associate認定試験		東京（東京ビッグサイト）
	29	月	STC Associate認定試験		名古屋（名古屋国際会議場）
	29	月	STC Associate認定試験		大阪（大阪国際会議場）
	30	火	実務演習コース＜該非判定＞	初中級	東京（ベルサール神田）
7	3	金	実務演習コース＜該非判定＞	初中級	大阪（天満研修センター）
	28	火	米国輸出管理規制＜EAR＞	初中級	東京（ベルサール神田）
8	4	火	米国輸出管理規制＜EAR＞	初中級	大阪（大阪国際会議場）
	27	木	夏期特別講座＜最新海外輸出管理事情＞	初中級	東京（ベルサール神田）
	27	木	海外アウトリーチセミナー inベトナム		ベトナム
	28	金	実務演習コース＜該非判定＞	初中級	松本（ホテルモンターニュ松本）
9	10	木	海外アウトリーチセミナー in台湾		台湾
	10～16		外為関連法令改正説明会		大阪(9/10)／名古屋(9/11)／東京(9/16)
	17	木	実務演習コース＜該非判定＞	初中級	福岡（福岡商工会議所）
10	14	水	秋期：輸出管理基礎コース	初級	大阪（天満研修センター）
	16	金	秋期：輸出管理基礎コース	初級	東京（東京ビッグサイト）
	7～23		技術取引規制の見直し等に係る外為法改正説明会		大阪(10/7)／名古屋(10/8)／東京(10/9) ／高松(10/13)／広島(10/14)／福岡(10/15) ／札幌(10/19)／仙台(10/21)／沖縄(10/23)
11	12	木	国連安保理・米国輸出管理動向	中上級	東京（ベルサール神田）
	16	月	適格説明会ー午前・午後各１回―		東京（東京ビッグサイト）
	17	火	実務演習コース＜取引審査／監査・教育＞	初中級	東京（東京ビッグサイト）
	24	火	海外アウトリーチセミナー inインドネシア		インドネシア
	24	火	適格説明会ー午後―		大阪（大阪国際会議場）
	25	水	適格説明会ー午前・午後各１回―		名古屋（名古屋銀行協会）
	30	月	STC Expert／STC Legal Expert認定試験		東京(東京ビッグサイト)／大阪(大阪国際会議場)
12	1	火	分野別研修会＜工作機械＞	初中級	名古屋国際会議場
1	19	火	STC Associate認定試験		東京（東京ビッグサイト） 大阪（大阪アカデミア）
2	中旬		実務演習コース＜該非判定＞	初中級	横浜（開催時期が変更になりました）
	中旬		実務演習コース＜該非判定＞	初中級	名古屋（開催時期が変更になりました）
3	上旬		実務演習コース＜該非判定＞	初中級	盛岡
	中旬		米国輸出管理規制＜EAR＞	初中級	横浜

＊会場・日程は変更になることがございます。申込み受付は、概ね研修会の２ヶ月前を予定しております。
＊上記の他に、各種分野別研修会や法令改正説明会を予定しております。詳細はCISTECホームページをご覧下さい。

CISTEC UP DATE

CISTEC　安全保障貿易情報センター

研　修　会　案　内

日　時	テ　ー　マ	レベル	詳　　細	場所
11.17	**実務演習コース ＜取引審査／監査・教育＞**	初中級	◆取引審査／監査・指導の基礎と実務 ◆企業における輸出管理と取引審査 ◆監査・指導（教育）の実務	東京
11.30	**STC Expert/ Legal Expert 認定試験**		◆受験者共通の法令編（90分 ） ◆貨物・技術編（30分）	東京 大阪
12.1	**分野別研修会 ＜工作機械＞**	初中級	◆中国の工作機械産業の現状 ◆工作機械に関する規制内容（貨物/技術） ◆位置決め精度の測定方法 ◆工作機械の該非判定 ◆最近の制度改正	名古屋
1.19	**STC Associate 認定試験**			東京 大阪

＊なお、プログラム内容は変更になることがございます。
最新情報はCISTECウェブサイトをご覧ください。

◆賛助会員：1名様あたり5,000円（税込、テキスト代込み）
◆一　　般：1名様あたり10,000円（税込、テキスト代込み）

詳細、申込はこちら：http://www.cistec.or.jp/service/seminar/index.html

CISTEC　安全保障貿易情報センター

実務演習コース〈該非判定〉のご案内

該非判定について学んでみませんか？

規制リストの読み方？

「又は」と「若しくは」の違い、
騙されやすい「掲げる」の意味 等

規制の強弱って何？

技術範囲＞貨物範囲？、設計・製造＞使用？、
告示貨物と「項番の強度」等

使用教材（例）

昨年度のテキストを全面改訂し、6月末より平成21年度「実務演習コース＜該非判定＞」がスタートしました。

内容は、規制構造や理由、法令集や対比表の使い方、貨物や技術の該非判定等、基礎から応用まで、**ケース・スタディ**を用いながら分りやすく解説しています。

また、受講者の方には輸出管理に対する総合的な理解を深めていただくため問題演習を行っていただき、それに対して講師がわかりやすく解説をいたします。

さらに研修会当日には、希望者を対象に講師陣による輸出管理に関する＜よろず相談＞も承っております。個別相談では、日頃皆様が抱えている疑問や問題点に対し、ビジネスの課題解決に適したソリューションを提供しております。

今後、横浜、名古屋そして盛岡での開催を予定しております。是非この機会にご参加ください。

【該非判定コース今後の予定】

6/30	東京　開催終了
7/3	大阪　開催終了
8/28	松本　開催終了
9/17	福岡　開催終了
2月	横浜
2月	名古屋
3月	盛岡

【研修会費】

◆賛助会員：1名様あたり 5,000円（税込、テキスト代込み）
◆一　　般：1名様あたり 10,000円（税込、テキスト代込み）

詳細、申込はこちら： http://www.cistec.or.jp/service/seminar/index.html

CISTEC UP DATE

CISTEC　安全保障貿易情報センター

書　籍　案　内

［該非判定帳票］
輸出貿易管理令別表第１・外国為替令別表 項目別対比表2009

会員価格　4,000円（税込）　**一般価格**　8,000円（税込）
平成21年10月発刊

■特色

本書は、平成21年10月１日施行の「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」及び「輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」等の対応版です。

対象項番は以下のとおりです。

貨物：輸出貿易管理令別表第１の１の項より15の項までの貨物
技術：外国為替令別表の１の項より15の項までの技術

＜全項番に対応した該非判定帳票の決定版＞

■目次（抜粋）

第１部　輸出貿易管理令別表第１　項目別対比表
第２部　外国為替令別表　項目別対比表
第３部　参考資料　キャッチオール規制
第４部　FAQ（よくある質問）

◆輸出管理基本情報FAQ（Q１－２）
『項目別対比表・パラメータシート関係法令早見表（貨物・役務）』もご活用ください。
URL：http://www.cistec.or.jp/export/faq/faq.html

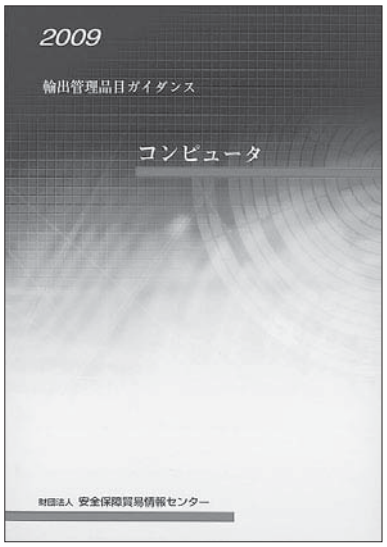

[輸出管理品目ガイダンス]
コンピュータ　2009

会員価格　4,000円（税込）　**一般価格**　8,000円（税込）
平成21年10月発刊

■特色

本書は、2008年から2009年10月にかけて実施された種々の外為法と関連政省令、通達類の改正を踏まえた改訂版です。

2008年３月26日のリスト改正によるアナログデジタル変換機能に関する規制緩和、同８月27日の改正で制定された通常兵器キャッチオール規制、2009年８月28日公布の暗号機能に関する規制強化、及び2009年４月から10月にかけて公布（2009年11月施行）された技術取引規制の見直し、罰則強化等を盛り込んでいます。

また同時に、加重最高性能（APP）に関する詳細な解説を加えたうえ、Ｑ＆Ａでは、ハイブリッド電子計算機とデジタル電子計算機の解釈、及び制御部を持つ機器・装置の該非判定要否の判断についての記述を充実させました。

対象項番は以下のとおりです。

<u>貨物／技術：４の項、８の項</u>

■目次（抜粋）

１．我が国の安全保障貿易管理制度の概要
２．コンピュータのリスト規制に関する政省令の対応関係と注意事項
　２．１　輸出令別表第１及び外為令別表と貨物等省令との対応等
　２．２　リスト規制に関する輸出令と外為令の注意事項
３．コンピュータの規制貨物に関する政省令等
　３．１　輸出令別表第１の８項の項の構造と解釈
　３．２　貨物等省令第７条の構造と解釈
　３．３　輸出令別表第１の８の項関係の用語の解釈と運用
　３．４　輸出令別表第１の８の項関係のパラメータの補足説明
　３．５　輸出令別表第１の８の項以外の解説
４．コンピュータの規制技術に関する政省令等
　４．１　外為令別表の８の項を解釈するための事前の知識
　４．２　外為令別表の８の項の構造と解釈
　４．３　貨物等省令第20条の構造と解釈
　４．４　外為令別表の８の項関係の用語の解釈と運用
　４．５　外為令別表の８の項以外の解説
５．コンピュータのリスト規制に関するＱ＆Ａ
　５．１　貨物関係（貨物等省令第７条他）
　５．２　技術関係（貨物等省令第20条他）

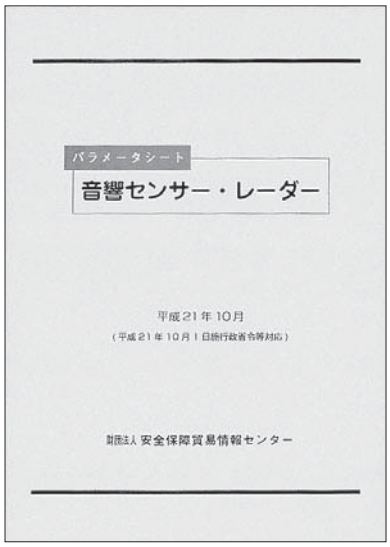

該非判定帳票
音響センサー・レーダー　2009

会員価格　1,400円（税込）　**一般価格**　2,800円（税込）
平成21年10月発刊

■特色

本書は、平成21年10月１日施行の経済産業省令第46号（＊）に対応した該非判定帳票です。
（＊輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規程に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令）

また、輸出管理品目ガイダンスを該非判定帳票作成の際の参考書としてお使いください。

■目次（抜粋）

・音響センサー及び関連する技術
　＊輸出令別表第１の10の項（１）
　　輸出令別表第１の15の項（５）
　　外為令別表10の項（１）
　　外為令別表15の項（１）及び（３）

・レーダー又はその部分品及び関連する技術
　＊輸出別表第１の10の項（11）
　　輸出別表第１の15の項（７）
　　外為令別表10の項（１）、（２）、（６）
　　外為令別表15の項（１）

【総合DB〈該非判定コーナー〉のご案内】
CISTECでは、「項目別対比表」および「パラメータシート」をExcel、Word、PDF形式で提供しています（有償）。このため、該非判定帳票を電子的に起票・保存できるため、文書管理に大変便利です。また、常に最新の法令に対応しています。

項目別対比表サンプル（Excel）

外為法改正に関する解説本

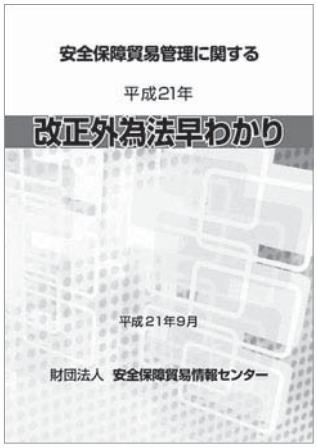

一般　1,200円（税込）
会員　　800円（税込）

「平成21年　改正外為法早わかり」

◆Q&A方式、主要ポイントが分かる！

Ⅰ　外為法改正の背景と内容
Ⅱ　技術移転規制の強化について
Ⅲ　仲介取引規制について
Ⅳ　輸出者等遵守基準について
Ⅴ　罰則強化について
Ⅵ　規制緩和、その他

一般　4,000円（税込）
会員　3,000円（税込）

「平成21年　改正外為法の解説」

◆改正に至った背景から逐条的解説まで、詳細に解説

第1章　平成21年外為法改正について（技術移転、罰則等）
　1　平成21年外為法改正の意義と背景
　2　改正条項の解説
　3　産業構造審議会　安全保障貿易管理小委員会とりまとめを踏まえた条文上の手当
　4　法令改正についてのQ&A
　5　従来の法規制と改正法の規制との比較
第2章　外為法の全体像
　1　外為法の体系と概要
　2　外為法改正経緯
参考資料

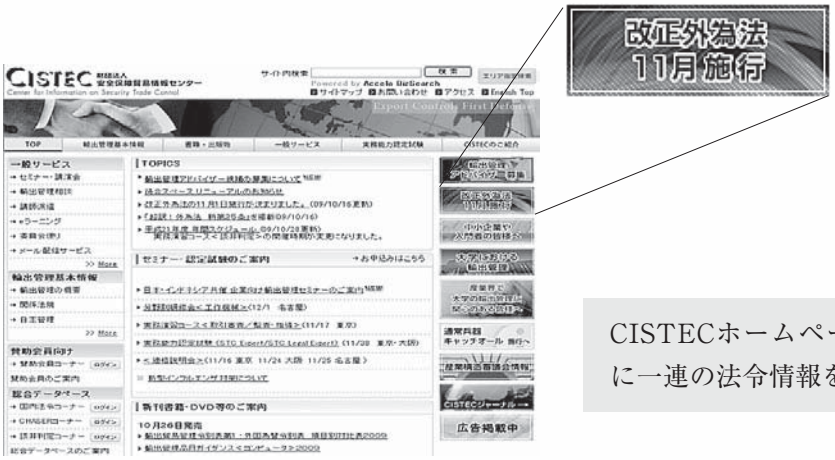

CISTECホームページ〈外為法改正〉に一連の法令情報を掲載しています。

CISTEC書籍一覧表

法令関係

- 関係法令集
- 法令集追補版（通常兵器キャッチオール）
- 用語索引集
- 輸出管理関係法令の道しるべ

該非判定帳票

- 項目別対比表
- パラメータシート コンピュータ
- パラメータシート 通信・情報セキュリティ
- パラメータシート エレクトロニクス
- パラメータシート 音響センサー・レーダー
- パラメータシート 先端材料関連
- パラメータシート 化学製剤原料関連
- パラメータシート 輸出令別表第2関連

品目別ガイダンス

- コンピュータ
- 通信・情報セキュリティ
- エレクトロニクス
- エレクトロニクス（電子デバイス編）
- センサー・レーザー・航法
- 役務取引
- 先端材料関連
- 化学兵器製造関連資機材
- 生物兵器製造関連資機材
- 化学製剤原料関連
- 材料加工
- 船舶機器・海洋センサー
- 核・原子力関連資機材
- 核・原子力関連資機材〈副読本〉05'
- 核・原子力関連資機材〈副読本〉09'
- 航空宇宙関連資機材（MTCR編）
- 航空宇宙関連資機材（WA編）
- 航空宇宙関連資機材〈副読本〉09'

自主管理

- 安全保障貿易管理ガイダンス
- 平成21年改正外為法早わかり
- モデルCPガイダンス
- キャッチオール規制に関する解説・事例集
- 実務者のためのQ&A及びガイダンス
- 平成21年改正外為法の解説

自主管理

- 自主管理事例集〈監査編〉
- 自主管理事例集〈教育編〉
- 海外拠点のための安全保障貿易管理ガイダンス〈日本語版〉〈英語版〉
- 海外子会社等指導のためのツール
- Overview of Japan's Export Controls

許可申請・通関

- 輸出許可申請手続きマニュアル
- 役務取引許可申請手続きマニュアル
- 公表リスト

教育・啓蒙

▶CISTECジャーナル（隔月発行）

- 安全保障貿易管理の話
- 安全保障貿易管理の周辺
- 安全保障貿易管理の情報分析
- DVD「安全保障貿易管理」

認定試験

- STC Associateへの道
- STC Associate問題集
- STC Expert問題集〈法令編〉
- STC Expert問題集〈貨物・技術編〉

海外法制度

- 法制度ガイダンス アジア版
- 法制度ガイダンス 中国版
- 法制度ガイダンス 米国・ブラジル版
- 法制度ガイダンス欧州版

米国法

- 米国輸出管理規制入門ガイド
- 米国輸出管理規制コンプライアンスガイド
- 米国輸出·再輸出規制Q&A／ケーススタディ
- EAR違反制裁事例解説
- 米国輸出管理法の再輸出規制
- 米国輸出規制に関する研修会テキスト&DVD
- 米国暗号規制に関する研修会テキスト&DVD

企業・大学等の輸出管理研修への講師派遣

CISTEC では、適正な自主管理への一助として、
企業・大学等へ「輸出管理研修」のために講師派遣を行っています。
是非、ご検討下さい。

□輸出管理担当者各位の様々な要望に対応

- 輸出関連業務の担当者に制度の基本・概要を理解させたい
- 研修が、どうもマンネリ化しているようなので改善したい
- 企業幹部に対して、輸出管理のしくみとリスク管理について分かりやすく説明して欲しい
- 貨物、技術の判定の際の、注意ポイント等を説明して欲しい
- 最新の輸出管理の動向について説明して欲しい
- 関係当局より、輸出管理に関する教育の重要性等を指摘された・・・等々

□講演の内容・経費

講演内容はご希望に応じて調整いたします。

■講演時間　2 時間程度

＊企業幹部を対象とした 1 時間程度の講演も可能です。

■講演料

・賛助会員／大学会員　5 万円

・上記以外の企業等　10 万円

■旅費等　研修会開催地までの交通費実費等

＊講師は東京又は大阪から派遣します。

【実績】

年度別派遣回数	派遣先別内訳
平成 18 年度・・・64 回	41 企業（51 回）10 団体（10 回） 2 大学（3 回）
平成 19 年度・・・71 回	43 企業（67 回）3 団体（3 回） 1 大学（1 回）
平成 20 年度 ・・・60 回	33 企業（49 回）2 団体（3回） 8 大学（8回）
平成 21 年度（4～10月） ・・・30 回	11 企業（24 回）4 団体（6回）

【主な講演テーマ例】

- ◆ 安全保障輸出管理の概要及び最近の動き
- ◆ 大学の安全保障輸出管理の構築向
- ◆ キャッチオール規制について
- ◆ 大学の役務取引規制について
- ◆ 貨物・技術の該非判定について

講師派遣に関する申込み・問合せ先

CISTEC　情報サービス・研修部　広報研修課
◆TEL：03－3593－1147
◆メール：CISTEC ホームページ「講師派遣」
（「メールフォームでのお問合せ」）

平成21年度輸出管理相談実績

情報サービス・研修部　貿易管理相談課
2009年10月末現在

平成21年度面接相談の内訳

年度	月	相談回数					
		賛助会員	出損団体	一般	合計		前年
					H20年	H21年	同月比
2009 平成21年	4月	19	6	20	40	45	113%
	5月	17	3	8	40	28	70%
	6月	30	4	18	50	52	104%
	7月	38	2	18	54	58	107%
	8月	20	3	17	39	40	103%
	9月	21	5	22	45	48	107%
	10月	29	8	18	45	55	122%
	11月				43		
	12月				39		
	1月				33		
	2月				35		
	3月				38		
合計		174	31	121	501	326	65%

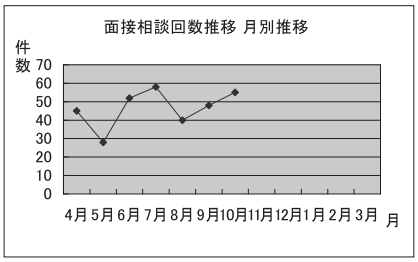

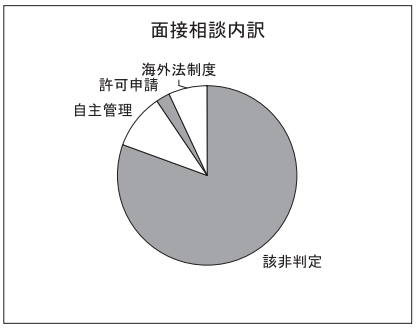

年度	月	相談内訳数（1相談内複数件あり）																	
		該非判定			自主管理					許可申請			海外法制度						相談件数合計
		貨物	役務	合計	CP構築	取引審査	監査教育指導	出荷管理	合計	貨物	役務	合計	EAR				その他海外法	合計	
													EAR概要	ECCN&LE	取引審査	合計			
2009 平成21年	4月	43	28	71	6	2	0	1	9	1	0	1	10	0	0	10	0	10	91
	5月	34	14	48	2	0	1	0	3	1	1	2	0	2	1	3	0	3	56
	6月	79	30	109	5	11	4	0	20	1	0	1	3	4	0	7	2	9	139
	7月	83	23	106	1	6	5	0	12	4	1	5	4	0	2	6	0	6	129
	8月	47	25	72	1	6	3	0	10	1	0	1	8	1	0	9	0	9	92
	9月	51	40	91	2	4	2	2	10	3	1	4	3	3	1	7	0	7	112
	10月	76	35	111	4	2	3	2	11	2	3	5	4	2	2	8	0	8	135
	11月																		
	12月																		
	1月																		
	2月																		
	3月																		
合計		413	195	608	21	31	18	5	75	13	6	19	32	12	6	50	2	52	754

CISTEC　安全保障貿易情報センター

新規賛助会員等のご紹介

1．新規賛助会員

●シーアイ化成株式会社
HP：http://www.cik.co.jp/
業種：化学
登録者：
①代表取締役 兼 専務執行役員
経営管理本部長　実藤　都生
②経営管理本部　法務・事業審査部長
中村　仁志
入会日：平成21年10月１日

（①輸出管理担当役員
②輸出管理担当部門長）

2．賛助会員社名変更

●住友電工デバイス・イノベーション株式会社
（旧社名：ユーディナデバイス株式会社）
変更日：平成21年８月１日

●三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
（旧社名：三菱重工環境エンジニアリング株式会社）
変更日：平成21年10月１日

CISTEC賛助会員名簿

平成21年11月 6 日現在
法人数：348

あ	1	㈱IHI
	2	アイコム㈱
	3	アイシン精機㈱
	4	アイパルス㈱
	5	旭化成㈱
	6	旭硝子㈱
	7	アップルジャパン㈱
	8	㈱アドバンテスト
	9	㈲アトリエ・ワン
	10	アプライドマテリアルズジャパン㈱
	11	㈱アマダ
	12	アリスタライフサイエンス㈱
	13	㈱アルバック
	14	アルバックテクノ㈱
	15	アルプス電気㈱
	16	アロカ㈱
	17	アンリツ㈱
い	18	池上通信機㈱
	19	伊藤忠商事㈱
	20	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱
	21	稲畑産業㈱
	22	イビデン㈱
	23	㈱イワキ
	24	岩崎通信機㈱
	25	岩谷産業㈱
	26	インターアクティブ㈱
	27	インテル㈱
う	28	ウシオ電機㈱
	29	（独）宇宙航空研究開発機構
	30	宇部興産㈱
え	31	エスアイアイ・ナノテクノロジー㈱
	32	エドワーズ（株）
	33	NECインフロンティア㈱
	34	NECエレクトロニクス㈱
	35	NECエンジニアリング㈱
	36	NECソフト㈱
	37	NECパーソナルプロダクツ㈱
	38	NECパーチェシングサービス㈱
	39	NECフィールディング㈱
	40	NXPセミコンダクターズジャパン㈱
	41	NTN㈱
	42	NTTアドバンステクノロ㈱
	43	㈱エヌ・ティ・ティエムイー
	44	NTTエレクトロニクス㈱
	45	NTTコミュニケーションズ㈱
	46	NTTソフトウェア㈱
	47	㈱NTTデータ
	48	㈱NTTドコモ
	49	㈱NTTファシリティーズ
	50	エプソンイメージングデバイス㈱
	51	エプソントヨコム㈱
	52	㈱荏原製作所
	53	FDK㈱
	54	エルピーダメモリ㈱
	55	エンシュウ㈱
お	56	㈱オーク製作所
	57	オークマ㈱
	58	大阪機工㈱
	59	（株）沖データ
	60	沖電気工業㈱
	61	㈱OKIネットワークス
	62	オプテックス・エフエー㈱
	63	オムロン㈱
	64	オリンパス㈱
か	65	（独）海洋研究開発機構
	66	加賀電子㈱
	67	カシオ計算機㈱
	68	兼松㈱
	69	川崎重工業㈱
き	70	キャタピラージャパン㈱
	71	キヤノン㈱
	72	共信テクノソニック㈱
	73	京セラ㈱
	74	京セラミタ㈱
	75	㈱共和電業
く	76	㈱クボタ
	77	㈱グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
け	78	KDDI㈱
	79	ケーエルエー・テンコール㈱
	80	㈱KELK
	81	（独）原子力安全基盤機構
こ	82	小池酸素工業㈱
	83	小糸工業㈱
	84	㈱神戸製鋼所
	85	コニカミノルタエムジー㈱
	86	コニカミノルタオプト㈱
	87	コニカミノルタセンシング㈱
	88	コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱
	89	コニカミノルタホールディングス㈱
	90	コマツクイック㈱
	91	コマツNTC㈱
	92	㈱小松製作所
	93	コマツユーティリティ㈱
さ	94	サクサ㈱
	95	㈱SUMCO
	96	（独）産業技術総合研究所
	97	㈱三社電機製作所
	98	サンディスク㈱
	99	三洋電機㈱
	100	三洋半導体㈱
し	101	シーアイ化成㈱
	102	GEセンシング・ジャパン㈱
	103	GEヘルスケア・ジャパン㈱
	104	シスメックス㈱
	105	シチズンホールディングス㈱
	106	㈱島津製作所
	107	㈱ジェイテクト
	108	JVC・ケンウッド・ホールディングス㈱
	109	㈱シマノ
	110	㈱ジュピターコーポレーション
	111	シャープ㈱
	112	㈱ジャムコ
	113	シュルンベルジェ㈱
	114	昭和電工㈱
	115	ショット日本㈱
	116	㈱シリコンセンシングシステムズジャパン
	117	信越化学工業㈱
	118	神鋼商事㈱
	119	新電元工業㈱
	120	新日本工機㈱
	121	新日本石油㈱
	122	新日本造機㈱
	123	新明和工業㈱
す	124	㈱スギノマシン
	125	スター精密㈱
	126	住友化学㈱
	127	住友重機械工業㈱
	128	住友商事㈱
	129	住友電工デバイス・イノベーション㈱
	130	住友ベークライト㈱
せ	131	セイコーインスツル㈱
	132	セイコーエプソン㈱
	133	積水化学工業㈱
	134	全日空商事㈱
	135	全日本空輸㈱
そ	136	双日㈱
	137	双日ジェクト㈱
	138	双信電機㈱
	139	㈱ソディック
	140	ソニー㈱
た	141	ダイキン工業㈱
	142	大日本印刷㈱
	143	大日本スクリーン製造㈱
	144	ダイハツ工業㈱
	145	㈱ダイフク
	146	太陽誘電㈱
	147	㈱滝澤鉄工所
	148	多田電機㈱
	149	㈱タムラ製作所
ち	150	蝶理㈱
	151	千代田化工建設㈱
つ	152	㈱ツガミ
て	153	㈱ディーアンドエムホールディングス
	154	TDK㈱
	155	TDKラムダ㈱
	156	テクノクオーツ㈱
	157	㈱TEMCO
	158	デル㈱
	159	㈱デンソー
	160	㈱デンソーウェーブ
	161	（財）電力中央研究所
と	162	東海カーボン㈱
	163	東京エレクトロン㈱
	164	東京応化工業㈱
	165	東京計器㈱
	166	㈱東京精密
	167	東京貿易㈱
	168	㈱東芝
	169	東芝機械㈱
	170	東芝テック㈱
	171	東芝メディカルシステムズ㈱
	172	東邦テナックス㈱
	173	㈱東陽
	174	東洋アルミニウム㈱
	175	東洋インキ製造㈱
	176	東洋エンジニアリング㈱
	177	東洋炭素㈱
	178	東洋紡績㈱
	179	東レ㈱
	180	東レインターナショナル㈱
	181	㈱トーメンエレクトロニクス
	182	ドコモ・テクノロジ㈱
	183	凸版印刷㈱
	184	トヨタ自動車㈱
	185	トヨタメディアサービス㈱
	186	㈱豊田自動織機
	187	豊田通商㈱
	188	トヨタ紡織㈱
	189	トレンドマイクロ㈱
な	190	長瀬産業㈱
	191	中村留精密工業㈱
に	192	㈱ニコン
	193	㈱ニコンインステック
	194	㈱ニコンビジネスサービス
	195	西日本電信電話㈱
	196	ニスカ㈱
	197	日揮㈱
	198	日機装㈱
	199	日産自動車㈱
	200	日産トレーディング㈱
	201	日東電工㈱
	202	日特エンジニアリング㈱
	203	ニッペトレーディング㈱
	204	日本アイ・ビー・エム㈱
	205	日本インター㈱
	206	日本カーボン㈱
	207	日本ガイシ㈱
	208	日本クラウトクレーマー（株）
	209	（独）日本原子力研究開発機構
	210	日本航空電子工業㈱
	211	日本サムスン㈱
	212	日本精工㈱
	213	㈱日本製鋼所
	214	日本テキサス・インスツルメンツ㈱
	215	日本電気㈱
	216	日本電子㈱
	217	日本電信電話㈱
	218	日本飛行機㈱
	219	日本ヒューレット・パッカード㈱
	220	日本ムーグ㈱
	221	日本無線㈱
	222	日本ユニシス㈱
ね	223	ネッツエスアイ東洋㈱
の	224	ノーリツ鋼機㈱
	225	㈱野村総合研究所
は	226	㈱バーテックススタンダード
	227	パイオニア㈱
	228	㈱バッファロー
	229	パナソニック㈱
	230	パナソニックエレクトロニックデバイス㈱
	231	パナソニック電工㈱
	232	パナソニックファクトリーソリューションズ㈱
	233	パナソニックモバイルコミュニケーションズ㈱
	234	浜松ホトニクス㈱
ひ	235	PFUテクノコンサル㈱
	236	東日本電信電話㈱
	237	光伝導機㈱
	238	㈱日阪製作所
	239	㈱日立アドバンストデジタル
	240	日立オムロンターミナルソリューションズ㈱
	241	日立化成工業㈱
	242	日立金属㈱
	243	日立建機㈱
	244	㈱日立国際電気
	245	㈱日立国際ビジネス
	246	日立コンピュータ機器㈱
	247	㈱日立製作所
	248	日立ソフトウェアエンジニアリング㈱
	249	㈱日立超LSIシステムズ
	250	㈱日立ディスプレイズ
	251	日立電子サービス㈱
	252	日立電線㈱
	253	㈱日立ハイテクノロジーズ
	254	日立ビアメカニクス㈱
	255	㈱日立プラントテクノロジー
	256	日立マクセル㈱
	257	㈱日立メディコ
ふ	258	ファナック㈱
	259	㈱フィリップスエレクトロニクスジャパン
	260	㈱フェローテック
	261	㈱富士インダストリーズ
	262	富士機械製造㈱
	263	㈱フジキン
	264	富士重工業㈱
	265	富士ゼロックス㈱
	266	富士通㈱
	267	富士通テン㈱
	268	富士通マイクロエレクトロニクス㈱
	269	富士電機デバイステクノロジー㈱
	270	富士フイルム㈱
	271	双葉電子工業㈱
	272	船井電機㈱
	273	ブライアンケイブインターナショナルトレード㈱
	274	ブラザー工業㈱
	275	フリースケール・セミコンダクタ・ジャパン㈱
	276	古河電気工業㈱
	277	古野電気㈱
ほ	278	ホシデン㈱
	279	ボッシュ㈱
	280	HOYA㈱
	281	㈱堀場製作所
	282	ポリプラスチックス㈱
	283	㈱本田技術研究所
	284	㈱ホンダトレーディング
	285	本田技研工業㈱
ま	286	マイクロソフト㈱
	287	マキノジェイ㈱
	288	㈱牧野フライス製作所
	289	㈱マクニカ
	290	㈱松浦機械製作所
	291	㈱マブチ・エスアンドティー
	292	丸善石油化学㈱
	293	丸文㈱
	294	丸紅㈱
み	295	㈱ミスボ
	296	三井情報㈱
	297	三井住友ファイナンス＆リース㈱
	298	三井精機工業㈱
	299	三井物産㈱
	300	三井物産エレクトロニクス㈱
	301	三井物産ケミカル㈱
	302	三井物産プラントシステム㈱
	303	三井物産メタルズ㈱
	304	㈱ミツトヨ
	305	三菱化学㈱
	306	三菱化工機㈱
	307	三菱原子燃料㈱
	308	三菱航空機㈱
	309	三菱自動車工業㈱
	310	三菱重工環境・化学エンジニアリング㈱
	311	三菱重工業㈱
	312	三菱商事㈱
	313	三菱電機㈱
	314	三菱電機エンジニアリング㈱
	315	三菱日立製鉄機械㈱
	316	三菱ふそうトラック・バス㈱
	317	三菱マテリアル㈱
	318	三菱レイヨン㈱
	319	ミツミ電機㈱
	320	ミネベア㈱
む	321	村田機械㈱
	322	㈱村田製作所
め	323	㈱明電舎
	324	メタウォーター㈱
	325	㈱メタルワン
も	326	㈱森精機製作所
	327	モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン（合）
や	328	㈱安川電機
	329	安田工業株式会社
	330	ヤマザキマザックトレーディング㈱
	331	㈱山善
	332	㈱山武
	333	ヤマハ㈱
	334	ヤマハ発動機㈱
ゆ	335	ユアサ商事㈱
	336	郵船航空サービス㈱
よ	337	横河電機㈱
り	338	㈱リガク
	339	㈱リコー
	340	理想科学工業㈱
る	341	㈱ルネサスソリューションズ
	342	㈱ルネサステクノロジ
	343	㈱ルネサス販売
ろ	344	ローム㈱
	345	ローランド㈱
わ	346	ワイエイシイ㈱
	347	㈱和井田製作所
	348	㈱ワコム

FAX:03-3593-1136（CISTEC　広報研修課行き）

財団法人　安全保障貿易情報センター

平成21年度CISTECジャーナル定期購読申込書

（購読期間:H21年4月～H22年3月）

（発行月:H21/5月，7月，9月，11月，H22/1月，3月）

（注:自動継続で購読されている方は、冊数及び送先等の変更がない場合は、お申込みの必要はございません。）

CISTEC ジャーナルは、輸出管理に関する最新の動向を収録した機関誌で、年６回（隔月奇数月）発行されます。
定機購読のお申込みは次のいずれかをお選びください。（定期購読は割引サービスを致しております。）

- 自動継続購読（初年度にお申込みいただきますと、次年度以降のお申込み手続きが不要となります。
  → 冊数の変更及び中止等が発生する場合はあらかじめご連絡ください。
- １年のみ（１年間のみの購読となりますので、毎年度、お申込みの手続が必要となります。）

＜　購読料金表　＞　（HP 掲載 : http://www.cistec.or.jp/publication/journal.html）

	年間購読料(消費税込)		
購読冊数各号につき	賛助会員 （単体価格４００円）	一般価格 （単体価格８００円）	年間送料 （消費税込）
各号 １冊（年合計　６冊）	２，１６０円	４，３２０円	９６０円
各号 ２冊（年合計１２冊）	４，３２０円	８，６４０円	１，２６０円
各号 ３冊（年合計１８冊）	６，４８０円	１２，９６０円	１，２６０円（3冊～４冊迄）
各号 ５冊（年合計３０冊）	１０，８００円	２１，６００円	１，８６０円（5冊～９冊迄）
各号 10 冊（年合計６０冊）	２１，６００円	４３，２００円	２，７００円

（ご注意）
購読期間中の冊数の変更、キャンセル及び返金はできませんので予めご了承ください。
（お振込みにかかる手数料はご負担ください。）年度途中からの購読の場合、バックナンバーを含みお送りします。
◆問い合わせ先　財団法人　安全保障貿易情報センター　情報サービス部　TEL: 03-3593-1149
＜お申込み記入欄＞

購読冊数	各号につき　　冊	購読種類（ご希望の購読に丸をつけてください。）			
		自動継続	１年間のみ	変　更	中　止

平成　　年　　月　　日申込

ふりがな 会社名		
所属／役職		
ふりがな 担当者氏名		
住　所	〒	
TEL／FAX	TEL	FAX
E－mail		

＊　本申込書に記載いただいた個人情報は、CISTEC 書籍、研修会、HP 等のご案内、若しくは請求書の送付等へ利用させていただくことがあります。

０９１１Ｊ

キリトリ線

CISTEC journal
2009.11 No.124

編集後記

CISTEC Journal 編集部

◆昨年度から話題となっていた改正外為法。今月１日からいよいよ施行となりました。技術移転規制、輸出者等遵守基準、罰則強化…と、読者の中には複雑で理解しがたい部分もあるのでは思います。そこで本誌「輸出管理NEWS」では技術移転規制の重要ポイントを、「寺子屋塾」では罰則強化に伴う書類保管の延長についてを、そして「特集」では今後ますます重要になるであろう輸出管理教育に焦点を当てています。

◆輸出管理教育アンケートを10月中旬から約１週間、CISTECホームページ上にて実施いたしました。130名以上の皆様からご協力いただきました。自社の工夫事例やCISTECへの要望も頂き、今後のセミナーや出版等のサービス拡充の参考とさせていただく予定です。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

◆10月24日（土）、NHK番組「追跡！A to Z　北朝鮮、謎の“核調達人”」が放映されました。北朝鮮の調達ネットワークにドイツ商社が巻き込まれ、ウラン濃縮に必要な遠心分離機の資機材の一つ、アルミニウム管を不正に輸出してしまったという内容です。CISTECのホットライン等でもご案内しておりましたので、読者の皆様の中にもご覧になられた方も多いのでは、と思います。４年間にわたって現地に赴き、精力的に取材しているディレクター。臨場感あふれるドキュメンタリーとなっており、不正輸出に至る経緯や教訓を学ぶことができました。個人的には、この事件は約３ヶ月前のCISTEC夏期講座で取り上げていたため、NHKがどんな切り口から報道するのか関心を持って見ておりました。なお、再放送の日程については随時、下記のページで知ることができます。

◇追跡！A to Z 公式HP：http://www.nhk.or.jp/tsuiseki/

今月の輸出管理川柳

来年から　小遣い減らすと　経済制裁

✉ 皆様からのご質問、お待ちしています。
https://www.cistec.or.jp/inquiry/journal/inquiry.cgi